

## 第2次佐久穂町総合計画

平成29年度 平成38年度  
(2017) — (2026)

『自律し多様なコミュニティが  
人々の暮らしを支え、  
挑戦や行動を支援するまち』を目指して

平成28年12月

佐久穂町

## コミュニティの可能性

コミュニティへ参加する住民が多く、活動が活発であるほど、住民の幸福度が高まったり、経済活動が発展しやすいといわれています。

このたび策定しました第2次佐久穂町総合計画は、平成27年度に策定の「佐久穂町コミュニティ創生戦略」の内容を計画の柱とし、「自律し多様なコミュニティが人々の暮らしを支え、挑戦や行動を支援するまち」を将来像として掲げました。

コミュニティというと、人づきあいや地縁による繋がりなどがわずらわしいという印象を抱く方も少なくありません。しかし、毎日の暮らしを振り返ってみてください。家族や地域をはじめとする多様な「コミュニティ」によって、私たちの暮らしは守られているのです。

今、佐久穂町の風土やコミュニティに魅力を感じ、自分のやりたい仕事に佐久穂で取り組む若者も増えています。彼、彼女たちは、佐久穂に新たな価値を感じ、佐久穂で暮らしています。今までの価値観の上に新しい価値観が加わることで、「ひと」は佐久穂で暮らしたいと思い、佐久穂で「しごと」をしたいと思うのです。そのキーとなるのが「コミュニティ」です。

どうか町の課題を「自分ごと」として捉え、「自分にできることは何か」を考え、将来像の実現に向けて住民の皆様と行政が力を合わせたまちづくりを進めていきましょう。住民一人ひとりの行動や挑戦が、将来にわたって自律的で持続可能なまちづくりに繋がると信じております。

終わりに、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました住民の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成28年12月

佐久穂町長 佐々木 定男

# 目次

|            |       |     |
|------------|-------|-----|
| コミュニティの可能性 | 佐久穂町長 | ……2 |
|------------|-------|-----|

## 第1章 序論

---

|   |          |      |
|---|----------|------|
| 1 | 計画の目的と役割 | ……5  |
| 2 | 佐久穂町のすがた | ……7  |
| 3 | 時代の潮流    | ……11 |
| 4 | 住民意向     | ……13 |
| 5 | 今後の主要な課題 | ……18 |

## 第2章 基本構想

---

|   |                               |      |
|---|-------------------------------|------|
| 1 | 佐久穂町が目指す姿                     | ……20 |
|   | (1) 将来像 (2) 人口目標 (3) 土地利用ビジョン |      |
| 2 | 計画の体系と方針                      | ……24 |
|   | (1) 計画の体系 (2) まちづくり戦略         |      |
| 3 | 財政計画                          | ……29 |

## 第3章 基本計画

---

|   |   |      |
|---|---|------|
| 1 | 総論  | ……31 |
| 2 | 各論  | ……34 |
|   | 重点戦略A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり (地域コミュニティ)      | 34   |
|   | 重点戦略B 選ばれ誇りを養う子育て・教育のまちづくり (子育て・教育コミュニティ) | 60   |
|   | 重点戦略C 地域に根差した活力ある産業のまちづくり (地域経済創造コミュニティ)  | 67   |
|   | 基本戦略 安心、安全、快適なまちづくり                       | 86   |

## 附属資料

---

|    |             |       |
|----|-------------|-------|
| 1  | 諮問・答申       | ……115 |
| 2  | 佐久穂町総合計画審議会 | ……117 |
| 参考 | 各論の見方       | ……119 |

## 第1章 序論

---

|   |          |         |
|---|----------|---------|
| 1 | 計画の目的と役割 | ----- 5 |
| 2 | 佐久穂町のすがた | ----- 7 |
| 3 | 時代の潮流    | -----11 |
| 4 | 住民意向     | -----13 |
| 5 | 今後の主要な課題 | -----18 |

# 1 計画の目的と役割

---

## (1) 計画策定の趣旨

平成 17 年 3 月、佐久町、八千穂村の 2 町村が合併し新たに誕生した佐久穂町は、まちづくりの中長期的な方向を示す最初の「第 1 次佐久穂町総合計画（平成 19 ～28 年度）」に基づき、「水と緑のうるおい 人の営みが奏でる未来のふるさと」を町の基本理念に掲げ、新町の均衡ある発展や町民サービスの向上、さらに地域の特性を活かした一体的なまちづくりを進めてきました。

この間、世界的な経済・金融危機や雇用環境の低迷、東日本大震災をはじめとした自然災害による安心・安全への関心の高まり、少子高齢化と人口減少による地域経済の縮小や、地域活力の低下が予想されるなど、大きな社会の転換期を迎えています。

これらの変化を受け止め、住民と行政が新しい時代に向けた目指すべき町の将来像を共有し、踏み出していくための指針として第 2 次佐久穂町総合計画を策定します。

## (2) 計画の役割

### ① 町の最上位計画

本計画は、まちづくりの最上位計画として本町が目指す将来像の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための各種個別計画の指針となる役割を担っています。また、国、県、住民、事業者等に対して佐久穂町の基本的な考え方を発信し、連携した取組を推進する役割を担っています。

### ② 行財政改革大綱（期間：平成 26～32 年度）との関係

「佐久穂町行財政改革大綱」は、本計画の着実な推進をサポートするための町の行財政運営の指針となるものです。町政を将来にわたって安定的に運営していくため、限られた資源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げながら、常にその組織及び運営の効率化、透明性を目指して、行政運営手法、組織・人事管理、財政運営等の方針について定めており、本計画を下支えする大綱として着実な推進を図っていきます。

### ③ 佐久穂町コミュニティ創生戦略（期間：平成 27～31 年度）との関係

平成 26 年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成 27 年度に策定した「佐久穂町コミュニティ創生戦略（佐久穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」は、“コミュニティによる課題解決”を掲げ、将来にわたって自律的で持続力のあるまちづくりの推進に向けて、平成 31 年度までの町の重点的な取組、施策を定めています。

このため、総合計画の策定に当たっては、この創生戦略の内容を柱に、町政全般にわたる基本的方向や施策等を定めます。

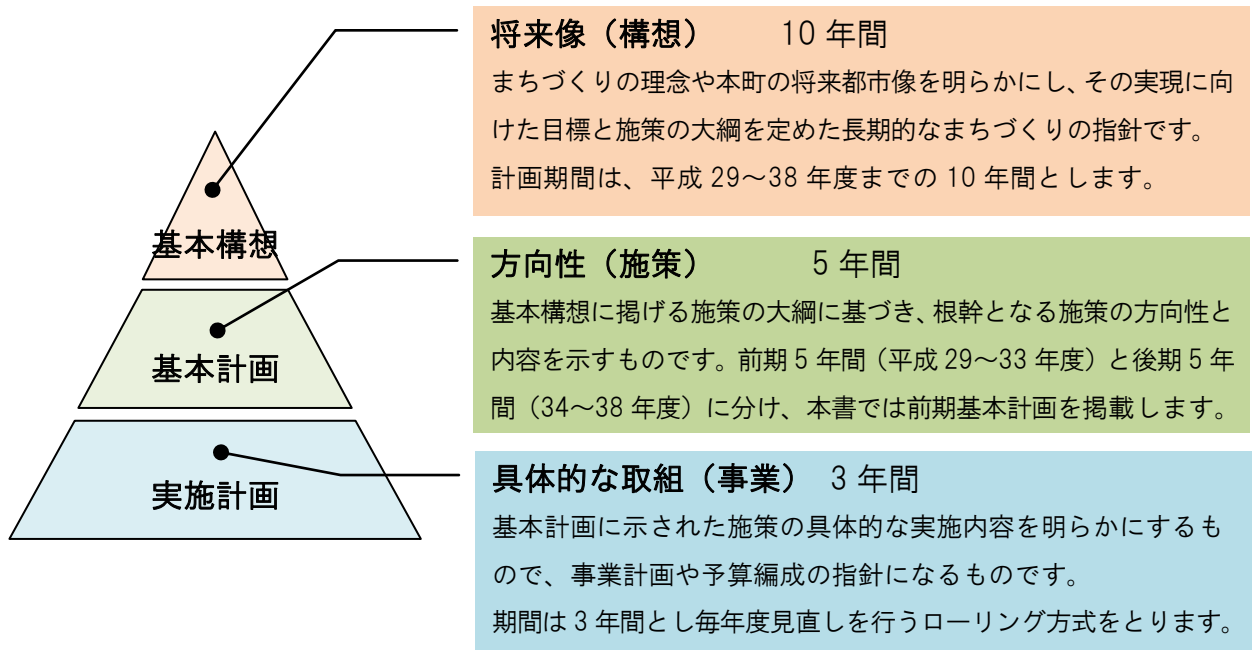
### (3) 計画の期間と構成

#### ① 期間

平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要な見直しを行う場合があります。

#### ② 構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。本書では、「実施計画」を除く計画を明記しています。



| 年度<br>区分 | 平成29<br>(2017)<br>年度 | 平成30<br>(2018)<br>年度 | 平成31<br>(2019)<br>年度 | 平成32<br>(2020)<br>年度 | 平成33<br>(2021)<br>年度 | 平成34<br>(2022)<br>年度 | 平成35<br>(2023)<br>年度 | 平成36<br>(2024)<br>年度 | 平成37<br>(2025)<br>年度 | 平成38<br>(2026)<br>年度 |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 基本構想     | 10年間                 |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
| 基本計画     | 前期 5年間               |                      |                      |                      |                      | 後期 5年間               |                      |                      |                      |                      |
| 実施計画     | ※ローリングによる見直しを毎年実施    |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |

## 2 佐久穂町のすがた

### (1) 位置と地勢

#### ■ 地理・地形

本町は、長野県の東部、南佐久郡の北部に位置し、北は佐久市、西は茅野市、東は群馬県上野村と南牧村、南は小海町に接しています。町の面積は 188.15 km<sup>2</sup>、東西 29.5km、南北 14.8km です。

町の中央部を千曲川の清流が南北に貫流し、その沿岸に沿って国道 141 号と JR 小海線が走っています。また千曲川を境とした西部の八ヶ岳山系と東部の秩父山系の嶺を結ぶ国道 299 号が東西に走っています。



#### ■ 社会的条件

佐久市と小海町に隣接し、通勤や通学、商圈など社会的及び経済的に大きなつながりがあります。また、平成 29 年度に中部横断自動車道の延伸により 2 つのインターチェンジ（以下、IC と表記。）が町内に開通し、東京方面、長野・新潟方面に高速道路で移動が可能となり、産業や観光の分野において、さらなる交流の促進が期待されます。

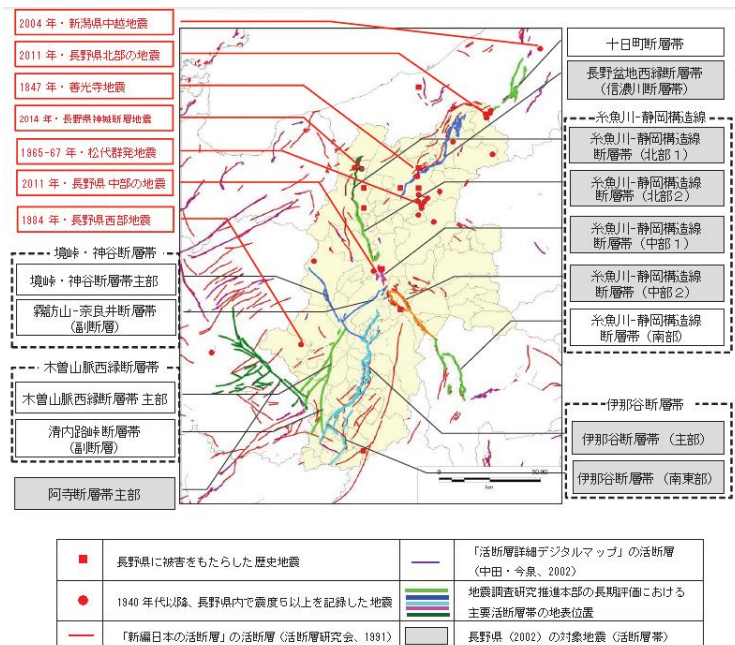


図 2.1-2 長野県の活断層の分布と被害地震の分布

注) 糸魚川-静岡構造線断層帯における「北部1」「北部2」「中部1」「中部2」は、地震調査委員会長期評価部会 (2000) による糸魚川-静岡構造線断層帯の活動セグメント (活断層を、過去の活動時期、平均変位速度、変位の向きなどに基づいて区分した断層区間) を示す。

(出典：長野県地震被害想定調査報告書概要版 H27.3 月 (長野県))

#### ■ 気象・災害

日照時間が年平均約 2,000 時間と四季を通じて長く、年平均降水量が約 922mm 前後と雨の少ない恵まれた環境にあります。

気候は内陸性気候で、年間平均気温が 11℃ 前後、寒暖の差は大きいものの、夏季は冷涼、冬季は積雪が少なく、寒気の厳しい冬季を除けば暮らしやすい環境です。

長野県には山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られますが、本町は活断層がなく、地震による被害が少ない地域です。

## (2) 人口と世帯

### ■ 人口と世帯数

町の総人口は、平成 27 年国勢調査（速報値）によると 11,192 人で、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間に 877 人減少しています。また、世帯数は、同調査によると 4,017 世帯で、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間に 75 世帯減少しました。1 世帯当たりの人員は、平成 22 年国勢調査では 2.94 人でしたが、平成 27 年には 2.78 人となっており、世帯規模は引き続き縮小しています。

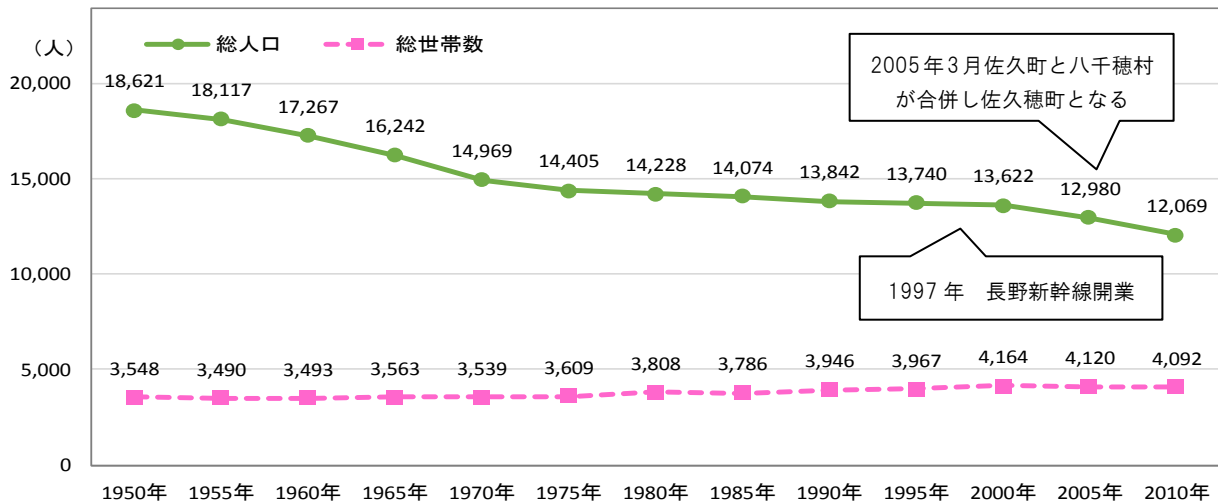


図1 総人口及び総世帯数の推移

出典：2010年まで国勢調査  
 ※2005年までは佐久町、八千穂村の合算値

### ■ 人口構成

人口構成は、年少人口と生産年齢人口の割合の減少が続き、高齢化率の上昇が続いています。特に、全国のデータと比較すると、20～34歳の人口流出、35～39歳の団塊ジュニア世代が少なく、産業や子育ての担い手の割合が少ないことがわかります。

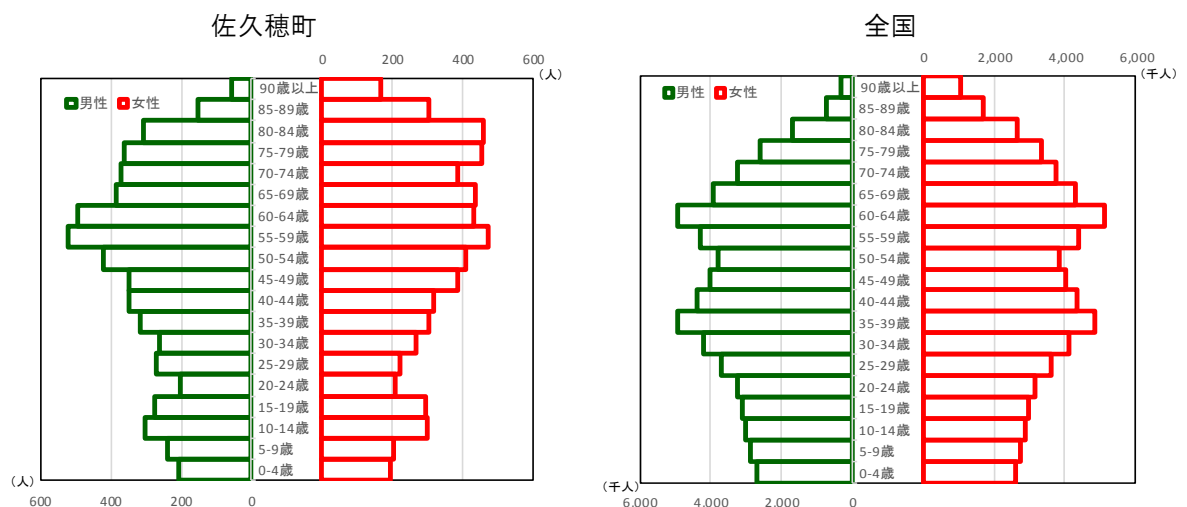


図2 人口ピラミッド（2010年）

（出典：佐久穂町人口ビジョン）



## (3) 佐久穂町の特性

### ■ 清らかで豊かな水が自慢

2,400mを超える縞枯山や双子山などをはじめとする北八ヶ岳山麓や茂来山、十石峠周辺の関東山地の豊かな森に集められた水は、長い年月をかけ湧き水となります。湧き水は、八千穂高原に白駒池や雨池などの神秘的な湖を点在させ、さらに清流は苔むした岩間を流れ集まり、大石川や抜井川などの溪流となります。これら澄んだ清らかな水は、佐久平に住む人たちの水がめであり、佐久地域のライフラインとして、ここに住む人々にうるおいと安らぎを与えています。

### ■ 高原の地に宝石のような風景がちりばめられたまち

八ヶ岳中信高原国定公園の東に位置する八千穂高原には、四季折々の風景や季節感を満喫できる高原として多くの観光客や写真家が訪れます。人気のスポットは、なんとといっても「日本一美しい」といわれる白樺の林です。また、標高 2,000m を超える天然湖が4つも存在し、特に白駒池は、シラビソ、トウヒ、ツガの苔むした原生林や神秘的な水面に加え、ひんやりとした清浄な森の息吹が、夏にはなによりのおもてなしとなっています。

### ■ 自然に育まれる農林水産業

町は、水稻や花卉、果樹、酪農、高原野菜の栽培を中心とした農業が産業の中心となっています。特に花卉栽培は歴史があり、アルストロメリア、カーネーション、菊、バラなどの栽培を中心に県下でも有数の産地です。また、果樹の特産品として太陽の果実といわれるプルーンがあり、この町で完熟した「生のプルーン」は甘くてとても好評です。

町の総面積の 80%以上を占める森林は、戦後に植栽されたカラマツの人工林が多く、伐期を迎えており、その有効活用と資源の循環に配慮した施策の推進が求められています。

また、近年、冷涼な気候を生かし多品種有機栽培に取り組む若手農家の増加、地域資源を生かした特産品開発、ブランド化、異分野相互連携が生まれています。

### ■ 健康管理、予防医療のまち

農村医療のさきがけとして集団健康健診を 50 年以上の長きにわたり継続しています。その経験とノウハウを基礎として、住民ニーズに応じた各種健診の充実、保健推進員の活動を中心とした地域での健康づくり学習や予防意識の醸成を図っています。

## ■ 誰もが将来に希望を持って暮らせる温もりのあるまち

安心して子育てができるよう、高校生までの医療費無料化、保育園の長時間保育や病児・病後児保育、学童クラブ、児童館の設置など子育て環境の整備を重点的に取り組んでいます。

また、障がいをもった人が住み慣れた地域で、社会参加し、自分らしい生活を送れるよう就労（通所）の場として「陽だまりの家（佐久穂町障がい者福祉施設）」を整備し、また障がいのある子どもたちに対し、放課後や長期休暇中の療育の場となる放課後等デイサービス事業などに取り組んでいます。

## ■ まちづくりは人づくり

住民の誰もが心身ともに健康で、生きがいを持って暮らせるために、生涯にわたり、自ら学び続けることのできる学習環境の整備を推進しています。図書館併設の生涯学習館「花の郷・茂来館」を中心に、住民の「学びたい、知りたい」のニーズを的確に把握し、学び合い、教え合う双方向型の学習の場づくりに努めています。また、ひとり1スポーツを目標に、生涯スポーツの普及を推進しています。

未来の町を担う人づくりに向け、平成27年開校した佐久穂小中学校では、家庭、地域、学校、行政が連携して子どもたちの郷土愛をはぐくむキャリア教育、教育課程特例校の指定を受けた英語教育を実施し、小中一貫教育を推進しています。

## ■ 地域文化の価値を再発見する

昭和3年に小学校で購入されたドイツ製のスタインベルクピアノは、国内に残っている3台のうちの1台です。町民有志の募金活動で修復されたピアノは、「誰でもピアノに触れられるように」と一般公開し、貴重なピアノに直接触れ、音色を楽しむというピアノ本来の価値を知るとともに、文化財の保護や意義を考える良い機会となっています。

また、日本画壇の最高峰にいた奥村土牛画伯の素描を収蔵した美術館は、大正時代から昭和の初めに建築された黒澤合名会社の集会場として使われていた建物を改修したもので、当時の重厚な面影を残しています。堅牢で趣のある雰囲気醸し出し、近代建築の遺産としても重要な資料となっているほか、八千穂駅前の古くからのまちなみの一角をなす貴重な建築物です。

## ■ 今も息づく多様なコミュニティ

佐久穂町には先人達が生活の中から築き上げてきた、各集落における活動や健康管理事業をはじめとする多様なコミュニティ、お互いの顔が見える人と人の繋がりが今も息づいています。豊かな自然環境の中で、コミュニティというつながりを再度、住民と町が力を合わせて磨き上げ、その魅力に人が自然に集まる、そんなまちづくりを目指しています。

## 3 時代の潮流

---

### (1) 人口減少・少子高齢社会の進展

我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少傾向が続き、平成 37 年（2025 年）には約 1 億 2 千万人になると見込まれています。また、少子高齢化が一層進行し、総人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合は、平成 37 年には 30.3%と約 3 割まで上昇すると見込まれています。

こうした人口減少や少子高齢化により、労働力の減少や地域活力の低下、年金や医療費などの社会保障費の増大など、社会のあり方に様々な影響をもたらすと考えられています。効率的・持続的なまちづくり、一体感のある地域コミュニティの醸成等、社会構造の変化に対応したまちづくりが求められています。

### (2) 経済のグローバル化と広域交流の拡大

経済のグローバル化の進展により、人・物・お金・情報の流れが多様に展開し、経済活動の機会が拡大する一方で、地域間・国際間の競争は激化しており、世界の経済変動（平成 20 年のリーマンショックと呼ばれる金融危機など）が地域経済に直ちに波及するようになっていきます。

今後は、産官学民の連携を産業分野全般において推進することで、安定した産業の振興やインバウンド観光等の推進に取り組み、競争を勝ち抜く産業の高付加価値化を図ることが重要となります。

また、交通基盤の整備等により日常生活圏の広域化が進んでいます。人口減少社会が進行し、定住人口の大幅な増加が見込めない全国の市町村では、賑わいと魅力ある独自性のあるまちづくりを進め、国内外からの観光・ビジネス等の誘客による交流促進を目指す動きが強まっています。

### (3) 環境に対する意識の高まり

地球温暖化をはじめ、地球規模で環境問題が深刻化する中で、低炭素社会や循環型社会の構築、自然環境の保全・再生等の環境への意識や関心が高まっています。

また、新興国におけるエネルギー需要の拡大を背景に、世界各国で再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組が進められています。我が国においても、東日本大震災において発生した電力不足を受けて、エネルギー政策の転換が求められ、太陽光やバイオマス等の利用が拡大するとともに、次世代自動車の活用といった省エネルギー化が進んでいます。

今後、個人や企業、行政が一体となり、省エネルギー化の推進やごみの減量化・資源化等で環境への負荷低減を図り、豊かな自然環境の保全・共生を目指した低炭素・循環型社会を構築し、次世代に引き継いでいくことが求められます。

## （４）安心・安全のまちづくりの追求

平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機に、地震や風水害、雪害といった自然災害による被害を最小限に抑える減災の重要性が強く求められています。また、我が国の高度経済成長期以降に整備されてきたインフラは建設後 50 年以上を経過し、近年、急速に老朽化しており、インフラの長寿命化に向けたまちづくりが求められています。

また高齢者や子どもが被害者となる犯罪や交通事故、近年の健康志向や食品衛生に関する事故等による食に関する安全性の意識も高まっています。

このことから、住民が安心・安全で暮らせるよう、様々な自然災害等を想定した防災対策、インフラの強靱化、犯罪や交通事故を抑止するための防犯・交通安全対策、農畜産物等の安全な食の供給等、安心・安全の確保が求められています。

## （５）地方分権の推進と地方創生への対応

住民に身近な行政は地方公共団体が担うとともに、地域住民が参画・協働した地方行政を行う「地方行政改革」が進んでいます。その一方で、長引く景気低迷に伴う地方税収の減収等から、地方分権に即した行政運営に見合う財源が確保できないおそれもあり、まち・ひと・しごとを創生する「地方創生」と連動した選択と集中による行財政の効率化と健全化、より一層の創意と工夫に満ちたまちづくりが求められています。

町では人口や世帯の減少を前提とした、「人が減っても住み慣れた集落で住み続けられる方策を探ること」を地方創生の 1 つの課題として取り組むこととしています。住民自身が「自分ごととして考えて、決める」プロセスを大切にして、将来の漠然とした不安に対する具体的な対策を考え、集落内の「コミュニティ」という重要なライフラインが途切れないようにしていくことが必要となります。

# 4 住民意向

## (1) 住民アンケート調査の概要

第2次佐久穂町総合計画の策定にあたり、佐久穂町の住み良さや愛着、まちづくり施策の満足度や今後の施策の重要度等について、住民意向調査を行いました。その調査結果概要は、以下のようにまとめられます。

**【調査概要】**

- ◇調査対象者：町内に住所のある16歳以上の方（平成28年4月1日現在）
- ◇調査方法：郵送による全戸配布
  - ※調査票は2種類に分け、世帯としての回答を求めた「世帯票」と、16歳以上の住民の各個人としての回答を求めた「個人票」を一式として配布・回収
- ◇実施期間：平成28年1月8日～1月24日
- ◇回収数：1,831世帯（回収率43.52%）
- ◇有効回答数：1,826世帯（有効回答率43.4%）、4,373件（個人票）

### ① 佐久穂町の暮らしの満足度

現在の地区での暮らしを「満足」「どちらかという満足」と感じている住民は、65.1%となっています。年代が上がるにつれて暮らしへの満足度が上がっており、20代の「不満足」「どちらかという不満足」が10%を超えています。

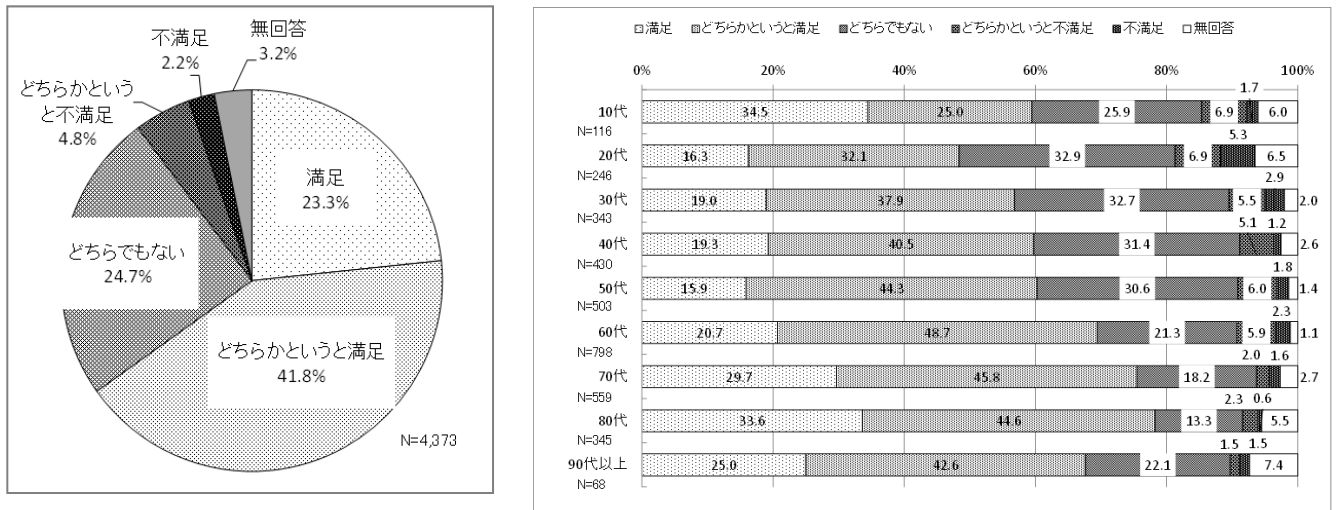


図3 佐久穂町の暮らしの満足度

### ②佐久穂町への愛着

佐久穂町へ「愛着を感じる」「どちらかというとな愛着を感じる」という住民は 63.0%となっています。年代別に見て、大きな差は見られません。

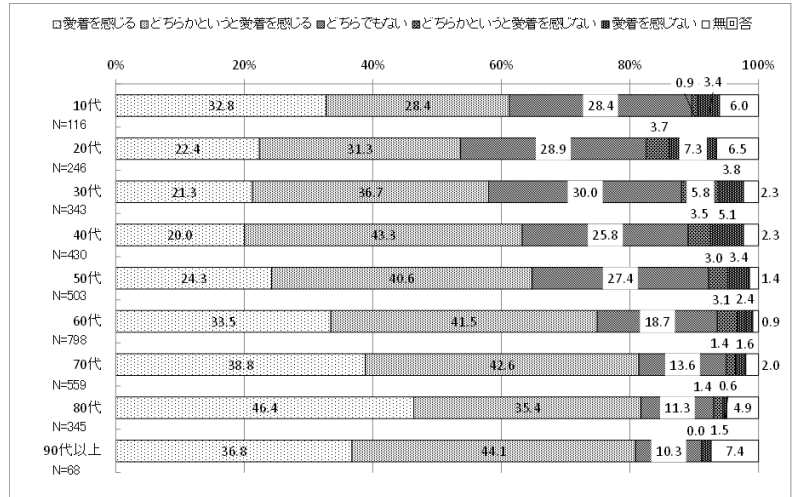
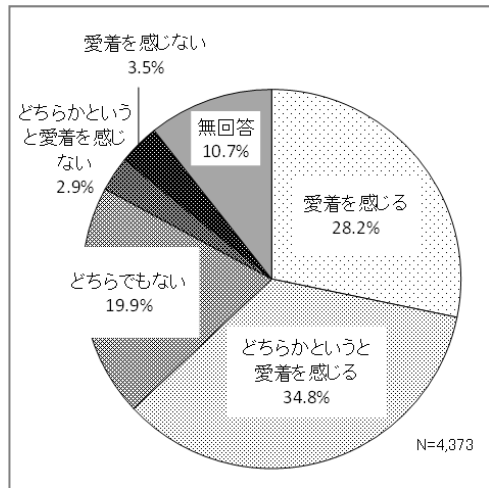


図4 佐久穂町への愛着

### ③ご近所づきあいの状況

程度の差はあるものの、何らかのつきあいがある住民が9割以上を占め、そのうち「互いに相談し、生活面で協力しあう人がある」との回答は 25.4%となっています。

|                   | 回答数(人) | 割合(%) |
|-------------------|--------|-------|
| 相談し、生活面で協力しあう人がある | 1,111  | 25.4  |
| 立ち話をする程度のつきあいがある  | 1,761  | 40.3  |
| あいさつ程度のつきあいのみ     | 1,196  | 27.3  |
| つきあいは全くしてない       | 144    | 3.3   |
| 無回答               | 161    | 3.7   |
| 合計                | 4,373  | 100.0 |

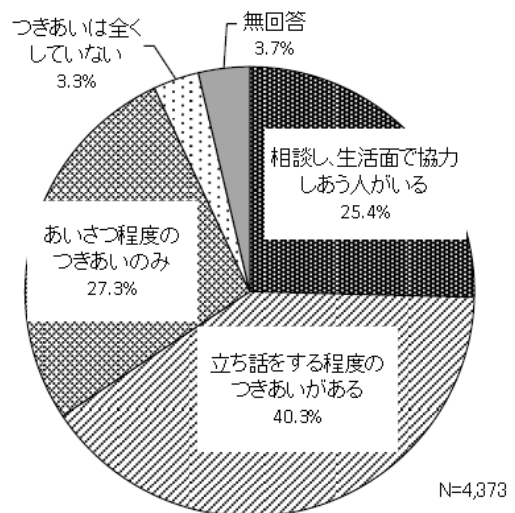
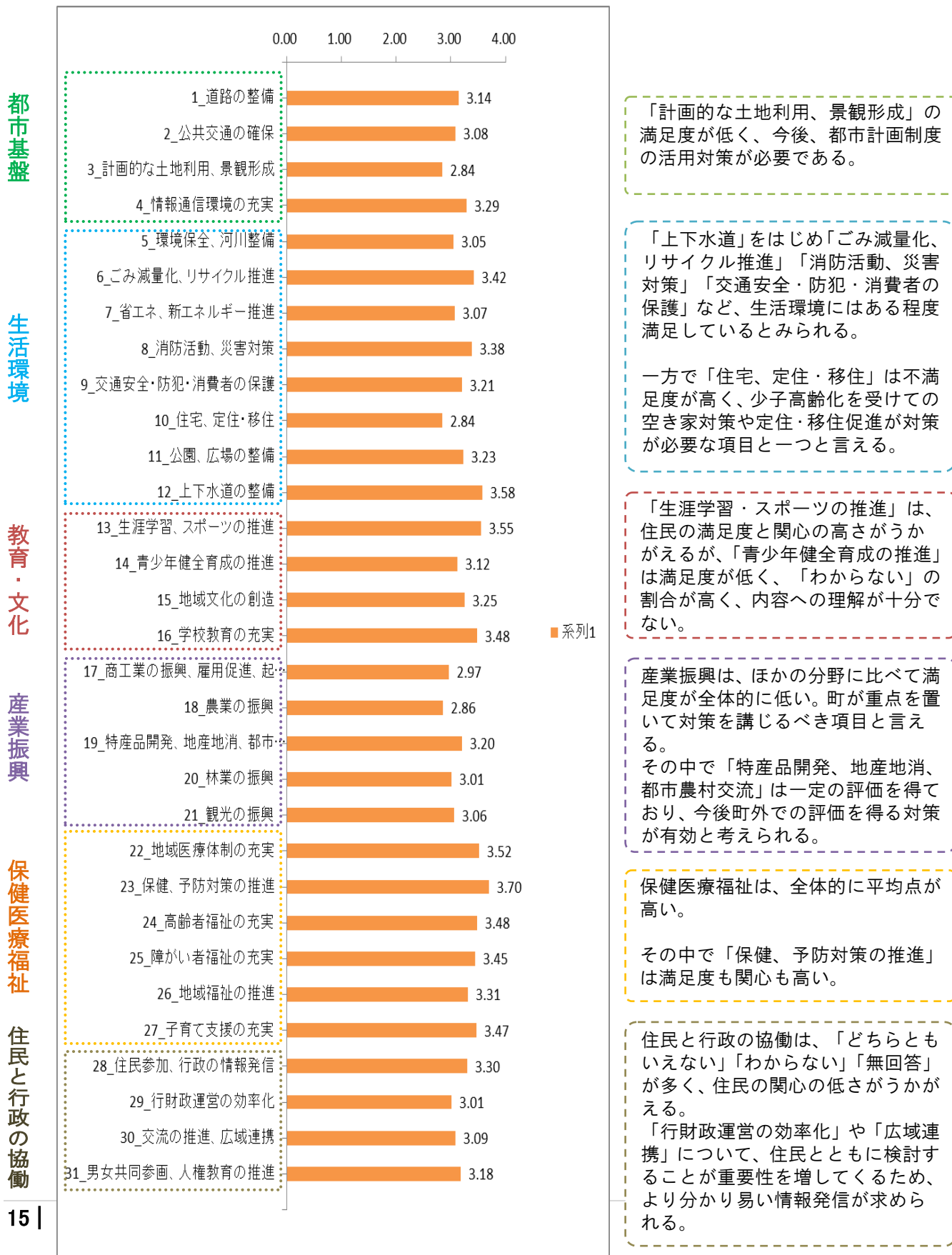


図5 ご近所づきあいの状況

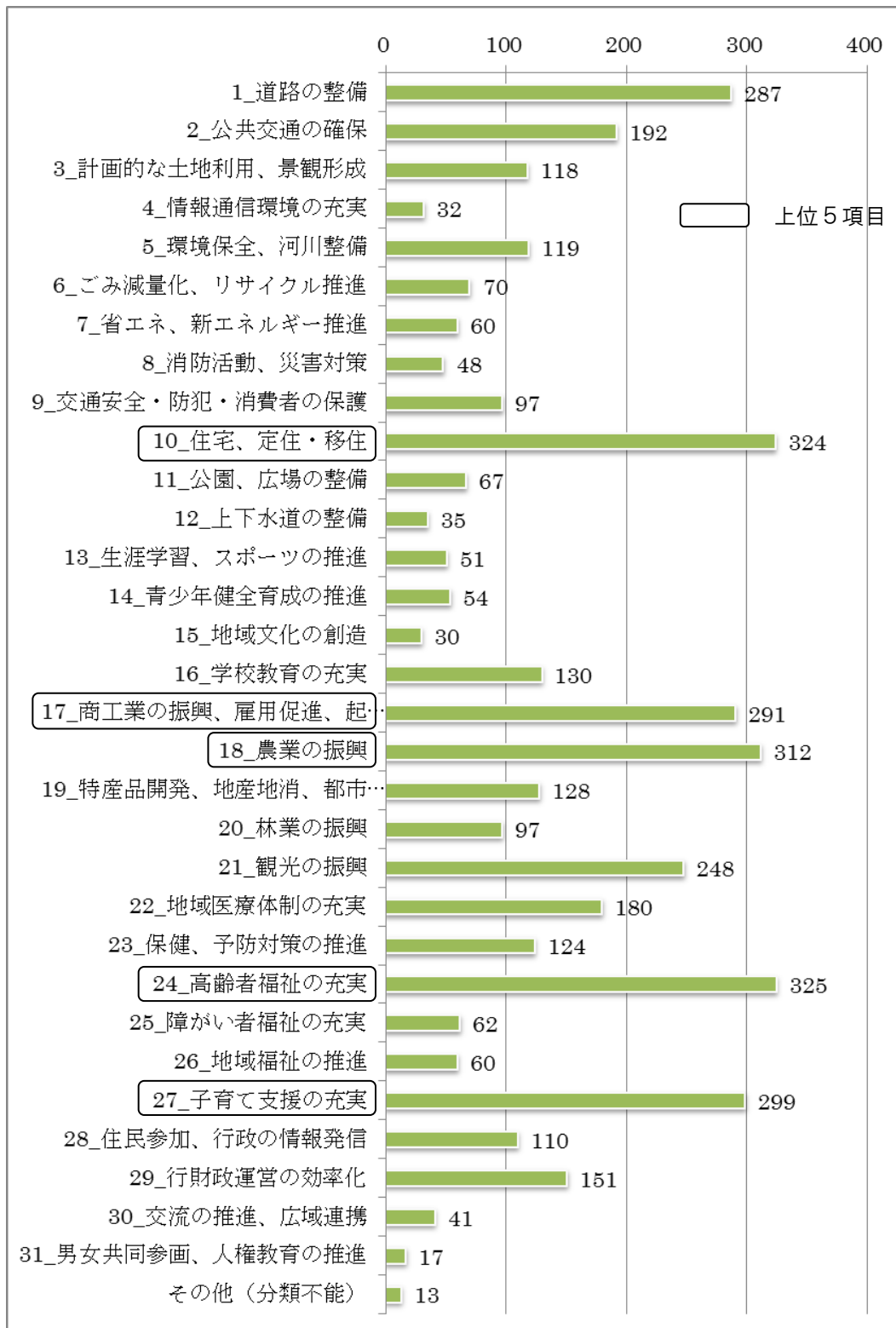
#### ④政策分野別の取組満足度

町の各施策についての満足度を探るため、6分野31項目を設定し、項目ごとに評価していただき、点数化しました。



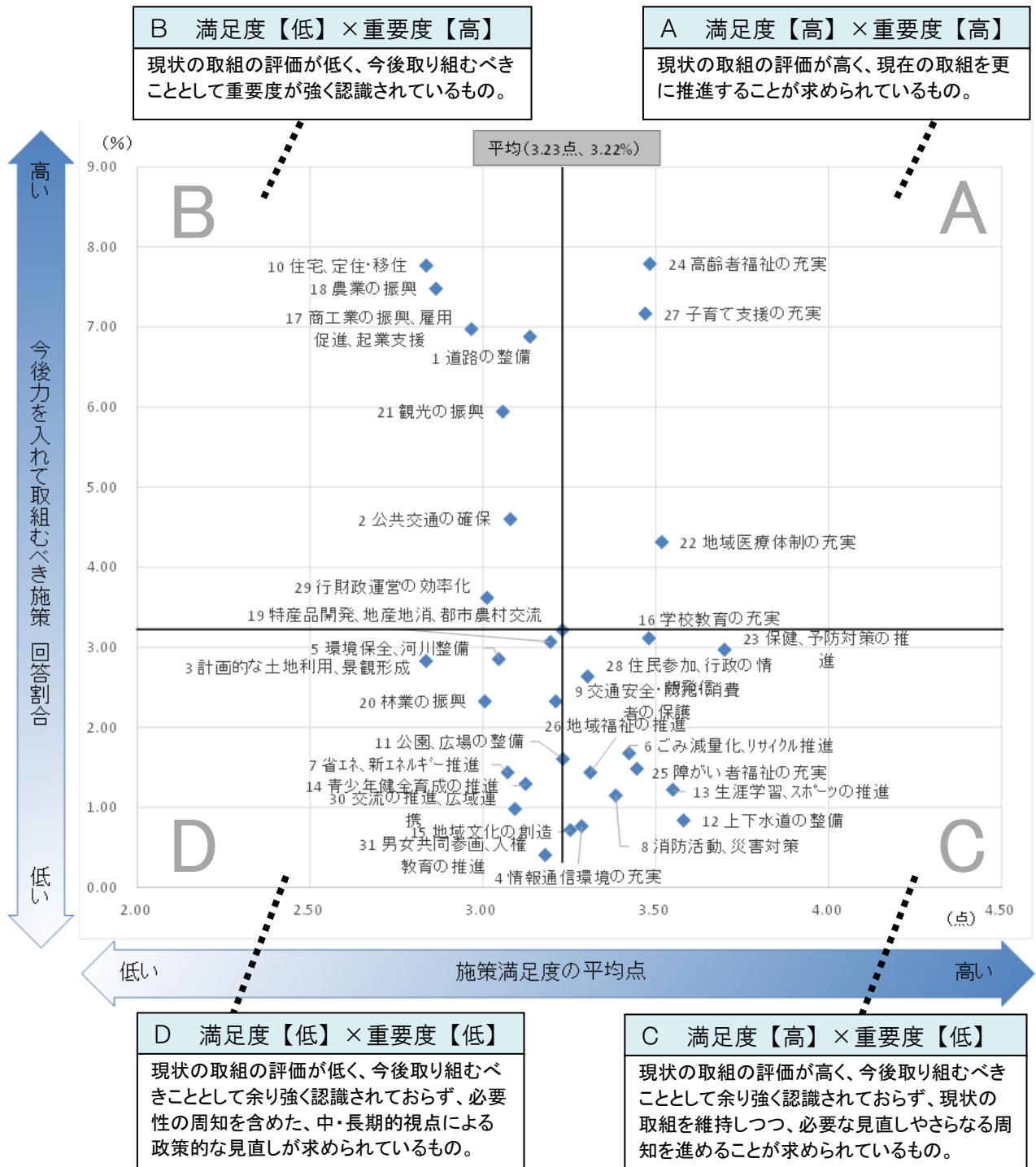
⑤今後 10 年間に、力を入れるべき施策（満足度と重要度の相関）

町の各施策についての重要度を探るため、満足度と同じ 6 分野 31 項目について、力を入れるべき項目を 3 つ選んでいただき、その結果を点数化しました。その結果、重要度が最も高い項目は「高齢者福祉の充実」で、次いで「住宅、定住・移住」「農業の振興」「子育て支援の充実」「商工業の振興、雇用促進、起業支援」の順となっています。





④まちづくりの評価（満足度）と、⑤今後取り組むべきこと（重要度）を組合せて見ると、下図のように分類できます。満足度が低いものの、重要度は高い施策（Bゾーン）として「住宅、定住・移住」「農業の振興」「商工業の振興、雇用促進、起業支援」「観光の振興」など7項目があげられます。



ただし、たとえ重要度がほかの施策よりも低い施策でも、将来を見据えて実施すべきものや本町の地域特性や課題への対応、緊急性を要するものなどは、個別に慎重な検討を行わなくてはなりません。

## 5 今後の主要課題（住民アンケートの活用）

---

本町の特性や時代の潮流を勘案するとともに、住民ニーズの反映を特に重視し、新たなまちづくりへの主要課題を次のとおり整理します。

### （1）若者の定住・移住

人口の急速な減少が予想される中、特に深刻なのが若年層の減少です。過去30年の傾向としては、進学等で10代後半から20代前半にかけて転出者が大きく増加しましたが、20代後半で転入者が増加する傾向にありました。

しかし、2005年～2010年の女性を見ると、15～24歳の転出の傾向は変わらない一方で、若年女性（20～30代）の転入が大幅に減少しており「若年女性が戻らないまち」となっています。

### （2）農業の振興

農業を含む第1次産業の就業人口は、ここ10年の間に約3割程度減少し、年齢構成では高齢化が進んでいる一方で、20～30代男性の従業者が一定程度増加傾向にあります。ここからは、意欲的な里親農家の存在で、新規就農者が増加してきている現状が見て取れます。しかし、担い手不足は今後も続くことから、更なる新規就農者の確保と、高齢化で耕作できなくなった農地の流動化が課題と言えます。

### （3）商工業の振興

町内に大企業の進出はなく、商工業では小規模の事業所が多くなっています。事業所数では「建設業」、「卸売・小売業」、「製造業」の順に多く、この3業種で町内事業所への町民従業者数の65%以上を占めており、雇用の受け皿になっています。この中でも建設業は関連する事業所数が多く、波及効果も大きいことから、町内で建設需要を取り込める仕組みづくりが必要です。また町内就業が5割という現状から、新たな雇用の場の創出や起業支援への取組も課題となっています。

### （4）観光の振興

八千穂高原と古谷溪谷の2つの観光エリアをもち、自然や史跡など観光資源に恵まれています。全体として観光資源の有効活用がされておらず、回遊性、滞在性に欠けているのが現状です。平成29年度末には、町内に高速道路のICが2カ所設置され、開通することから、特に八千穂高原のグリーンシーズンを発展させ魅力を高めていけるかが課題となります。

## 第2章 基本構想

---

|   |              |         |
|---|--------------|---------|
| 1 | 佐久穂町が目指す姿    | -----20 |
|   | (1) 将来像      | 20      |
|   | (2) 人口目標     | 21      |
|   | (3) 土地利用ビジョン | 22      |
| 2 | 計画の体系と方針     | -----24 |
|   | (1) 計画の体系    | 24      |
|   | (2) まちづくり戦略  | 25      |
| 3 | 財政計画         | -----29 |

# 1 佐久穂町が目指す姿

---

## (1) 将来像

### 自律し多様なコミュニティが 人々の暮らしを支え、 挑戦や行動を支援するまち

私たち住民一人ひとりの暮らしは、家族、集落、企業、NPO、行政など、地域の多様な主体による活動によって支えられています。

本格的な人口減少時代を迎え、少子高齢化、産業の衰退、行財政の縮小等が加速度的に進むことが予想されますが、なにより懸念されるのは、家族や地域をはじめとする「コミュニティ」の崩壊です。

佐久穂町には、各集落における活動や健康管理事業など、先人達が生活の中で培ってきた人と人、世代と世代の「つながりや信頼」、その源泉である多様な「コミュニティ」が今も健在しています。それがこの町の資源であり魅力です。

そこで、その「つながりや信頼」を再度、住民と町が力を合わせ磨き上げ、自律し多様なコミュニティが形成され連携して暮らしを支えることで、住民がいつまでも安心して暮らせるまちを実現していきます。

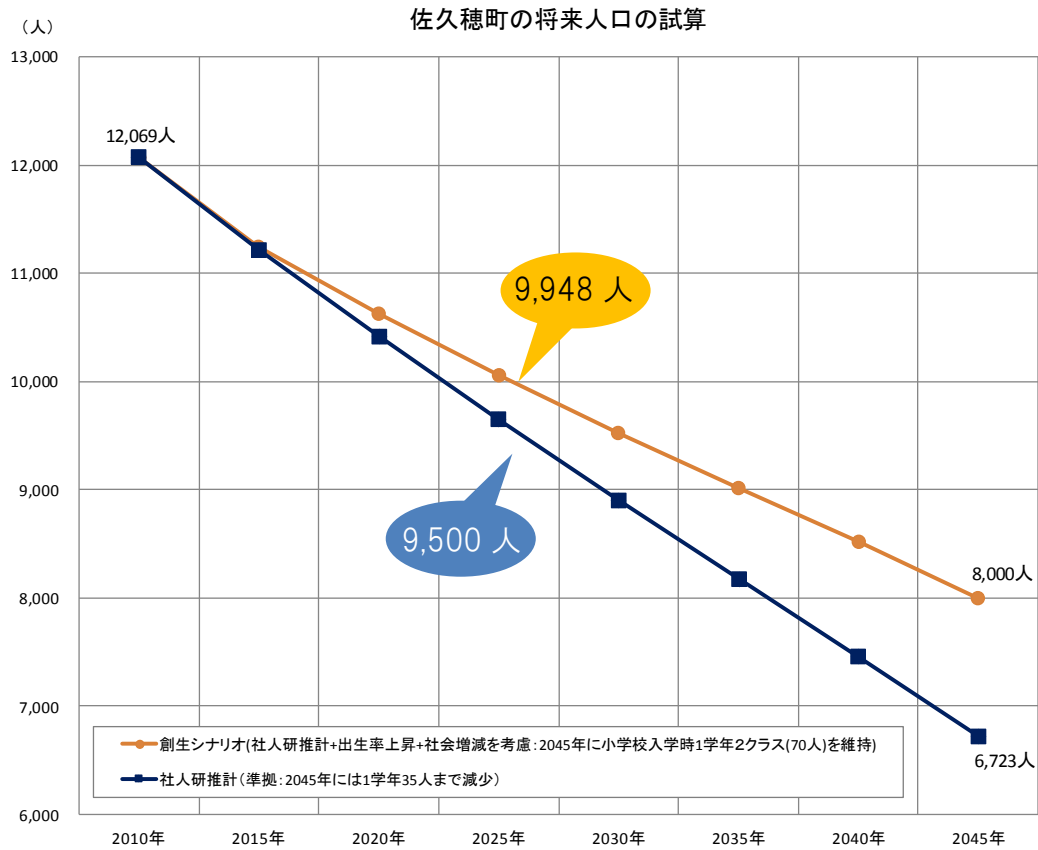
そのために、住民はまちづくりの担い手として「自分にできることは何か」を考え、地域課題の解決に向けて挑戦や行動を一步踏み出す。町は、住民のその挑戦や行動を全力で支援する。

住民と町の協働により、地域の生活基盤や経済を維持・発展させ、将来にわたって持続可能な町の構築を目指します。

## (2) 人口目標

平成 38 年度 (2026 年) 9,948 人

本町が平成 27 年度に策定した人口ビジョンに基づき、平成 38 年度 (2026 年) における目標人口を 9,948 人と設定します。



※30年後の佐久穂町を想定し、2045年までに設定。

|          | 2010年  | 2015年  | 2020年  | 2025年  | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 創生シナリオ   | 12,069 | 11,239 | 10,629 | 10,054 | 9,522 | 9,012 | 8,520 | 8,000 |
| 社人研推計に準拠 | 12,069 | 11,215 | 10,420 | 9,646  | 8,902 | 8,175 | 7,456 | 6,723 |

### (3) 土地利用ビジョン

佐久穂町は、自然と人との共存関係を重視し、「豊かな自然に育まれ、人・水・緑が共生する『安全・快適』高原都市づくり」を推進します。

千曲川や北八ヶ岳、八千穂高原、また集落周辺の農地など多くの豊かな自然環境資源と共生するため、二酸化炭素の排出量の少ない低炭素社会を目指すとともに、市街地の空洞化、宅地の拡散を防止・抑制して地域コミュニティを維持できるまちづくりを目指します。

水源の涵養、管理などの観点から、森林地域を適正に管理し、豊かな自然を未来に継承します。また、IC周辺の計画的土地利用を推進するとともに、中心市街地の空洞化を抑制する施策を推進します。集落の歴史や文化、景観やまちなみの継承や形成を支援することで、地域のアイデンティティを育み、コミュニティの結び付きを強め、既存集落機能の維持に努めます。また、秩序・均衡ある計画的な土地利用を推進するとともに、持続可能なまち、安心・安全な災害に強いまち、少子高齢社会に対応したユニバーサルデザインの快適なまちづくりに努めます。

#### ■ 中心市街地ゾーン

一定の都市機能が集中する中心市街地ゾーンは、都市機能の充実、魅力・賑わいの創出を図るとともに、高速道路の開通が市街地の空洞化につながらないための施策を推進します。

#### ■ 住宅地ゾーン

既存の住宅が連担している住宅地ゾーンは、人口の減少による空き家の増加を抑制する施策を図り、コミュニティの結び付きで集落機能が維持できるよう努めます。

#### ■ IC周辺土地利用ゾーン

無秩序な開発とならないよう「特定用途制限地域」の導入、住居・商業系の計画的利用を図ります。

#### ■ 教育環境保全ゾーン

児童・生徒の安全性の確保及び静穏な教育環境の保全を図ります。

#### ■ 農地ゾーン

農地と住宅地の混在地域は、農地は保全しつつ、住宅地は良好な居住環境の形成を目指します。農用地区域は、集団的な優良農地として保全し、良好な農村景観を保全します。

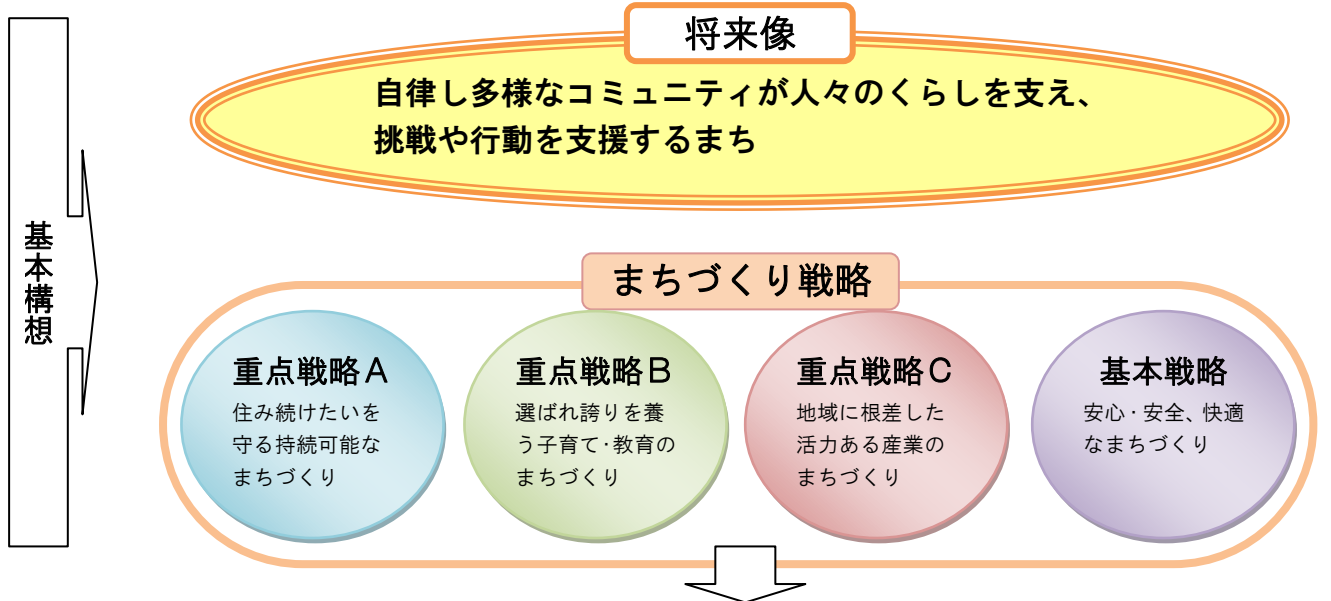
#### ■ 自然環境保全ゾーン

森林環境の保全、水源の保全に十分配慮し、貴重な自然や生物多様性を保全します。また、観光機能を有している自然環境を活かし、自然環境の保全とバランスのとれた観光産業の推進を図ります。



## 2 計画の体系と方針

### (1) 計画の体系



| まちづくり戦略 | 展開する施策の名称   |  |
|---------|---|--|
| 重点戦略A   | 施策 1 住民と行政の協働<br>施策 3 高齢者福祉の充実<br>施策 5 健康づくり、予防対策の推進<br>施策 7 文化・芸術の振興 | 施策 2 定住・移住・交流の推進<br>施策 4 障がい者福祉の充実<br>施策 6 生涯学習、スポーツの推進<br>施策 8 人権尊重、男女共同参画の推進 |
| 重点戦略B   | 施策 9 出産・子育て支援の充実  | 施策 10 学校教育の充実  |
| 重点戦略C   | 施策 11 農業の振興<br>施策 13 商工業の振興、雇用・起業支援<br>施策 15 地域資源を活かした仕事の創出           | 施策 12 林業の振興<br>施策 14 観光の振興   |
| 基本戦略    | 施策 16 社会インフラの維持管理<br>施策 18 土地利用と自然環境、景観形成<br>施策 20 交通安全・防犯対策          | 施策 17 防災対策の推進<br>施策 19 循環型社会の推進<br>施策 21 持続可能な行財政経営                            |



## (2) まちづくり戦略

目指す将来像を実現するため、次の4本のまちづくり戦略に沿って、行政内の部門を超えた連携と、多様な主体との協働によって将来像の実現を目指します。

### 重点戦略 A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり（地域コミュニティ）

たとえ高齢者のみの小さな集落であっても「住み続けたい」という意思を尊重し、そこに住み続けられる環境を、様々な地域コミュニティの力で維持することを目指します。

そのためにまず、今、地域コミュニティが置かれている実態をみんなで把握し、集落運営の支援や必要であれば集落再編を行います。さらに、行政区の機能に関すること以外に、住民相互や行政との協働によるケア体制の強化、U・I・Jターンや定住促進、集落の歴史や文化を大切に「住みやすい」、「住み続けたい」という愛着をはぐくむ地域コミュニティの継承、創造を目指します。

コミュニティを面倒なものと捉えずに、佐久穂型コミュニティで幸せと楽しみを増やし、ワクワクしながら明日を待つ。そんな人たちがたくさんいる町を目指します。

#### ■ 施策1 住民と行政の協働

集落運営に対する支援や組織再編、小さいコミュニティを繋ぎ大きな解決力を導くネットワークづくり、地域コミュニティのリーダー育成に係る取組を行います。

#### ■ 施策2 定住・移住・交流の推進

U・I・Jターン者、二地域居住者などを、積極的かつ温かく迎え入れる気運を醸成し、交流による地域の活性化でコミュニティ運営の安定・向上を図ります。

#### ■ 施策3 高齢者福祉の充実

地域コミュニティの力で助け合いが起こりやすい環境、システムを整備する施策です。住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けられるケア体制づくりを支援します。

#### ■ 施策4 障がい者福祉の充実

障がい者の生活基盤の「自立」を目指す支援をします。仕事を通じた地域との交流の機会を増やすとともに、地域で障がい者の特性を理解し合う活動を支援します。

#### ■ 施策5 健康づくり、予防対策の推進

健康で生き生きとした生活習慣づくりを推進します。地域の医療機関や高度医療機関とのより一層の連携強化を図ります。

## ■ 施策6 生涯学習、スポーツの推進

生涯にわたり自ら学び続けることができる学習活動の場を提供します。スポーツを通じて仲間づくりや地域の連帯感を深める活動を支援します。

## ■ 施策7 文化・芸術の振興

地域のアイデンティティをはぐくむ景観やまちなみの保全・活用によるコミュニティの活性化、伝統行事や風習、文化芸術資源を中心としたつながりを継承、醸成する取組を支援します。

## ■ 施策8 人権尊重、男女共同参画の推進

人権教育の充実と人権意識の高揚に努めます。男女がお互いに個性と能力を十分発揮できる社会の構築に向けて、男女の固定的な役割分担意識に捉われない男女共同参画をはぐくむ環境づくりを進めていきます。

# 重点戦略 B 選ばれ誇りを養う子育て・教育のまちづくり（子育て・教育）

子育て中の親と、それを取り巻く周囲の人々の世代を越えたコミュニティの力で、極めて充実した子育て・教育環境を形成し、佐久穂町を選び、産み、育ち、住み続ける誇りと魅力づくりを目指します。

そのためにまず、親子に寄り添うコミュニティの拠点づくり、生きる力を涵養する保育や乳幼児教育など制度や環境等の構築を行います。さらに、小中一貫教育校を柱とした、子どもたちがこの町に住む魅力に気づき、将来町に戻ってくる動機を養う愛郷教育、キャリア教育、スポーツや文化等の校外活動を住民みんなの力を合わせて推進していきます。

## ■ 施策9 出産・子育て支援の充実

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点と子育て支援コーディネーターを設置する取組を進めます。また、多様な保育サービスの拡充や、生きる力（非認知能力※や生活習慣）を身に付けるための事業を推進します。

## ■ 施策10 学校教育の充実

佐久穂小・中学校の児童生徒、教師、親や地域住民が共に学びあうコミュニティを形成し、この町に誇りを持ち、住み続けたいと思う子どもを地域ぐるみで育みます。地域と学校が連携・協力して進める取組を更に推進します。

※非認知能力：学力では測れない協調性や忍耐力、計画性、粘り強さ、意欲などの生きるため必要な特性。

## 重点戦略 C 地域に根差した活力ある産業のまちづくり（地域経済創造）

地域に根差した「しごと」、「なりわい」を重視し、商工業、農林業、観光、福祉、教育など様々な分野における若い人々の起業や雇用をコミュニティの力で支援します。地域に根差した「しごと」や「なりわい」を育てることで、まちの成長に役立つ地域ブランドを構築します。また、主に1次産業や食品加工で外貨を獲得し、地域のみんなが稼いだお金を地域で循環させ地域経済を創造します。

そのためにまず、自然や人、インフラや産業等の地域資源を棚卸しし、コミュニティによる事業ふ化の仕組みづくりを行います。

さらに、出産・子育て世代の女性の「しごと」の確保を支援し、女性の能力が十分に発揮される機会を創ることを目指します。

### ■ 施策 11 農業の振興

従来からまちに根ざしている農業の技術を守り、農地を維持し次世代に継承していくための取組に対して支援を行います。また、自然の力を活かした環境農業の推進、農畜産物の安全性の確保、町産物のブランドの確立、6次産業化の推進等により、多様な農業の振興を目指します。

### ■ 施策 12 林業の振興

豊富な森林資源の循環利用に努めます。カラマツ木材等の活用可能性を調査し、地域資源の新たな付加価値を見出し、大学や企業との研究開発や新たな取組の展開を支援します。

### ■ 施策 13 商工業の振興、雇用・起業支援

地域に根ざした「しごと」、「なりわい」を重視し、若い人々の起業や雇用をコミュニティの力を活用して支援します。「地域のみんなが稼いだお金を地域で循環」させる地域内資金循環の仕組みを検討します。

### ■ 施策 14 観光の振興

中部横断自動車道の当町までの開通により、交通網が充実することから、観光資源の魅力向上と、ソフト事業の充実により交流・滞在型観光の促進を図るとともに、情報発信を強化します。

### ■ 施策 15 地域資源を活かした仕事の創出

町の優れた特産品を使った料理や商品、ギフトセットが開発されブランド化する事業が展開されています。地域資源や町の暮らしに根差す様々な分野で事業者や住民が連携し、ブランドとして確立、発信する取組を支援します。

## 基本戦略 安心、安全、快適なまちづくり

3つの重点戦略の推進に当たっては、住民一人ひとりが安心・安全に暮らせる環境整備を進めることが基本となります。

美しい自然と調和した適切な土地利用を推進し、道路や上下水道などの都市基盤を維持・整備し、災害に強いまちづくりを目指すとともに、超高齢社会にも対応した快適で便利な生活環境の充実を図ります。

### ■ 施策 16 社会インフラの維持管理

社会資本の老朽化が進み、補修や長寿命化が必要となっています。また、これまでに整備してきた公共施設の用途の見直しや統廃合、新たな利活用の検討を計画的に進めます。

### ■ 施策 17 防災対策の推進

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とした取組を推進します。また、平常時から大規模災害に対する事前の対策や被災後のいち早い復興の方策の検討を進めます。

### ■ 施策 18 土地利用と自然環境、景観形成

秩序・均衡ある計画的な土地利用を推進するとともに、森林地域を適正に管理し、豊かな自然を未来に継承します。景観やまちなみの継承、形成を支援し、快適で利便性の高い土地利用を図ります。

### ■ 施策 19 循環型社会の推進

環境保全に関する取組や、循環を基本とした廃棄物を出さない取組を推進します。地域資源を活かした水力発電など、再生可能エネルギーによる発電事業の取組を支援します。

### ■ 施策 20 交通安全・防犯対策

住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上を図ります。また、関係機関と連携し、消費者保護も含めた防犯意識の高揚や、犯罪の未然防止に努めます。

### ■ 施策 21 持続可能な行財政経営

行政の限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的かつ効果的に機能させた行財政運営を維持しながら、多様化する住民ニーズにこたえる施策を推進します。

### 3 財政計画

町の財政状況は、国の地方分権改革の推進による補助金の削減、交付税の減額など厳しい状況におかれています。自主財源である町税の増加は見込めず、歳入の半分以上を地方交付税に頼っている現状から、既存事業の見直しと節減を行い、健全な財政計画を推進します。

【普通会計の財政計画】

(単位：千円・%)

| 区 分       |         | 27 年度            | 28 年度            | 29 年度            | 30 年度            | 31 年度            | 32 年度            | 33 年度            |
|-----------|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 歳 入       | 町 税     | 1,043,580        | 1,021,390        | 1,022,000        | 1,015,000        | 1,008,000        | 1,001,000        | 995,000          |
|           | 地方譲与税等  | 390,319          | 319,458          | 312,000          | 312,000          | 312,000          | 312,000          | 311,000          |
|           | 地方交付税   | 4,395,738        | 4,303,521        | 4,011,000        | 3,894,000        | 3,732,000        | 3,582,000        | 3,510,000        |
|           | 国・県支出金  | 898,732          | 1,032,854        | 718,000          | 776,000          | 700,000          | 681,000          | 653,000          |
|           | 地方債     | 455,570          | 494,659          | 600,000          | 362,000          | 362,000          | 362,000          | 342,000          |
|           | その他     | 879,636          | 1,181,462        | 1,075,000        | 1,179,000        | 1,239,000        | 1,344,000        | 1,345,000        |
|           | うち基金繰入金 | 62,487           | 341,858          | 262,000          | 362,000          | 462,000          | 562,000          | 562,000          |
|           | 歳入合計 A  | <b>8,063,575</b> | <b>8,353,344</b> | <b>7,738,000</b> | <b>7,538,000</b> | <b>7,353,000</b> | <b>7,282,000</b> | <b>7,156,000</b> |
| 歳 出       | 義務的経費   | 3,373,894        | 3,400,210        | 3,194,000        | 3,131,000        | 3,001,000        | 2,856,000        | 2,728,000        |
|           | 人件費     | 1,198,756        | 1,279,225        | 1,202,000        | 1,190,000        | 1,178,000        | 1,162,000        | 1,135,000        |
|           | 扶助費     | 515,336          | 520,052          | 528,000          | 533,000          | 538,000          | 543,000          | 549,000          |
|           | 公債費     | 1,659,802        | 1,600,933        | 1,464,000        | 1,408,000        | 1,285,000        | 1,151,000        | 1,044,000        |
|           | 普通建設事業費 | 623,255          | 724,588          | 778,000          | 752,000          | 770,000          | 789,000          | 780,000          |
|           | その他     | 3,648,220        | 4,041,767        | 3,598,000        | 3,605,000        | 3,506,000        | 3,459,000        | 3,441,000        |
|           | 歳出合計 B  | <b>7,645,369</b> | <b>8,166,565</b> | <b>7,570,000</b> | <b>7,488,000</b> | <b>7,277,000</b> | <b>7,104,000</b> | <b>6,949,000</b> |
| 差引(A-B) C | 418,206 | 186,779          | 168,000          | 50,000           | 76,000           | 178,000          | 207,000          |                  |
| 実質公債費比率   | 7.9     | 7.8              | 7.8              | 7.7              | 7.7              | 7.6              | 7.6              |                  |

\* 27 年度は実績値。28 年度～は予測計画値。

## 第 3 章 基本計画

---

|   |             |         |
|---|-------------|---------|
| 1 | 総論          | -----31 |
|   | (1) 基本計画の目的 | 31      |
|   | (2) 計画の期間   | 31      |
|   | (3) 基本計画の構成 | 31      |
| 2 | 各論          | -----34 |
|   | 重点戦略 A      | 34      |
|   | 重点戦略 B      | 60      |
|   | 重点戦略 C      | 67      |
|   | 基本戦略        | 86      |

# 1 総論

## (1) 基本計画の目的

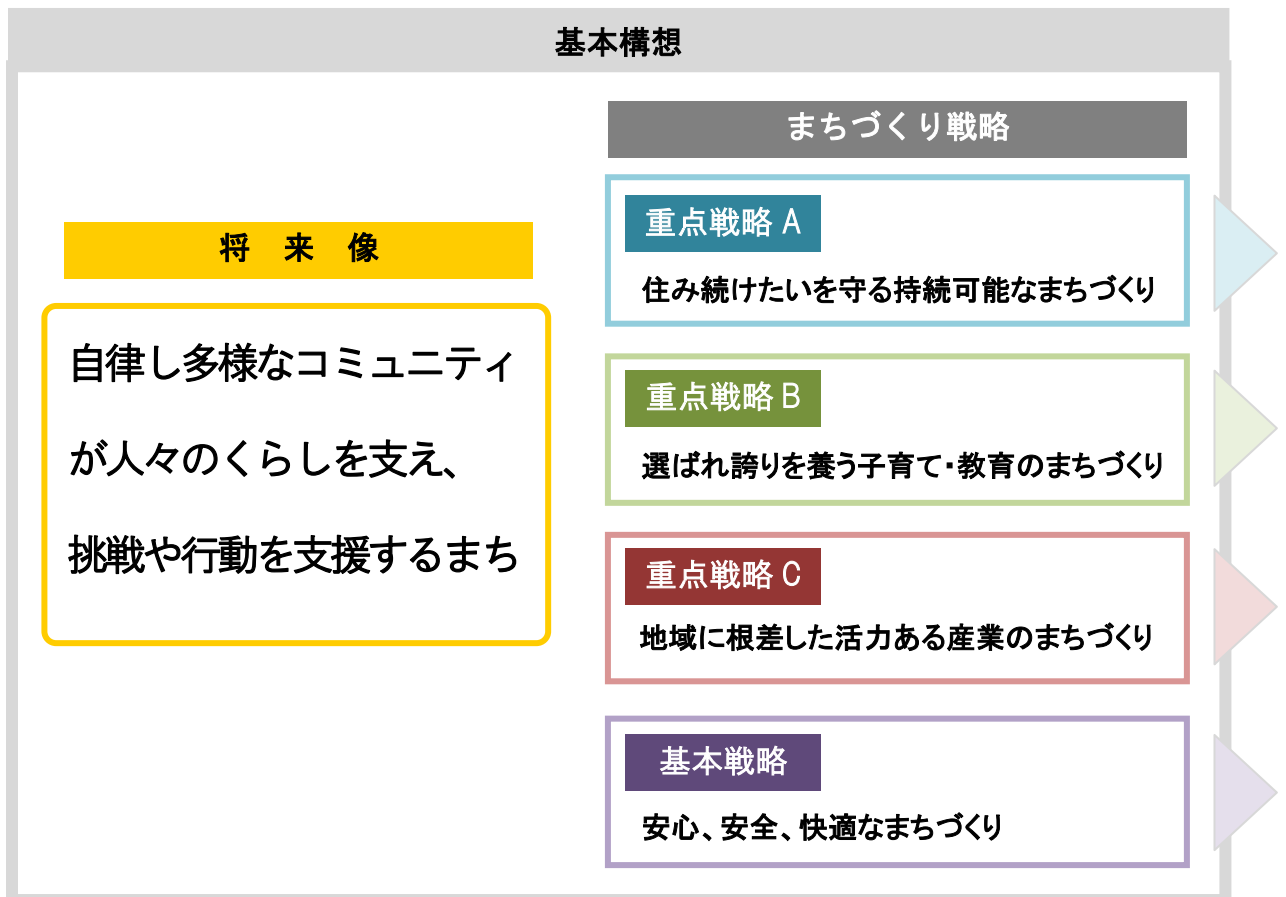
佐久穂町第2次総合計画「前期基本計画」は、「基本構想」で掲げた町の将来像の実現に向けて、4つのまちづくり戦略の方向に沿って行政分野を分類し、21の施策を体系的に示すものです。

各施策においては、「現状と課題」を整理した上で、「施策の目指す姿」とそれに関する具体的な「施策の内容」を策定し、町の目指す将来像の実現と課題解決に向けた取組を推進します。

## (2) 計画の期間

計画期間は、佐久穂町第2次総合計画の10か年の計画期間のうち、前期5か年（平成29～平成33年度）を対象とします。その後5年間の後期基本計画は、前期基本計画の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえて、内容の見直しを行います。

## (3) 基本計画の構成



重点戦略

A

住み続けたいを守る持続可能なまちづくり

| 施策名              | 主な施策   |
|------------------|--|
| 1.住民と行政の協働       | 1-1 住民のまちづくり参画<br>1-2 地域コミュニティ活動の推進                                |
| 2.定住・移住・交流の推進    | 2-1 住まいの整備<br>2-2 地域のつながり・交流の推進<br>2-3 姉妹都市との交流の推進<br>2-4 移住・定住の促進 |
| 3.高齢者福祉の充実       | 3-1 老人保健施設の充実<br>3-2 介護予防・生活支援サービスの充実・強化<br>3-3 介護サービス基盤の構築        |
| 4.障がい者福祉の充実      | 4-1 障がい者支援の充実  |
| 5.健康づくり、予防対策の推進  | 5-1 健康増進と保健予防<br>5-2 地域医療体制の充実                                     |
| 6.生涯学習・スポーツの推進   | 6-1 生涯学習環境の充実<br>6-2 生涯学習の推進・生涯スポーツの振興                             |
| 7.文化・芸術の振興       | 7-1 文化芸術活動の推進<br>7-2 文化財の保存活用                                      |
| 8.人権尊重、男女共同参画の推進 | 8-1 人権のよう護・人権教育の充実<br>8-2 男女共同参画の推進                                |

重点戦略

B

選ばれ誇りを養う子育て・教育のまちづくり

|               |   |
|---------------|---|
| 9.出産・子育て支援の充実 | 9-1 出産・子育ての包括的支援<br>9-2 保育サービスの充実<br>9-3 放課後保育と家庭支援 |
| 10.学校教育の充実    | 10-1 教育環境の充実<br>10-2 小中一貫教育の推進                      |



## 重点戦略

### C

## 地域に根差した活力ある産業のまちづくり

| 施策名               | 主な施策  |
|-------------------|---|
| 11.農業の振興          | 11-1 農業生産基盤の整備<br>11-2 有害鳥獣被害の防止<br>11-3 農業の担い手育成・支援<br>11-4 循環型農業の推進 |
| 12.林業の振興          | 12-1 森林整備保全（治山治水）<br>12-2 林業の新たな可能性                                   |
| 13.商工業の振興、雇用・起業支援 | 13-1 まちなかの商店の振興<br>13-2 工業の振興<br>13-3 雇用の促進                           |
| 14.観光の振興          | 14-1 観光資源の充実と活用<br>14-2 観光情報の発信                                       |
| 15.地域資源を活かした仕事の創出 | 15-1 都市と農村の体験型交流の促進<br>15-2 特産品づくり・販路開拓支援<br>15-3 地産地消、食育の推進          |

実施計画

## 基本戦略 安心、安全、快適なまちづくり

|                   |   |
|-------------------|---|
| 16.社会インフラの維持管理    | 16-1 幹線道路の整備<br>16-2 生活道路の長寿命化<br>16-3 公共交通ネットワークの確保<br>16-4 地域情報化の推進<br>16-5 憩いの公園・広場づくり<br>16-6 水源保全、上水道の安全安定供給<br>16-7 下水道などの維持・整備 |
| 17.防災対策の推進        | 17-1 地域消防活動の充実<br>17-2 災害予防対策の強化<br>17-3 災害復旧・復興対策の推進<br>17-4 災害避難体制の構築   |
| 18.土地利用と自然環境、景観形成 | 18-1 計画的な土地利用の促進、景観の育成<br>18-2 自然環境の保全・整備   |
| 19.循環型社会の推進       | 19-1 ごみ減量化、リサイクル推進<br>19-2 環境美化活動の推進<br>19-3 地域資源を活かした新エネルギーの推進   |
| 20.交通安全、防犯対策      | 20-1 交通安全対策の推進<br>20-2 防犯対策の推進<br>20-3 消費者の保護   |
| 21.持続可能な行財政経営     | 21-1 効率的で安定した行財政運営<br>21-2 情報発信・公開の推進<br>21-3 計画行政の推進   |

## 2 各論

### 重点戦略 A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり（地域コミュニティ）

#### 施策 1 住民と行政の協働

たとえ高齢者のみの集落となっても、住み続ける意志があるうちはそこに住み続けられる環境を様々な地域コミュニティの力で維持することを目指します。

そのために、今、地域コミュニティが置かれている実態をみんなで把握し、集落運営の支援を行います。小さいコミュニティを繋ぎ、大きな解決力を導くネットワークづくり、地域コミュニティのリーダー育成に係る取組を行います。

##### 施策の目的

|               |   |
|---------------|---|
| 対象<br>(ターゲット) | 住民、行政区、各種団体等、NPO 法人、ボランティア、社協、地域おこし協力隊  |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"><li>顔の見える行政を推進し、住民と行政の連携によるまちづくりを目指す。</li><li>NPO 法人など広く住民のコミュニティ活動の組織化を推進する。</li><li>支援を必要とする人を地域で助け合い、支える環境を整備する。</li><li>地域おこし協力隊による地域課題の解決、地域活性化と定住（住まいと仕事）を支援する。</li></ul> |

##### 施策の達成目標

| 指標項目                              | 区分 | 基準値（年・年度） |     | 目標値（33 年度） |         |
|-----------------------------------|----|-----------|-----|------------|---------|
| 住民の居住満足度<br>「満足、やや満足」の割合（住民アンケート） | OC | 65.1%     | H27 | 67.5%      | H32     |
| おでかけ町長室の開催数                       | OP | 3 回       | H27 | 20 回（累計）   | H29-H33 |
| 住民の地区活動への参加状況（住民アンケート）            | OC | 66.2%     | H27 | 70.0%      | H32     |
| 集落点検 実施地区数                        | OP | 0 地区      | H27 | 12 地区（累計）  | H33     |
| 地域おこし協力隊 受入数                      | OP | 1 名       | H27 | 5 名（累計）    | H33     |

OP：アウトプット、OC：アウトカム※

※アウトプット、アウトカム：事業を実施することで直接発生した成果物・事業量を「アウトプット」、事業の実施により発生する効果・成果を「アウトカム」という。例えば、「交通安全を推進しよう」という目的で「歩道の設置」という事業が発生した場合、「歩道を年度内に 500m 設置する」というのがアウトプット、その成果として「交通事故件数が減少する」というのがアウトカムとなる。

## 施策 1-1

## 住民のまちづくり参画

### 現状と課題

現在、住民による行政参画の機会には公募委員等の参加が主で、ほかに行政参画の機会が少ない。住民一人ひとりがまちづくりに参画する機会を増やしていくことが求められており、地域課題への対応やまちづくりの役割分担など、住民の取組と行政の取組が互いに連携しながら相乗効果を生む必要がある。

### 施策の目指す姿

住民への情報公開や情報共有を進めることにより、政策形成の場へ住民の参加を促し、施策への反映に努める。あわせて、NPO やボランティア団体等の活動を支援し、住民の参加を促す。

| 施策の内容                               |  | 担当課・係      |
|-------------------------------------|--|------------|
| ○自治会活動助成金の交付。                       |  | 総務課庶務係     |
| ○決算、事務事業評価シート等の情報公開を進める。            |  | 総合政策課財政係   |
| ○様々なコミュニティと連携し検討を行う場やネットワークづくりの支援。  |  | 総合政策課政策推進係 |
| ○地域課題への対応やまちづくりの役割分担等を定めた基本的ルールを検討。 |  | 総合政策課政策推進係 |
| 主要事業                                | 区長・行政連絡員、事務事業評価シート、お出かけ町長室、コミュニティ提案型まち活性化補助金 |            |

## 施策 1-2

## 地域コミュニティ活動の推進

### 現状と課題

人口減少が進行する中で、高齢者世帯や共働き世帯の増加などが地域社会に大きな変化をもたらしており、近隣のつきあいが希薄になるとともに地域への帰属意識が薄れ、相互に助け合って暮らすといった、地域コミュニティの持つ共助機能が低下している。

### 施策の目指す姿

高齢者や障がい者等が身近な地域で自分らしく生活を継続していくため、自分の生活を自分の手でしっかり守ること（自助）を基本とし、行政による公的サービス（公助）と、それぞれの地域において地域住民が手を携えながら、思いやりを持って共に支え合い・助け合う活動（共助）が浸透している地域社会を実現する。

集落が主体となり郷土愛や課題解決などへの意識と行動を醸成する体制づくりの第一歩として、住民自身が集落の現状と将来の姿を考えるきっかけづくりを行う。また、地域の自治活動等に協力する外部人材を活用することで、地域おこしとコミュニティの強化を図る。

| 施策の内容  |  | 担当課・係                   |
|--|--|-------------------------|
| ○高齢者や障がい者の自立支援。ボランティアの育成、活動支援。               |  | 健康福祉課福祉係                |
| ○社会参加への支援やその仕組みづくりの促進。世代間、地域間等の交流促進。         |  | 健康福祉課福祉係                |
| ○未来の集落を描き実現するための取組。コミュニティの力を高めるネットワークづくりの推進。 |  | 総合政策課政策推進係<br>健康福祉課高齢者係 |
| ○地域リーダーの育成。                                  |  | 総合政策課政策推進係<br>健康福祉課高齢者係 |
| ○地域おこし協力隊活動の推進。                              |  | 総合政策課政策推進係<br>健康福祉課高齢者係 |
| 主要事業   | 集落点検、集落支援員、プロフェッショナル人材活用事業※、地域おこし協力隊、障がい福祉サービス |                         |

※プロフェッショナル人材活用事業：イノベティブ（革新的）な手法の導入や独創的アイデアを施策に取り入れるため、大学教授等プロフェッショナル人材を活用しながら地方創生を推進する事業をここではいう。

## 施策2 定住・移住・交流の推進

地域コミュニティの魅力により、この町に“住み続けたい（定住）”と“住んでみたい（移住）”へ積極的な支援を行います。佐久穂に住んで近隣市町村へ通勤・通学する人、小さな子を持つ町内の若い世代、町外からのU・I・Jターン者、二地域居住者など、中部横断自動車道のIC供用開始も考慮した多様な暮らし方を受け入れ、積極的な交流と温かく迎える気運をみんなで醸成し、人口の社会増につなげることで、コミュニティ運営の安定、活動の活性化を図ります。

また、空き家の利活用や子育て世代の住まいの確保など住み続けられる住宅環境への支援、住民による移住・交流に関するサポート体制を構築します。

### 施策の目的

|               |   |
|---------------|---|
| 対象<br>(ターゲット) | 住民、行政区、移住者等、府中市民  |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の安全と福祉の増進を図り、かつ町内定住を進めるため、良好な居住環境の賃貸住宅を供給する。</li> <li>・空き家等の利活用による移住・定住支援。</li> <li>・住民相互の積極的な交流や連携の促進、行事や祭りの継承。</li> <li>・町と府中市の相互理解を促進し交流を深める。</li> </ul> |

### 施策の達成目標

| 指標項目                     | 区分 | 基準値（年・年度） |        | 目標値（33年度） |        |
|--------------------------|----|-----------|--------|-----------|--------|
|                          |    | 年         | 年度     | 年         | 年度     |
| 町営住宅管理戸数                 | OP | 126戸      | H28    | 122戸      | H33    |
| 教職員住宅のリノベーション※戸数         | OP | 0戸        | H28    | 5戸        | H33    |
| 空家バンク成約件数                | OP | 2件        | H26-27 | 5件（累計）    | H29-32 |
| 16～19歳の将来Uターン意向（住民アンケート） | OC | 35.5%     | H27    | 37.5%     | H32    |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

※リノベーション：既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。なお、「リフォーム」は、老朽化した建物を建築当初の性能に戻すこと（復元）としてよく比較される。

## 施策 2-1

## 住まいの整備

### 現状と課題

町が管理する住宅戸数は、126戸（平成28年3月末現在）あり、内訳は、公営住宅法に基づく住宅41戸、町単独住宅30戸、厚生住宅11戸、教職員住宅15戸、特定公共賃貸住宅22戸、若者定住促進住宅7戸となっている。

家賃が所得に応じて決定する公営住宅は、退去後に新規入居申込みがあるが、家賃が定額の町単独住宅、特定公共賃貸住宅は退去後に新規入居申込みがない住宅が増えている。施設や設備の老朽化等（耐用年数が経過した住宅もある）による修繕費の増加が予想される。

### 施策の目指す姿

若者から高齢者までが安心して暮らせる住環境づくりと家賃の見直しを検討する。

利用率の低い教職員住宅をリノベーションし、一般の町営住宅に用途変更し、需要に対応していく。

町営住宅の建設等は、多額の費用がかかる上、民間のアパートも入居率が低い現状から、新規の町営住宅建設は見合わせ、必要な修繕・改修を実施し、住宅の長寿命化による長期利用を可能にしていく。

| 施策の内容                            |                            | 担当課・係                |
|----------------------------------|----------------------------|----------------------|
| ○町営住宅の適切な維持管理。機能の向上・改善に向けた修繕・改修。 |                            | 総務課管財係               |
| ○家賃の見直しの検討。                      |                            | 総務課管財係               |
| ○教職員住宅の用途変更及びリノベーション。            |                            | 総務課管財係<br>総合政策課政策推進係 |
| 主要事業                             | 町営住宅維持管理、マチ女子奪還(MAJIDA)作戦※ |                      |

※マチ女子奪還(MAJIDA)作戦：若年女性の住環境改善ニーズに応え、住み心地のよいアパートと子育て世帯にマッチした住宅プランを開発し町内建築業者の受注を増大し、仕事の創出と若年女性人口の増加を図る取組。

## 施策 2-2

## 地域のつながり・交流の推進

### 現状と課題

人口減少や高齢化により、伝統行事等の衰退や担い手不足など、地域の文化・伝統的な活動に支障が生じている。新たな文化の創造と古き伝統の継承のため、地域における世代を越えた交流が円滑に行われる必要があり、そのための手段としての地域活動やイベント活動への若者をはじめとする住民の積極的な参加を募る必要がある。

### 施策の目指す姿

地域で伝承する行事や祭りなどの継承や復活支援に努め、特色ある地域活動により歴史・文化に触れる機会を増やし、世代間交流や地域間交流の積極的な推進を図る。

| 施策の内容                           |         | 担当課・係  |
|---------------------------------|---------|--------|
| ○伝統ある祭りの継承・振興、郷土愛をはぐくむ活動の推進。    |         | 総務課庶務係 |
| ○町や地区が開催するイベント等への参加促進、世代間交流の推進。 |         | 総務課庶務係 |
|                                 |         |        |
|                                 |         |        |
| 主要事業                            | さくほいいずら |        |

## 施策 2-3

## 姉妹都市との交流の推進

### 現状と課題

昭和 54 年度より府中市とは姉妹都市提携しており、両市町民間の交流、府中市における佐久穂町特産物の認知度が向上してきている。姉妹都市府中市との相互親睦、交流に向けて、多くの町民が参加できる機会を増やしていく必要がある。

また、会員の高齢化に伴う役員の減少も懸念される。

### 施策の目指す姿

交流協会を中心としたコミュニティにより、姉妹都市としての府中市の認識や交流をより深めるとともに、小中学生、民間団体（スポーツや文化団体等）や個人（農林業体験）など幅広い分野での自発的な交流が活発になっていくことを目指す。

| 施策の内容                            |  | 担当課・係  |
|----------------------------------|--|--------|
| ○府中市、府中友好都市交流協会との連携。             |  | 総務課庶務係 |
| ○佐久穂町姉妹都市交流協会を中心とした各種交流事業の活性化支援。 |  | 総務課庶務係 |
|                                  |  |        |
| 主要事業                             | 交流協会事業（府中商工まつり、さくほいいずら、ススキ狩り、親子収穫体験、こどものスポーツ交流、友好訪問） |        |



**現状と課題**

10代後半から20代前半にかけて進学等で転出した若者が町に戻っていない。将来のまちの担い手である20代から40代までを中心とした生産年齢人口の確保が必要である。

総合的な相談窓口の設置のほか、転出した後もふるさととのつながりを維持させる仕組み、観光等による来町者と住民の交流の機会の確保、佐久穂町のしごと・くらしに関する情報発信、住宅取得への支援等を充実させる必要がある。

**施策の目指す姿**

町と集落が一体となった「この町で暮らしたい、住みたい」をサポートする総合相談体制を目指す。住まいの確保に向けた、空き家の有効活用や新築・改修に係る支援制度の創設、空き家のリノベーション、住環境を害する特定空家※に関する対策を進める。また、関係団体と連携した町内しごと情報の収集・提供支援に取り組む。

| 施策の内容                            |                                 | 担当課・係      |
|----------------------------------|---------------------------------|------------|
| ○空き家の調査・活用、マッチング支援、移住支援制度の検討。    |                                 | 総合政策課政策推進係 |
| ○リノベーションなどによる住まいの確保、交流の促進。       |                                 | 総合政策課政策推進係 |
| ○移住支援に関する相談体制の構築。集落と移住者の関係づくり支援。 |                                 | 総合政策課政策推進係 |
| ○移住・定住に関するセミナー、イベント等の開催          |                                 | 総合政策課政策推進係 |
| 主要事業                             | 空き家バンク、マチ女子奪還(MAJIDA)作戦、移住者サポート |            |

※特定空家：2015年5月施行の「空き家等対策特別措置法」において、『特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等』をいう。

## 施策3 高齢者福祉の充実

高齢者福祉の中核をなす介護保険サービスの充実を図りつつ、歳を重ねても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにする仕組み、包括ケアシステムの構築に向けた取組を行います。

そのために、「医療・介護の連携」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援・介護予防サービスの充実・強化」を、4つの柱として進めます。

なかでも「生活支援・介護予防サービスの充実・強化」については、行政・福祉団体等だけでなく、集落や民間企業も含めた多様な主体によるサービス提供体制をつくとともに、高齢者自身も担い手となるよう施策を進めます。

### 施策の目的

|               |   |
|---------------|---|
| 対象<br>(ターゲット) | 高齢者、要介護者・要支援者、家族、サービス事業者、区、社会福祉協議会、シルバー人材センター、医療機関、民間企業等  |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつまでも高齢者が安心して地域で住み続けることができるような地域包括ケアシステム※の構築。</li> <li>・入所、通所リハビリ、居宅介護支援などの提供により高齢者福祉の充実に努める。</li> <li>・保険者、被保険者、介護事業者等の円滑な介護保険サービスの活用・提供支援。</li> </ul> |

### 施策の達成目標

| 指標項目   | 区分 | 基準値 (年・年度) |     | 目標値 (33年度) |     |
|--|----|------------|-----|------------|-----|
| 老人保健施設さやか入所率<br>(定員：入所 58 名、通所 25 名、居宅介護支援 35 名) | OP | 89.3%      | H27 | 93.0%      | H33 |
| 生活支援コーディネーター※の人数                                 | OP | 0 人        | H28 | 1 人        | H29 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

※地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのこと。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げることができる。

※生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

## 施策 3-1

## 老人保健施設の充実

### 現状と課題

高齢者人口は、団塊世代が75歳を迎える平成37年度までは現在と同数程度、要介護認定者数についても同様と推計されている。平成26年町内に民間の特養施設が開設され、高齢者入所施設は整備されてきているが、単身又は夫婦のみの高齢者世帯や認知症の方は今後増加すると予想される。施設利用者一人ひとりの状態に合わせた介護サービスを提供できる体制づくりが必要となる。

### 施策の目指す姿

医師・看護師・介護士・理学療法士・栄養士などの専門家が一体のチームとして医療的ケアからリハビリテーション、栄養管理、食事、入浴などの日常生活サービスを提供する。

利用者の状態に合わせた質の高い介護サービスの提供に向けて、今後も増加する認知症の方への理解と様々な疾患に対する介護について、研修会・学習会等により職員のスキルアップを図り、地域に根ざし信頼される施設を目指す。

| 施策の内容                            |                              | 担当課・係  |
|----------------------------------|------------------------------|--------|
| ○理学療法士の確保。職員の資質向上のための研修会・学習会の推進。 |                              | 老人保健施設 |
| ○施設運営の方向性の検討。                    |                              | 老人保健施設 |
|                                  |                              |        |
|                                  |                              |        |
| 主要事業                             | 老人保健施設管理・運営、入所・通所サービス、居宅介護支援 |        |

**現状と課題**

当町では、従来から介護予防として健康教室、こつこつ元気教室、ヘルスアップ教室、いきいき倶楽部を、生活支援として配食サービス、緊急通報システム、オムツ券の支給等を行ってきた。今後は行政だけではなく高齢者自身も含めた多様なサービスの担い手の育成が求められている。

**施策の目指す姿**

町や福祉団体が提供する事業に加え、近隣の助け合い・見守りから民間企業のサービスまでを、佐久穂町の資源として捉え、サービスの充実・強化を図る。

また、高齢者自身がサービスの担い手となり社会参加することは、自身の生きがいや介護予防につながることから、町は多様な主体によるサービス提供や社会参加を支援し、いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちを目指す。

| 施策の内容 |  | 担当課・係     |
|-------|--|-----------|
|       | ○生活支援コーディネーター、生活支援体制整備協議会を通じたサービスの創設・拡充。                       | 健康福祉課高齢者係 |
|       | ○介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、住民が主体的に参加し、担い手となるための支援。                | 健康福祉課高齢者係 |
|       |  |           |
| 主要事業  | 介護予防・日常生活支援総合事業、敬老事業、高齢者クラブ、高齢者生活福祉センター（ふるさと）運営、配食サービス、認知症総合支援 |           |

**現状と課題**

急速な少子高齢化により、当町においても高齢者数が増え、それに伴う要介護認定者の数も増加している。また、高齢化や核家族化の進展により家庭での介護力が低下しているため、高齢者の状況やニーズに応じて、サービス基盤の整備・拡充が必要とされる。

**施策の目指す姿**

要介護認定者の増加に伴い、大幅に増えていく見込みの保険給付費を適正に執行するための体制を確立し、利用者本位のサービスが適切に提供されることを目指す。

小規模通所介護、居宅介護支援、総合事業の事業所指定・監督権限が町に移行となるため、事業所の適正な運営を指導していく。

| 施策の内容 |                                | 担当課・係     |
|-------|--------------------------------|-----------|
|       | ○在宅サービス利用の推進とそれを補完する施設サービスの充実。 | 健康福祉課高齢者係 |
|       | ○介護保険事業所の適正な監督。                | 健康福祉課高齢者係 |
|       | ○介護保険事業所による適正なサービス提供。          | 健康福祉課高齢者係 |
| 主要事業  | 地域包括支援センター運営                   |           |

## 施策4 障がい者福祉の充実

障がい者のストレングス（潜在的な能力・強み）※に視点を当てた仕事を創出し、障がい者の生活基盤の「自立」を目指す支援をします。

仕事を通じて地域との交流の機会を増やすとともに、ノーマライゼーション※及びインクルージョン※の理念の浸透を図るため、地域で障がいについて正しく理解し合う活動を支援します。

あわせて、障がいがあっても安心して暮らせる支援体制の充実に努めます。

### 施策の目的

|               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| 対象<br>(ターゲット) | 住民、障がい者及びその家族                  |
| 意図            | 障がいのある人が、普通に暮らせる地域づくりの実現に向けた支援 |

### 施策の達成目標

| 指標項目                        | 区分 | 基準値（年・年度）  |        | 目標値（33年度）  |        |
|-----------------------------|----|------------|--------|------------|--------|
|                             |    |            |        |            |        |
| 福祉施設、精神科病院に入所している障がい者の地域移行数 | OP | 5人<br>(累計) | H22-26 | 5人<br>(累計) | H27-31 |
| 障がい者一般就労への移行数               | OP | 3人<br>(累計) | H22-26 | 5人<br>(累計) | H27-31 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

※ストレングス（Strength）：「強さ・力」の意味、ここではその人が元来持っている強さの意。

※ノーマライゼーション（normalization）：障がいのある人を特別視するのではなく、「障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルである」という考え方又はそのような社会づくりを推進すること。

※インクルージョン（inclusion）：「包み込むこと」という意味で、「障害者施策の包括化」の意味で用いられることもあり、障がいの有無に関係なくすべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

## 施策 4-1

## 障がい者支援の充実

### 現状と課題

ノーマライゼーション及びその実現を支えるインクルージョンの理念の下、国・県の基本指針に沿った佐久穂町障害者計画及び佐久穂町障害福祉計画に基づいて、地域で暮らしながら社会参加を実現するため、障がい福祉サービス提供基盤の整備・充実を図ってきた。障がい者の思いに寄り添った支援には、サービス提供事業者と連携を図りながら、自己決定できるよう更なる基盤整備が引き続きの課題である。また働く意欲のある障がい者の就労の場が不足している中で、新たな就労支援の手段も課題となっている。

### 施策の目指す姿

障がいのある人が支援を受けながら、自分の役割を担い、その人らしく住み慣れた地域の中で普通に暮らせるまちづくりの実現。

- ・障がい者一人ひとりの特性や能力に応じて、「働きたい」思いを実現し、自立生活ができる地域づくり
- ・住み慣れた町で暮らしの場の確保、相談支援体制の充実等を図ることで安心して暮らせる地域づくり

| 施策の内容   |  | 担当課・係    |
|---|--|----------|
| ○関係機関・サービス事業者との連携強化。サービス提供基盤の確保に向けた取組。        |  | 健康福祉課福祉係 |
| ○障害者基本法、障害者総合支援法に基づく障がい者支援の展開。                |  | 健康福祉課福祉係 |
| ○障がい者権利条約、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供。 |  | 健康福祉課福祉係 |
| ○相談支援事業所に対する報酬単価の見直しについて国へ要望。                 |  | 健康福祉課福祉係 |
| 主要事業  | 障がい者雇用創出・就労支援、障がい者3R活動応援事業※、障がい福祉サービス、陽だまりの家管理、グループホームほほえみ管理 |          |

※3R：①Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）、②Reuse（リユース：再利用）、③Recycle（リサイクル：ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方。

※障がい者3R活動応援事業：上記の3つのRに取り組む事業を通じて、障がい者のしごと・収入の確保、障がい者の社会貢献と生きがいづくり、また、地域との交流の促進を目的とした佐久穂町の事業名をいう。

## 施策5 健康づくり、予防対策の推進

すべての住民が健やかで心豊かに暮らせるため、生活習慣の改善による「一次予防※」の情報提供や学習機会を各コミュニティと協力し推進するほか、「二次予防」の健（検）診受診率向上に努め、健康寿命の延伸を図ります。

保健推進員の活動や運動・食育を通じて、世代間の交流による連帯感やつながりを深め、一人ひとりの健康をコミュニティにおいても促進し、健康で生き生きとした生活習慣づくりを推進します。

また、健康づくりを支える安心の医療体制を推進します。町立千曲病院をはじめとする町内医療機関及び佐久総合病院との連携強化の継続を図ります。

### 施策の目的

|               |  |
|---------------|--|
| 対象<br>(ターゲット) | 住民、入院患者、外来患者、他市町村健診など利用者   |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯現役で過ごすための住民の健康増進</li> <li>・安心できる医療体制の推進</li> <li>・「地域の人に信頼され、愛される病院」を目指して</li> </ul> |

### 施策の達成目標

| 指標項目            | 区分 | 基準値(年・年度) |     | 目標値(33年度) |     |
|-----------------|----|-----------|-----|-----------|-----|
| 国保特定健診※受診率      | OP | 46.7%     | H26 | 55%       | H33 |
| 健康診断問診項目 該当者割合  | OP | 24%       | H26 | 27%       | H31 |
| 千曲病院 年間入院患者数    | OP | 29,947人   | H27 | 32,600人   | H33 |
| 千曲病院 年間外来患者数    | OP | 53,315人   | H27 | 62,000人   | H33 |
| 千曲病院 経常利益       | OC | △62,464千円 | H27 | 15,886千円  | H33 |
| 千曲病院 病床利用率等経営指標 | OC | 84.2%     | H27 | 92.1%     | H33 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

※一次予防、二次予防：一次予防とは、病気の発生そのものを防ぐこと。食事や運動の面で普段から健康的な生活習慣を心がけること。二次予防とは、病気の早期発見・早期治療を指す。

※国保特定健診（国民健康保険特定健康診査）：メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）及びその予備群を早期に発見して、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とした健診・保健指導です。国民健康保険や健康保険組合などの各医療保険者が、年度内40歳～75歳未満の加入者を対象に実施するもの。



**現状と課題**

町のがんによる死亡者の割合は、全国平均を下回っているものの、全体の4分の1を占め、特に若年層では約半数となる年もある。また、生活習慣病が重症化することで医療費の増大の原因となっている。

核家族化が進む中で出産・育児に携わる親が、様々な面での不安を抱えている。

精神疾患者は年々増加している状況に加え、毎年数名の自死者も発生していることから、心の健康に関する対策も必要となっている。

**施策の目指す姿**

住民一人ひとりが「生涯現役」で過ごせる町を目指し、健康増進事業と保健予防の重要性を再認識した上で、健康保健事業への参加者増加と住民組織のさらなる活発化を図る。

がん死亡者の抑制及び生活習慣病の重症化を抑えるため、健診受診率の向上を目指し、国民健康保険以外の方でも町が実施する総合健診を受診できる体制を維持するとともに生活習慣予防のため一次予防活動及び歯科保健活動を展開する。

出産・育児に携わる親への支援と、子どもを地域で育てる町を目指す。

心の健康に関する様々な情報を住民が理解し、町の相談窓口や専門医療機関に繋げる体制を整備する。

| 施策の内容                         |   | 担当課・係           |
|-------------------------------|---|-----------------|
| ○健（検）診受診率向上を目指した日程や受診環境等の改善。  |   | 健康福祉課健康づくり係     |
| ○一次予防を重視した運動・食育活動及び歯科保健活動の展開。 |   | 健康福祉課健康づくり係、保健係 |
| ○医療保険の種類を問わない保健予防事業の展開。       |   | 健康福祉課健康づくり係     |
| ○乳幼児期からの相談と健診。いち早い子どもと保護者の支援。 |   | 健康福祉課健康づくり係、保健係 |
| ○心の健康に関する情報発信、専門相談窓口の利用促進。    |   | 健康福祉課健康づくり係、保健係 |
| 主要事業                          | 保健推進員、チャレンジデー※、おとなの体力測定、乳幼児相談、福祉と健康のつどい、集団健康診査、各種健康予防教室 |                 |

※チャレンジデー：笹川スポーツ財団が開催する、日常的なスポーツの習慣化に向けたきっかけづくりやスポーツによる住民の健康づくり、地域の活性化を目的とし毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されている住民総参加型イベント。

**現状と課題**

当町には、病院 1・診療所 3・歯科医院 4 の 8 医療機関（H28.4 月現在）があり、さらに隣接市町には佐久総合病院等があることから、医療的に恵まれた地域と言える。しかし、医療ニーズは高度化・多様化しており、医療費や介護費の増大が財政運営に与える影響が年々大きくなっていることが課題となっている。また、病院勤務医、産婦人科医、小児科医等の不足により、夜間・休日診療体制を確保するために関係機関との連携が課題となっている。

高齢化率は年々増加し、相当数の住民が他市町医療機関を受診している実態がある中、佐久総合病院の再構築計画を踏まえた新たな地域医療連携を構築する必要性が生じている。

町立千曲病院においては、平成 26 年 4 月に介護療養病床を医療療養病床に転換し、病床数も 10 床減少し 45 床とした。それに併せ 2 階一般病床も 10 床減少し 52 床とした。

また、平成 25 年度から 3 ヶ年かけて大規模改修工事を実施し、施設・設備面の対策は完了しているが、町立病院の機能（役割）に見合った医療の提供が必要となっている。

**施策の目指す姿**

町立千曲病院、町内医療機関、佐久総合病院等の連携で築き上げてきた地域医療体制を継続させるとともに、佐久総合病院佐久医療センターを中心とした高度医療機関との連携強化を図る。また、予防から治療及びアフターケアまで、一貫した地域保健医療体制を充実させるとともに、介護や障害者福祉まで含めた地域包括ケアシステムの構築を図る。

佐久総合病院の再構築計画により、新たな地域医療連携が提唱される中、住民の身近な医療機関としての役割を果たすため、医師・看護師等のマンパワーを確保することはもとより、診療体制や健康管理体制の充実を図り、適切な医療を提供し、「地域の人に信頼され、愛される病院」を目指す。

| 施策の内容   |   | 担当課・係      |
|---|---|------------|
| ○保健・医療・介護・障がい者福祉と協力連携したサービスの提供。                             |   | 健康福祉課      |
| ○町立千曲病院の医師確保。佐久地域関係機関との連携強化。                                |   | 千曲病院、健康福祉課 |
| ○地域の人に信頼され、愛されるための診療体制整備と医師・看護師等のマンパワー確保。人材づくりとインターンシップの検討。 |   | 千曲病院       |
| ○適切な医療提供のためのシステム構築や医療機器の更新。                                 |   | 千曲病院       |
| ○病院経営健全化に向けた、繰出基準による財政支援。                                   |   | 千曲病院       |
| 主要事業  | 地域医療提供、町民ドック、がん検診、生活習慣病予防教室、訪問看護、地域医療連携 |            |

## 施策6 生涯学習・スポーツの推進

住民一人ひとりが日々の生活に生きがいや豊かさを感じ、思いやりと心の触れ合いを大切にし、地域の人達が学び合うことにより、仲間づくりや地域の連帯感を醸成するため、まちぐるみで学び合う、生涯学習のまちを推進します。

また、住民の多様化する学習やスポーツの要望に応え、指導者やボランティアの発掘、参加しやすい講座や教室を開催し、一人1講座、1スポーツ、1指導者を推進します。

学校・公民館以外の場所における学習・文化活動等を通じてまちや人の繋がりを知ること、子どもたちが故郷の良さを感じ、誇りに思うための取組を推進します。

### 施策の目的

|               |  |
|---------------|--|
| 対象<br>(ターゲット) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民</li> <li>・生涯学習館「茂来館」、図書館、体育施設等の利用者</li> </ul>   |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習活動、生涯学習を推進する場として、住民のニーズにあった機能を有する整備充実を図る。</li> <li>・「集う、学ぶ、結ぶ」の原点に立ち返った生涯学習の推進と、住民自治や地域連帯を基盤とする総合的な地域づくりを目指す。</li> </ul> |

### 施策の達成目標

| 指標項目                 | 区分 | 基準値(年・年度) |     | 目標値(33年度) |     |
|----------------------|----|-----------|-----|-----------|-----|
|                      |    |           |     |           |     |
| 生涯学習館「花の郷・茂来館」年間利用者数 | OP | 21,000人   | H27 | 30,000人   | H33 |
|                      |    |           |     |           |     |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

## 施策 6-1

## 生涯学習環境の充実

### 現状と課題

生涯学習館は平成16年度の開館から10年を経過し、施設の機能維持とあわせ、今後いかに来館者を増加させるかが課題である。

また図書館も来館者に、より快適な空間を提供し多くの人に利用してもらう場所とするとともに、蔵書数が9万9千冊を超え、展示スペースはもとより図書の保管場所が不足しつつあるため、今後、蔵書調整の方向性について検討が必要である。

社会体育施設も、経年劣化により傷んだ個所に必要な修繕等を実施して、今後も快適に使用できるように機能維持していくことが必要となっている。

### 施策の目指す姿

生涯学習館については、生涯にわたり自ら学び、自己啓発、自己成長ができる学習活動の支援の場、趣味、娯楽など各種地域サークル活動等の場として、生涯学習の拠点施設とする。

また各種体育施設についても、スポーツ推進、体力向上、健康増進など社会体育事業の振興のため、社会体育館、グラウンド等の修繕による機能維持に努める。

| 施策の内容                               |                            | 担当課・係          |
|-------------------------------------|----------------------------|----------------|
| ○生涯学習館、図書館、各種体育施設等の機能維持と必要に応じた修繕の検討 |                            | 生涯学習課<br>生涯学習係 |
| ○蔵書調整の方向性の検討                        |                            | 生涯学習課<br>図書館係  |
|                                     |                            |                |
|                                     |                            |                |
| 主要事業                                | 生涯学習館維持管理、社会体育施設維持管理、図書館運営 |                |

**現状と課題**

分館事業については、毎年継続的に行っているが、住民意識の変化とともに役員以外の参加が減っている。また、同好会等については、平均年齢の上昇とともに、休会する団体が増えてきている。

社会教育・社会体育事業にあつては、少子高齢化、集落の過疎化などの課題があり、事業活動も時代に対応したメニューを用意する必要がある。

**施策の目指す姿**

地域及び各世代の課題を読み取り、住民と問題意識を共有しながら既存の講座・事業の再構築を目指す。

また、地域の人達から学ぶ姿勢を大切に、公民館の発信力を高める。

| 施策の内容   |   | 担当課・係          |
|---|---|----------------|
| ○生涯学習を推進する職員の研修や学習会への参加。活発に活動できる体制づくり。                                    |   | 生涯学習課<br>生涯学習係 |
| ○事業の企画立案、検討の機会を増やし、多方面からきめ細かな情報収集により身近な話題を提供する館報づくり。<br>地域に根差した生涯学習活動の推進。 |   | 生涯学習課<br>生涯学習係 |
| ○体育協会を通じた時代に適応したスポーツ振興、人財育成。スポーツ少年団の組織、活動の強化。ニュースポーツの紹介及び普及促進。            |   | 生涯学習課<br>生涯学習係 |
| 主要事業  | 公民館活動、生涯学習各種講座、成人式、同好会連絡協議会、分館活動、人権同和教育、各種体育大会、スポーツ少年団、体育協会 |                |

## 施策7 文化・芸術の振興

地域のアイデンティティやコミュニティの紐帯※をはぐくむ景観やまちなみの保全活用、歴史・文化・行事の掘り起しと、伝統行事や風習、文化芸術資源を中心としたつながりを継承、醸成する取組を支援します。住み続ける喜びや誇りを生みだし、更に磨き、人々の暮らしを良くしようという意欲を増強します。

各種講演会や音楽イベント等を実施し、住民の芸術活動の推進、発表意欲の創出などを図ります。また、町内にある多くの有形・無形の文化財、記念物、埋蔵文化財等を将来の世代に伝えるための保存と継承を推進します。

### 施策の目的

|               |  |
|---------------|--|
| 対象<br>(ターゲット) | ・住民、来館者  |
| 意図            | ・住民に親しまれる美術館<br>・落ち着いた鑑賞空間を提供し、再訪を望める美術館の構築<br>・文化財の調査・整理を行い、貴重な文化財の保護に努める |

### 施策の達成目標

| 指標項目         | 区分 | 基準値 (年・年度) |     | 目標値 (33年度)               |     |
|--------------|----|------------|-----|--------------------------|-----|
|              |    | 年          | 年度  | 年                        | 年度  |
| 奥村土牛美術館来館者数  | OP | 4,600人     | H27 | 5,000人                   | H33 |
| スタインベルクコンサート | OP | 3回         | H27 | 5回                       | H33 |
| 宮田三郎木版画展     | OP | 年1回<br>常設  | H27 | 年1回<br>常設<br>年12回<br>展示替 | H33 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

※紐帯（ちゆうたい）：ひもとおび。転じて、物と物、人と人とを結び付ける役割を果たす大事なもの。

## 施策 7-1

## 文化芸術活動の推進

### 現状と課題

奥村土牛記念美術館は、来館者が年々減少傾向にある一方で、施設の老朽化が進み、施設維持のため補修等が必要になっている。また、耐震構造がないことから、不特定多数の人が利用している現状について早急な検討を要する。宣伝活動にも制約があり思うように誘客活動が出来ない。

宮田三郎先生に寄贈された木版画の下絵や原画などは、すべて整理が終了しギャラリー等で展示公開している。

茂来館メリアホールでは、生の演劇・芸術公演・スタインベルクピアノコンサートなどを開催し、芸術活動や生涯学習の振興を図っている。

### 施策の目指す姿

日本画壇最高峰にいた奥村土牛画伯の素描画については、土牛芸術の真髄にふれる美術品として後世に残していく。建物は町の有形文化財に登録されていることから、文化、歴史的なまちなみの景観を形成する施設として維持する。

生涯学習館「花の郷・茂来館」が、生涯学習と文化振興推進の拠点となるようなソフト、ハード両面からの充実を目指す。

| 施策の内容  |  | 担当課・係                    |
|--|--|--------------------------|
| ○美術館の所蔵作品の保存。建物の文化財施設の保存。                      |  | 生涯学習課文化財・芸術係             |
| ○住民が集う芸術・文化振興の中心施設である茂来館の図書館、ギャラリー、メリアホール等の整備。 |  | 生涯学習課生涯学習係、<br>生涯学習課図書館係 |
| ○スタインベルクピアノ、宮田三郎氏の木版画等を活用した文化芸術の振興。            |  | 生涯学習課文化財・芸術係             |
| ○夏休み子ども劇場、文化祭文化講演会、芸能鑑賞会等の実施。                  |  | 生涯学習課文化財・芸術係             |
| 主要事業   | 文化芸術資源「3本の矢」継承事業※、伝統掘り起し・継承事業、歴史的なまちなみ継承活用事業 |                          |

※文化芸術資源「3本の矢」継承事業：スタインベルクピアノ、宮田三郎木版画、奥村土牛絵画の3つの文化芸術資源を生かして、美術愛好家や芸術家とともに子どもや町民に文化財の継承とコミュニティの醸成を図る事業。

## 施策 7-2

## 文化財の保存活用

### 現状と課題

町内各所に保管されている文化財や資料はおおむね整理されている。また、寄贈された輿水コレクションの整理も進めている。しかし、資料の分散保管は整理や活用の上で大きな障害となっており、展示や活用拠点となる場所が必要である。また、廃校となった学校の資料や重要な行政文書の保存・活用も大きな課題である。

### 施策の目指す姿

資料館の設置に向けて、設置場所や展示、保存、管理の方法などについて検討し、早期の設置を目指す。町民の地域文化に関する理解・関心が深まるよう取組を進める。

| 施策の内容  |                       | 担当課・係        |
|--|-----------------------|--------------|
| ○文化財の展示・保存のための資料館の設置の検討。                       |                       | 生涯学習課文化財・芸術係 |
| ○指定文化財や保管資料などの有効活用に向けた展示会や講座の開催、冊子やマップの刊行等の推進。 |                       | 生涯学習課文化財・芸術係 |
|  |                       |              |
|  |                       |              |
| 主要事業   | 文化財保護・活用、文化財保護審議委員会運営 |              |



## 施策8 人権尊重、男女共同参画の推進

住民一人ひとりが思いやりのある心を大切にする人権教育の充実と人権意識の高揚に努めます。

男女がお互いに個性と能力を十分発揮できる社会の構築に向けて、男女の固定的な役割分担意識に捉われない男女共同参画をはぐくむ環境づくりを進めていきます。

また、女性活躍推進法により、働き方に対する意識改革や職場環境の整備が求められ、これと連動して働く女性のキャリアアップや、意識啓発、起業を目指す女性や子育て中の女性の再就職支援に取り組みます。

男女ともに、事業主と協力して仕事と家庭生活を両立できる働きやすい環境の整備や、ワークライフバランスの実現に向けた取組を進めます。

### 施策の目的

|               |  |
|---------------|--|
| 対象<br>(ターゲット) | ・住民、企業、解放子ども会  |
| 意図            | ・部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、人権意識の高揚を図る。<br>・男女がお互いを尊重し、より一層のびやかに暮らせる社会、環境づくりを目指す。 |

### 施策の達成目標

| 指標項目         | 区分 | 基準値（年・年度） |     | 目標値（33年度） |     |
|--------------|----|-----------|-----|-----------|-----|
|              |    |           |     |           |     |
| 人権講座         | OP | 6回        | H27 | 6回        | H33 |
| 分館講座         |    | 3分館       |     | 3分館       |     |
| 人権フェスティバル開催数 |    | 1回        |     | 1回        |     |
| 男女共同参画計画     | OP | 策定        | H26 | 改訂        | H31 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

**現状と課題**

部落を始め、障がい者、高齢者、女性、職場での差別、性による差別、国籍による差別など様々な差別が存在している。町では定期的な相談所の開設、広報や委員による啓発活動、人権フェスティバルの開催等により人権のよう護を推進している。啓発活動を推進する委員の選出が課題となっている。

差別を容認せず、その根絶を図るため、人権同和教育講座等の学習機会を提供するとともに、自発的に活動できる人材育成を推進している。社会の変化とともに生じる新たな差別への取組、学習内容や方法に工夫を加えながら活動を継続する必要がある。

**施策の目指す姿**

個人を大切にし、住民一人ひとりが思いやりの心を持ち、人権をよう護し、差別を見抜き、差別を容認しない、差別のない町を目指す。

| 施策の内容                           |           | 担当課・係          |
|---------------------------------|-----------|----------------|
| ○人権相談所等の開設。                     |           | 住民税務課<br>人権政策係 |
| ○広報や関係機関との連携による人権啓発の強化。         |           |                |
| ○人権フェスティバルによる人権啓発の推進。           |           |                |
| ○人権教育促進事業補助金。                   |           | 生涯学習課<br>生涯学習係 |
| ○各種人権同和教育講座等の開催。参加者の意見交換の機会の設定。 |           |                |
| ○人権同和教育指導者講座による町内指導者の育成。        |           |                |
| 主要事業                            | 人権フェスティバル |                |

## 施策 8-2

## 男女共同参画の推進

### 現状と課題

男女共同参画推進団体を中心に講演会や研修会の開催又は参加を通じて、男女共同参画実現に向けた礎づくりを進めてきた。しかし、性別による伝統的で固定的な役割分担意識が残っており、家庭においては育児や介護、家事などについて、これまで女性が多くを担ってきた。これからは、男性も家庭に目を向け、女性も男性も仕事と家庭が両立できる環境づくりが必要である。

### 施策の目指す姿

男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮できる社会の構築に向けて、子育て支援と合わせ、男女の固定的な役割分担意識にとらわれないために、佐久穂町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画をはぐくむ環境づくりを進める。

男女共同参画推進団体への財政的補助を含む育成援助を行うことにより、団体が男女共同参画社会実現への核となるよう支援する。

| 施策の内容                |           | 担当課・係      |
|----------------------|-----------|------------|
| ○佐久穂町男女共同参画計画の推進。    |           | 住民税務課人権政策係 |
| ○男女共同参画をはぐくむ人権学習の推進。 |           | 住民税務課人権政策係 |
| ○企業・事業所等への啓発活動。      |           | 住民税務課人権政策係 |
| ○子育て支援事業との連携。        |           | 住民税務課人権政策係 |
| ○女性の政策・方針決定の場への登用支援。 |           | 住民税務課人権政策係 |
| 主要事業                 | 女性の起業セミナー |            |

## 重点戦略 B 選ばれ誇りを養う子育て・教育のまちづくり（子育て・教育）

### 施策 9 出産・子育て支援の充実

出産・育児のコミュニティ活動拠点「こどもセンター」を行政と民間が協働で整備し、そこで妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点と子育て支援コーディネーターを設置する取組を進めます。

またあわせて、多様な保育サービスの拡充や、生きる力（非認知能力や生活習慣）を身に付けるために、保育園での特色ある事業を推進します。

#### 施策の目的

|               |  |
|---------------|--|
| 対象<br>(ターゲット) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳までの子どもとその保護者</li> <li>・ 町内保育園に入園している乳幼児及び子育て家庭、未就園児とその保護者</li> <li>・ 放課後保育を要する小学生とその保護者</li> <li>・ ひとり親家庭</li> </ul>   |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てにかかわる保護者の負担軽減や支援を行い、児童生徒の健全育成を目指す。</li> <li>・ 子どもの幸せを第一に考えるとともに、保育園利用者の生活実態や意向を踏まえた保育サービスの提供及び整備に努める。</li> <li>・ 放課後保育を要する小学生を預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。</li> <li>・ ひとり親家庭の生活安定と自立を支援し、児童生徒の福祉の増進を図る。</li> <li>・ 家庭、学校、地域社会の連携により地域の青少年の健全育成を目指す。</li> </ul> |

#### 施策の達成目標

| 指標項目           | 区分 | 基準値（年・年度） |     | 目標値（33年度） |        |
|----------------|----|-----------|-----|-----------|--------|
|                |    |           |     |           |        |
| 子育て支援員研修の修了者数  | OP | 2人        | H27 | 20人       | H28-31 |
| こどもセンター月平均利用者数 | OP | 1700人     | H27 | 1800人     | H31    |
| 新生児訪問率         | OP | 100%      | H27 | 100%      | H33    |
| 乳幼児健診受診率       | OP | 88%       | H27 | 90%       | H33    |
| 合計特殊出生率        | OP | 1.41      | H27 | 1.58      | H33    |
| 待機児童数          | OP | 0人        | H27 | 0人        | H33    |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

**現状と課題**

地域における連帯感の希薄化や核家族化の進行、様々な育児情報の氾濫などにより、母親をはじめとする保護者の多くは育児へのさまざまな悩みや不安を抱えている。育児不安の解消や育児不安等から発生する児童虐待を防止するため、子育て家庭の経済的な負担軽減とともに、子育て家庭を地域で支援していくための子育て支援の拠点・窓口づくりや、子育てをサポートする人材の確保が必要である。

**施策の目指す姿**

安心して子どもを授かり出産できる、そして子育てが楽しいと感じられるように、地域で子育てを支え合い、子どもたちがすくすくと健やかに育つ町を目指す。

| 施策の内容 |  | 担当課・係                  |
|-------|--|------------------------|
|       | ○18歳までの医療費の無料化の継続。児童手当や出生祝金の給付。  | 健康福祉課福祉係<br>こども課子育て支援係 |
|       | ○児童虐待の相談支援。要保護児童対策地域協議会の運営。  | こども課子育て支援係             |
|       | ○民生児童委員協議会の活動支援。   | 健康福祉課福祉係               |
|       | ○新生児訪問・乳幼児健診の実施。   | 健康福祉課保健係               |
|       | ○子育て支援の充実に関する各種施策の実施。  | こども課子育て支援係             |
| 主要事業  | 福祉医療費、児童手当、出生祝金、要保護児童対策地域協議会、民生児童委員協議会、子どもセンター整備、子育てサークル支援、育児応援プロジェクト（相談事業）、一時預かり、不妊治療助成、新生児訪問、妊婦教室、乳幼児健診、結婚相談 |                        |

## 施策 9-2

## 保育サービスの充実

### 現状と課題

就労形態の多様化や女性の社会進出などによる共働き世帯の増加とともに、年度途中での未満児の入所希望が増加しており、それに対応するための保育士確保が困難となっている。また、それら環境の変化等に伴い様々なニーズに対応した保育サービス（延長保育・一時保育・希望保育・乳児保育・障がい児保育・広域入所保育・病児病後児保育等）が求められている。

### 施策の目指す姿

- ・すべての子どもの幸せを第一に考え、働きながら安心して子育てができるよう仕事と子育ての両立を支援する。
- ・きめ細かな子育てサービス・保育サービスを効果的・効率的に提供する。
- ・各種研修会等への参加による保育の質の向上と人材確保を図る。
- ・地域における子育て支援サービスなどのネットワークの形成を促し、各種子育て支援サービス等の情報提供を行う。
- ・生きる力（非認知能力や生活習慣）を身に付けるための特色ある取組を行う。
- ・季節の行事などを通して文化・風土を大切にしたい保育を目指す。

| 施策の内容                                     | 担当課・係  |
|---|--|
| ○平成 21 年度改定「保育所保育指針」を踏まえ、保育内容の見直しを引き続き行う。 | こども課保育園係   |
| ○保育士確保に向けた処遇改善（臨時保育士）や職場のPR。              | こども課保育園係   |
| ○利用者ニーズを把握したきめ細かな保育サービスの提供。               | こども課保育園係   |
| ○保育士の質の向上、各種研修参加、専門性の高い保育の提供。             | こども課保育園係   |
| ○保育の専門性を生かした、障がいを持った児童の将来を見据えた保育及び家庭支援。   | こども課保育園係   |
| ○病児・病後児保育の広域化、発達障がい児支援体制の整備など。            | こども課保育園係   |
| 主要事業                                      | 発達障がい児支援、3歳未満児保育の拡充、病児病後児保育、園外保育、延長保育、希望保育、保育料減免 |

現状と課題

小学校入学後、放課後に子どもを預ける場所がなく、ワーキングマザーが働き方の変更や退職を強いられる問題、いわゆる「小1の壁」※により、子育てと仕事の両立が困難になる場面がある。

ひとり親家庭においては、子育てや仕事の悩み、不安などに対し、経済的自立の促進に向けた関係機関とタイアップした就職あっせんの充実、母子保健との連携などが求められる。

また、DV※被害者への支援や男性の育児参加の促進への取組も必要となっている。

施策の目指す姿

地域と行政がともに連携して、保護者ニーズを踏まえながら、児童館・学童クラブを運営し、子育て家庭が子育てと仕事を両立できるよう支援する。

地域での子どもの見守りや多世代交流、相談の場づくりに取り組む。

ひとり親家庭の状況に応じて、総合的に自立を支援することで、生活の安定や向上を図り、もって子どもの健やかな成長と、親にも安心をもたらすケアについて支援していく。

DV 被害者に対しては相談対応など必要に応じた支援をしていく。また、男性の育児参加については両親学級の充実や各種教室への参加を促し、意識改革や啓発を図る。

| 施策の内容                        |   | 担当課・係                  |
|------------------------------|---|------------------------|
| ○児童館、学童クラブの運営。               |   | こども課子育て支援係             |
| ○経済的支援（ひとり親家庭に関する手当や医療費の助成）。 |   | こども課子育て支援係<br>健康福祉課福祉係 |
| ○関係機関と連携した就労支援。              |   | こども課子育て支援係             |
| ○DV 被害者に対する相談支援。             |   | 住民税務課人権政策係             |
| ○両親学級をはじめとする各種教室の開催。         |   | 健康福祉課保健係               |
| 主要事業                         | 児童館・学童クラブ運営、児童扶養手当、福祉医療費、就労相談業務、DV 被害者相談（なんでも心配ごと相談所の開設）、各種教室開催、青少年健全育成 |                        |

※「小1の壁」：子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する仕事と子育ての両立にかかわる時間的・社会的な問題

※DV（ドメスティック・バイオレンスの略）：同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。元夫婦や恋人などに起こる暴力全般を指す場合もある。

## 施策10 学校教育の充実

佐久穂小・中学校の児童生徒、教職員、親や地域住民が共に学びあうコミュニティを形成し、特色ある教育の実施等により、この町に誇りを持ち、住み続けたいと思う子どもを地域ぐるみで育てます。

キャリア教育※やふるさと教育、学校応援団、スポーツ少年団や地域の行事への参加等、地域と学校、家庭が連携・協力して進める取組を推進します。

### 施策の目的

|               |   |
|---------------|---|
| 対象<br>(ターゲット) | ・住民、児童・生徒、高等学校以上に在学するもの、教職員、保護者   |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の基礎的な学力及び体力の向上に努める。</li> <li>・特色ある教育（佐久穂教育）の推進に努める。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)小中一貫教育により、幅広い年齢交流と学び合う学校環境づくりに努める。</li> <li>(2)独自の英語教育により、豊かな感性の醸成と実践的な英語力の向上に努める。</li> <li>(3)キャリア教育、ふるさと学習により、郷土愛の向上に努める。</li> </ul> </li> <li>・地域との連携を推進し、地域の学校として開かれた学校づくりに努める</li> <li>・就学支援制度、奨学金制度により、教育の機会均等に努める。</li> </ul> |

### 施策の達成目標

| 指標項目                               | 区分 | 基準値（年・年度） |     | 目標値（33年度） |     |
|------------------------------------|----|-----------|-----|-----------|-----|
| 自己肯定感のある生徒の割合（中3）<br>（全国学力・学習状況調査） | OP | 58.3%     | H27 | 65.0%     | H33 |
| 将来の夢や目標のある生徒の割合（中3）（同上）            | OP | 69.5%     | H27 | 75.0%     | H33 |
| キャリア教育（職場、福祉体験等）協力団体数              | OP | 55団体      | H27 | 65団体      | H33 |
| 学校応援団登録人数                          | OP | 延べ160人    | H27 | 延べ170人    | H33 |
| 奨学金貸与者（償還中の者）の町内居住率                | OP | 36.5%     | H27 | 40%       | H33 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

※キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育のこと。



## 施策 10-1

## 教育環境の充実

### 現状と課題

平成 27 年 4 月に佐久穂小学校と佐久穂中学校を施設一体型小中一貫校として開校した。今後は、通常の学校運営に加え、特色ある教育（佐久穂教育）を推進するための環境づくりが求められる。あわせて、安全な児童生徒の通学、適切な学校施設の維持管理なども必要となっている。

また、児童生徒、高校生以上を対象にした経済的支援により、若者の自立支援も継続していくことが必要となっている。

### 施策の目指す姿

児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸長することに焦点を当てた教科指導などにより基礎的な学力・体力の向上、町に根付く特色ある教育（佐久穂教育）の定着と推進などを踏まえた学校の体制づくりを目指す。また、安全な通学の確保、適切な学校施設の維持管理など学校運営の総合的な環境整備を推進する。

あわせて、適切な学校保健、地域食材を使った学校給食の提供を含めた食育環境の充実などにより、児童生徒が健やかに成長できることを目指す。

また、児童生徒の保護者の負担を考慮した経済的支援、高校生以上を対象にした奨学金制度などを継続することで、学習・就学機会の均等を目指す。

| 施策の内容                      |   | 担当課・係     |
|----------------------------|---|-----------|
| ○基礎的な学力及び体力の向上を踏まえた環境づくり。  |   | こども課学校教育係 |
| ○特色ある教育（佐久穂教育）を推進できる環境づくり。 |   | こども課学校教育係 |
| ○安全な通学（通学路、スクールバス運行等）の確保。  |   | こども課学校教育係 |
| ○学校施設、備品等の適正な整備、維持管理の実施。   |   | こども課学校教育係 |
| ○学校保健、食育、学校給食の充実。          |   | こども課学校教育係 |
| ○就学支援の実施、奨学金貸与制度の普及、推進。    |   | こども課学校教育係 |
| 主要事業                       | 学校運営支援、学習支援員・介助員等の町費教職員の配置、スクールバス運行、学校施設維持管理、学校共同調理場運営、就学支援制度、奨学金貸与制度 |           |

## 施策 10-2 小中一貫教育の推進

### 現状と課題

佐久穂小学校と佐久穂中学校では、町に根付く特色ある教育として、小中一貫教育・英語教育・キャリア教育（ふるさと学習）を重視した佐久穂教育の実践を始めた。今後は、佐久穂教育の定着と具体的な成果が必要となってくる。

### 施策の目指す姿

#### (1)小中一貫教育

学習指導要領に準拠した6・3制による学年の区切りを維持しながら、前期（1～4年）[基礎充期]・中期（5～7年）[活用期]・後期（8～9年）[発展期]と9年間を通じた指導カリキュラムにより、一人ひとりの学力向上と、児童生徒が過ごしやすい学校づくりを目指す。また、義務教育学校への移行についての検討も行う。

#### (2)英語教育

教育課程特例校の指定を受け小学校から英語科を設置し、独自の英語カリキュラムによる英語教育の実施により、実践的な英語力を身に付け、国際的な感覚を養えることを目指す。

#### (3)キャリア教育（ふるさと学習）

小学校のふるさと学習と、中学校のキャリア教育を系統的に計画し、地域の協力を得ながら、児童生徒がふるさとに興味を持ち、町の未来をつくっていく意識と郷土愛をはぐくむことを目指す。また、あわせて地域連携を深めることにより、地域の誰かが関われ、地域で支えられる学校づくりを目指す。

| 施策の内容                                  | 担当課・係   |
|--|---|
| ○小中一貫教育の実施に必要な講師、職員等の配置。               | こども課学校教育係   |
| ○NLT※の配置、英語教育指導プログラムの導入。               | こども課学校教育係   |
| ○キャリア教育とふるさと学習、学校応援団の充実。               | こども課学校教育係   |
| ○コミュニティスクール※推進委員会設置及び信州型コミュニティスクールの実践。 | こども課学校教育係   |
| ○学校評議委員の設置、伝統・文化など、地域の教育力の取り入れ推進。      | こども課学校教育係   |
| 主要事業                                   | 小中一貫教育推進教員（町費臨時講師）の配置、英語サポート（NLT派遣）、英語教育指導プログラム導入、キャリア教育（ふるさと学習）地域連携推進員の配置、コミュニティスクール推進委員会の設置、学校応援団の支援、学校評議委員の設置、佐久穂教育支援、みどりの少年団・林業キャリア教育 |

※NLT（Native Language Teacher）：その外国語を母国語として話す外国人教師。

※コミュニティスクール：学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

## 重点戦略 C 地域に根差した活力ある産業のまちづくり（地域経済創造）

### 施策 1 1 農業の振興

担い手経営体（中心となる経営体）と兼業・高齢農家などが相互の営農を補完し合い、消費者ニーズや流通の変化を的確に捉えた農畜産物の生産振興を図るとともに、自然の力を活かした環境農業の推進、農畜産物の安全性の確保、町産物のブランドの確立、6次産業化の推進等により、町の特色を生かした多様な農業の振興を目指します。

将来の町農業を担う新規就農者や若い農業経営者の意欲や自主的な努力、農業経営の発展を支援する取組を推進します。

| 施策の目的         |  |
|---------------|--|
| 対象<br>(ターゲット) | ・ 農業者、認定農業者※、新規就農者等の農業後継者  |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほ場、農道、水路等の農業生産基盤の整備・保全、野生鳥獣による農林業被害の防止及び保全に努める。</li> <li>・ 地域における農業の担い手育成・支援、経営力の強化に努める。</li> <li>・ 大気や水質の浄化機能など本来農業の持つ環境保全能力を増進させた自然と共生する農業を推進し、消費者が求める安全・安心な農産物づくりを支援する。</li> <li>・ 町外へのセールスや地産地消により、地域産品のブランド化と販路拡大を促進する。</li> </ul> |

#### 施策の達成目標

| 指標項目              | 区分 | 基準値（年・年度） |     | 目標値（33年度） |        |
|-------------------|----|-----------|-----|-----------|--------|
|                   |    | 年         | 年度  | 年         | 年度     |
| 新規就農者数            | OP | 4人        | H27 | 5人        | H31    |
| 環境保全型農業直接支払交付申請者※ | OP | 13人       | H27 | 16人       | H33    |
| 果樹に関する入植者数        | OP | 0件        | H27 | 2件        | H28-31 |
| 認定農業者数            | OP | 83人       | H27 | 86人       | H33    |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。認定を受けると、金融措置や税制措置などの支援を受けることができる。

※環境保全型農業直接支払交付金事業：化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する事業。

## 施策 11-1

## 農業生産基盤の整備

### 現状と課題

営農意欲の高い地域を中心に農道・農業用水路の整備と維持、土地改良事業、多面的機能支払交付金事業、中山間地域直接支払事業、農業基盤整備促進事業を実施している。

農業用道水路の改修について、緊急性の高い順に可能な補助事業を導入し、実施計画を策定して実施している。

農業後継者不足と農業経営者の減少及び高齢化から農地の荒廃と維持管理されない道水路施設への対応が課題となっている。

### 施策の目指す姿

農業用施設（農道・水路等）の整備を行い、農家の維持管理に係る経費を削減し、農業経営の安定を図る。

農地や里山の保全については、住民と協力し、地域の特性を活かした自然に優しい取組を推進するとともに、郷土の原風景である田園風景の継承、農業の有する多面的機能の向上を図る。

耕作放棄地の解消に向けて、農地中間管理機構の事業等の推進により、担い手への農地集積と農地の集約化を図る。

| 施策の内容                           |  | 担当課・係          |
|---------------------------------|--|----------------|
| ○農道や用排水路の整備修繕。区や水利組合からの要望箇所の調査。 |  | 建設課整備係、<br>管理係 |
| ○多面的機能支払交付金事業の推進。               |  | 建設課管理係         |
| ○中山間地域直接支払事業の推進。                |  | 産業振興課農政係       |
| ○農地中間管理機構事業の推進。                 |  | 産業振興課農政係       |
| 主要事業                            | 八千穂農水管理事業、道水路普請、多面的機能支払交付金事業、中山間地域直接支払事業 |                |

## 施策 11-2

## 有害鳥獣被害の防止

### 現状と課題

近年、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス、スズメ、ハト、カワウ等の生息分布域が拡大し、鳥獣による農林業被害が深刻化しており、過疎化や農業者の高齢化に伴って、耕作放棄地が増加している。

町では、新規狩猟免許取得者に対する取得費用の一部補助や、侵入防止柵の設置補助などを実施し、農業者等の自衛対策を支援しており、鳥獣による農作物被害はここ数年減少傾向にある。しかし、平成27年度において、町が把握している被害面積は1.0ヘクタール、被害金額は951万円余りとなっており、依然として対策が必要な状況が続いている。

### 施策の目指す姿

- ・遊休荒廃地の増加を抑制する。
- ・駆除、防除推進による農林業鳥獣被害を減少させる。

| 施策の内容   |                                   | 担当課・係    |
|---|-----------------------------------|----------|
| ○各集落による組織的なシカ柵設置の促進。野生鳥獣被害の防止。<br>「南佐久郡鳥獣被害防止計画※」の推進。 |                                   | 産業振興課農政係 |
| ○農地侵入をシカ柵等により防止する「防除対策」の推進。                           |                                   | 産業振興課農政係 |
| ○猟友会との協力による「捕獲対策」。                                    |                                   | 産業振興課農政係 |
| ○加害鳥獣が出没しにくい集落環境とするなどの「生息環境対策」の推進。                    |                                   | 産業振興課農政係 |
| ○ニホンジカ駆除及び狩猟免許取得補助の継続。                                |                                   | 産業振興課農政係 |
| 主要事業  | 有害鳥獣駆除報償金、狩猟免許取得補助金、有害鳥獣被害防止事業交付金 |          |

※南佐久郡鳥獣被害防止計画：南佐久郡内の市町村が協力し、広域的かつ、一体的に対象鳥獣に対する被害対策に取り組んでいくための計画書。

## 施策 11-3

## 農業の担い手育成・支援

### 現状と課題

佐久穂町の農家と農業者については、一部で新規就農者の増加が見られるものの、農業従事者の減少と高齢化が進み、販売農家が減少傾向にある一方、自給的農家と土地持ち非農家は増加傾向にある。このままの状況で推移すると、町の農業を担う人材の不足や生産力の低下などが更に進むことが懸念されるとともに、農用地等の維持・保全が困難となることが懸念される。

### 施策の目指す姿

人・農地プラン※等により明確化された担い手経営体（中心となる経営体）については、育成施策の中心に位置付け、農用地の担い手経営体への集積はもちろんのこと、その他支援措置についても担い手経営体に集中的かつ重点的に実施されるよう努める。

新たに農業経営を営もうとする新規就農者に対しては、円滑な就農に向けた研修体制や支援施策の充実を図るとともに、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取組を進める。

| 施策の内容   |  | 担当課・係    |
|---|--|----------|
| ○主力の担い手農家への支援体制の強化。関係機関との連携による農業者支援。                    |  | 産業振興課農政係 |
| ○匠の技伝承事業※の普及促進。花き、果樹等農業技術の世代間の共有。                       |  | 産業振興課農政係 |
| ○人・農地プランに基づく補助事業の導入。若い新規就農者の受け入れ促進。                     |  | 産業振興課農政係 |
| ○農地遊休荒廃地化に対し、改正農地法による農地パトロールの実施。農地の貸し借りの促進、農地集積と農地の集約化。 |  | 産業振興課農政係 |
| 主要事業  | 匠の技伝承事業、果樹栽培継承推進事業、新規就農者アドバイザーグループ、農地流動化事業、遊休荒廃地対策、青年就農給付金 |          |

※人・農地プラン：集落や地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」のこと。具体的には地域の話し合いを通じ以下の内容がプランに記載される。①将来にわたり地域農業の中心となる経営体（人・組織）の明確化、②新規就農者の誘致と確保・育成、③地域内の農地利用の将来像。

※匠の技伝承事業：高齢化及び後継者不足により失われつつある花卉栽培の優れた技術を現役世代及び次世代へ継承する佐久穂町の独自事業。

## 施策 11-4

## 循環型農業の推進

### 現状と課題

農薬や化学肥料の大量使用は、人間や家畜の健康、食料の安全性、自然環境や生態系に対して極めて大きな影響を及ぼす。農薬や化学肥料に依存した農業の見直しが求められ、有機農産物を栽培・生産するいわゆる有機農業の重要性が指摘されている。

### 施策の目指す姿

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を目指す。

慣行農法※に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業を支援する。

| 施策の内容                              |                  | 担当課・係    |
|------------------------------------|------------------|----------|
| ○有機性資源の利用による土づくりの推進。堆肥供給の確立。       |                  | 産業振興課農政係 |
| ○環境保全型農業直接支払交付金の推進                 |                  | 産業振興課農政係 |
| ○エコファーマー※の取組支援                     |                  | 産業振興課農政係 |
| ○環境保全型農業に取り組む農業者等に対する直接的な支援の実施を検討。 |                  | 産業振興課農政係 |
| 主要事業                               | 環境保全型農業直接支援交付金事業 |          |

※慣行農法：各地域において、農薬、肥料の投入量や散布回数等において相当数の生産者が実施している一般的な農法のこと。

※エコファーマー：平成11年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産を計画し、知事の認定を受けた農業者をいう。

## 施策12 林業の振興

森林は、国土の保全、水源涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じ、地域住民が安全で安心した生活ができるよう計画的かつ適切な森林整備を行い、町の豊富な森林資源の循環利用に努めます。

潜在的に有する資源の活用に向けて、カラマツ木材等の地域資源の活用可能性を調査し、地域資源の新たな付加価値を見出し、大学や企業の研究開発や新たな取組について検討します。

### 施策の目的

|               |  |
|---------------|--|
| 対象<br>(ターゲット) | ・ 行政、住民（森林所有者）、森林整備事業者、民間企業や研究機関等  |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な森林の整備により、森林の多面的機能の維持増進を図る。</li> <li>・ 戦後造林されたカラマツ人工林が利用期を迎えており、森林資源を循環利用するため計画的な森林の整備を図る。</li> <li>・ 木材のエネルギー利用化の検討と地域木材を使った木育の推進（町産木材の利用促進と付加価値化）。</li> </ul> |

### 施策の達成目標

| 指標項目               | 区分 | 基準値（年・年度） |     | 目標値（33年度） |        |
|--------------------|----|-----------|-----|-----------|--------|
|                    |    | 年         | 年度  | 年         | 年度     |
| 佐久穂町森林経営計画による主伐等面積 | OP | 12.23ha   | H27 | 22ha      | H29    |
| 地域資源の活用調査及び活用研究数   | OC | 0件        | H27 | 2件        | H28-31 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム



現状と課題

民有林の森林資源は成熟期を迎え、特にカラマツは利用期を迎えている。このため町の森林資源を永続的に循環利用するためには、今後計画的な更新のための森林整備が必要となっている。しかし、現在更新のための各種施業（主伐、地拵え、植栽、下刈）について、詳細な施業方法、事業積算方法等の仕組みづくりが確立されていないため、今後調査研究が必要となっている。また地域資源の可能性調査を行い、現状を把握し森林整備を計画的に行うことが重要となる。

民有林については、計画的な森林整備事業及び森林作業道等の開設に加え、間伐材搬出のため既設の林道等の維持管理及び広域基幹林道田口十石峠線開設事業を実施している。

シカ等の野生鳥獣による立木の皮剥きの被害が発生しているため、町有害鳥獣駆除対策計画等に基づき、猟友会（有害鳥獣駆除従事者）に協力を求め、計画的な個体数調整により農林業被害の抑制、防止を図っている。

施策の目指す姿

国が進める森林・林業再生プラン、長野県が進める森林づくり県民税活用事業等の理念に基づき、森林の有する多面的機能の維持・増進・発揮などに向けた森林整備を実施する。

そのための取組として、将来を見据えた計画的な森林整備体制を整え、森林所有者、林業事業者等と連携し民有林の整備を推進する。

| 施策の内容 |   | 担当課・係    |
|-------|---|----------|
|       | ○森林整備実施者に対する施業箇所の集約化の促進と、適切な森林整備方法と森林作業道等の整備の推進。          | 産業振興課林務係 |
|       | ○広域基幹林道田口十石峠線開設事業の継続。                                     | 産業振興課林務係 |
|       | ○林業被害抑制に向けた有害鳥獣駆除の継続。                                     | 産業振興課林務係 |
| 主要事業  | 佐久穂町森林整備事業（国県：森林造成事業）<br>佐久穂町有害鳥獣捕獲報償金事業（国県：鳥獣被害防止総合対策事業） |          |

**現状と課題**

森林整備を実施する場合、所有者、境界や面積を確認するための情報、樹種や林齢等の林況を確認するための調査に時間と労力を要することで、森林整備が停滞し遅れが出る。このため森林整備を計画的に施業するに当たっては、町が独自に森林資源等の把握調査をし、情報を一元的に管理するシステムが構築できれば、森林経営計画の策定や目的に応じて様々な分析・処理を行うことができ、いち早く森林整備を行うことができるとともに持続的な林業経営にも期待ができる。

森林資源量調査と併せて、今後、森林整備により計画的に生産される資源を町内で利活用する方法と、新たな産業の創出による地域経済循環の仕組みづくりについて、林業創生戦略研究会※において検討し、さくほの森構想実現に向けた取組が必要となっている。

**施策の目指す姿**

町の豊かな自然環境を持続させる重要性を含め、森林整備により生産された地域資源の循環利用について考え、新たな産業の創出に向けた検討を目指す。

町の森林資源を利活用することは、町の林業を元気にすることができ、町の活性化、雇用の創出にもつながる。

| 施策の内容                          |               | 担当課・係    |
|--------------------------------|---------------|----------|
| ○林業創生戦略研究会における地域資源の調査及び活用方法の研究 |               | 産業振興課林務係 |
| ○佐久穂の森構想実現に向けた取組の推進            |               | 産業振興課林務係 |
|                                |               |          |
|                                |               |          |
| 主要事業                           | 佐久穂町林業創生戦略研究会 |          |

※林業創生戦略研究会：町の豊かな森林を50年先の未来へ健全で元気な姿で引き継ぐことができるよう、森林の多面的機能の維持増進を図るとともに、地域資源を活用した林業産業の成長、活性化を目指すための産官学等のメンバーによる研究組織。

## 施策13 商工業の振興、雇用・起業支援

商工会などの関係機関・団体と連携を図り、消費者ニーズに対応した地域性のある商店、事業所等の支援をするとともに、雇用確保のための企業誘致を行います。

また、まちに根ざした小さな「なりわい」や事業を、人のつながりやコミュニティの力を活用しながら、若者や女性ならではの柔軟な発想により生み出し、スモールビジネスやテレワークなどの新しい仕事スタイルを展開していく取組に対して支援や事業を行います。

### 施策の目的

|               |   |
|---------------|---|
| 対象<br>(ターゲット) | ・住民、企業、起業を目指す者  |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会が主体となり商店の活性化を図り、地元商店が利用される仕組みを目指す。</li> <li>・町内の製造業の規模拡大支援及び企業の誘致を行う。</li> <li>・当町において雇用の場の増加を図る。また町内の雇用情報を周知する。</li> <li>・新たに事業を始めようとする意欲ある方を支援する。</li> </ul> |

### 施策の達成目標

| 指標項目                 | 区分 | 基準値 (年・年度) |     | 目標値 (33年度) |     |
|----------------------|----|------------|-----|------------|-----|
|                      |    |            |     |            |     |
| 企業誘致件数               | OP | 0件         | H27 | 1件         | H33 |
| 新規創業者件数              | OP | 1件         | H27 | 3件         | H33 |
| 製造品出荷額 (工業統計調査)      | OC | 72億円       | H26 | 80億円       | H33 |
| 町内従業員数 (工業統計調査)      | OC | 576        | H26 | 600        | H33 |
| 飲食料品の地元購買率 (住民アンケート) | OC | 73.2       | H27 | 75.0       | H32 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

## 施策 13-1

## まちなかの商店の振興

### 現状と課題

町の商業は、佐久市の商圈に接しているため、集客力は弱く、地元購買率は低い状況にある。また後継者不足などにより、町内の商業を取り巻く状況は厳しいものになっている。

その中で町は、平成 19～27 年度に商品券事業を実施し、一定の経済効果をあげてきたが、今後は個性を生かした店舗づくり、新たな出店者の確保が必要になっている。

### 施策の目指す姿

- ・ 商工会が主体となり商店の活性化を図り、地元商店が利用される仕組みを目指す。
- ・ 商工業者の後継者育成。
- ・ 地元購買の喚起と活性化。
- ・ 既存商店街の空き店舗の活用の推進。
- ・ 移動販売の支援により、中山間地域の購買環境の維持。

| 施策の内容                             |  | 担当課・係          |
|-----------------------------------|--|----------------|
| ○商工会と連携し、地元商店での購買力の強化を図るための施策の検討。 |  | 産業振興課<br>商工観光係 |
| ○県・町制度資金等の支援策の継続。                 |  | 産業振興課<br>商工観光係 |
| ○空き店舗等を活用した新規創業者に対する支援の推進。        |  | 産業振興課<br>商工観光係 |
| ○商工会と連携した研修制度の周知及び参加促進。           |  | 産業振興課<br>商工観光係 |
| 主要事業                              | 佐久穂町中小企業振興資金、県・町制度資金保証料補給金交付事業、佐久穂町企業誘致事業補助金（空き店舗等対策事業補助金）※、商工会活動補助金 |                |

※佐久穂町企業誘致事業補助金（空き店舗等対策事業補助金）：空き店舗を借りて起業される方に、家賃の一部を補助する町の独自制度。

現状と課題

ここ数年、佐久穂町の製造品出荷額は若干の回復傾向にあるが、事業所数は減っている。また、国際競争の激化、人口減少等によりものづくりを支える中小企業の経営状況は厳しくなっている。商工会と連携し、工業振興に向けた産官学及び企業間連携による支援を検討する必要がある。

また、中部横断自動車道の開通を活かし、企業の誘致を行うとともに、地域内にお金が循環する仕組み※の構築も課題となる。

施策の目指す姿

- ・ 町内の製造業の規模拡大支援及び企業誘致を行う。
- ・ 商工業者の後継者育成。
- ・ 住宅建築資金等を地域経済に取り込むための支援、事業を行う。
- ・ 若い世代に受け入れられる住宅デザイン力や提案力を獲得し、競争力を向上させる建築関連事業者の取組を支援する。

| 施策の内容                   |   | 担当課・係                    |
|-------------------------|---|--------------------------|
| ○町内企業への新たな設備投資への支援。     |   | 産業振興課<br>商工観光係           |
| ○町有地を活かした企業誘致。          |   | 産業振興課<br>商工観光係           |
| ○地域内経済循環に関する取組支援。       |   | 産業振興課<br>商工観光係           |
| ○地域ブランドの創造支援（さくほの家など）。  |   | 産業振興課商工観光係<br>総合政策課政策推進係 |
| ○商工会と連携した研修制度の周知及び参加促進。 |   | 産業振興課<br>商工観光係           |
| 主要事業                    | 佐久穂町企業支援事業補助金、佐久穂町企業誘致事業補助金、<br>佐久穂町中小企業振興資金、県・町制度資金保証料補給金交付事業、<br>さくほの家造り職人ブランディング※、マチ女子奪還（MAJIDA）作戦 |                          |

※地域内にお金が循環する仕組み：住民のお金が町内で消費され、町内の企業が成長し、そこで働く人々が収入を得て、また町内で消費する、といったお金の好循環（地域内資金循環）のことを指す。

※さくほの家造り職人ブランディング、建築関連事業者の技術や知識、コミュニケーション能力の向上による個人事業ブランドとグループブランドの確立により、町内業者による住宅建築を促進する取組。

## 施策 13-3 雇用の促進

### 現状と課題

佐久管内の雇用情勢は全国の雇用情勢と同様に改善されてきている。しかし、佐久穂町の有効求人倍率は佐久管内では他市町村に比べて低く、昼間人口も少ないのが現状である。当町における雇用の場を確保したい。

### 施策の目指す姿

当町において雇用の場の増加を図る。そのため町内企業や商工会と連携し町内にどのような雇用の場があるのかを集約し、情報提供を行う。

また、インターンシップ※、女性や若者の起業、スモールビジネス、テレワーク※の新しい仕事の取組に対して商工会と連携しながら支援を行う。

| 施策の内容                          |                                   | 担当課・係                    |
|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| ○企業の誘致（本社機能、研究所、研修所を含む）。       |                                   | 産業振興課<br>商工観光係           |
| ○商工会と連携した町内企業の紹介。              |                                   | 産業振興課<br>商工観光係           |
| ○インターンシップ制度の検討。                |                                   | 総合政策課政策推進係<br>産業振興課商工観光係 |
| ○スモールビジネス、テレワークなど新しい働き方に対する支援。 |                                   | 総合政策課政策推進係<br>産業振興課商工観光係 |
| 主要事業                           | 佐久穂町企業支援事業補助金、佐久穂町企業誘致事業補助金、商工観光祭 |                          |

※インターンシップ：学生に就業体験の機会を提供する制度。お金目的ではなく、「就業体験を得ること」「仕事とは何か、社会とは何かを知ること」「自分の適性を知ること」に主眼が置かれる。

※テレワーク：情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語。

## 施策14 観光の振興

豊かな観光資源と高速交通網の充実を活かし、積極的なPRを行うことにより、対外的なイメージアップと、観光地の認知度の向上を目指します。また、魅力的な施策・イベントを実施することにより、リピート率の向上、交流の促進を目指します。

| 施策の目的         |   |
|---------------|---|
| 対象<br>(ターゲット) | ・住民、観光客、事業者   |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全と調和した観光を推進し、経済効果の創出と地域の誇りの醸成につながる観光の活性化を図る。</li> <li>・観光客をはじめ来訪者への温かいおもてなしにより、長期滞在や移住につながることを目指す。</li> </ul> |

| 施策の達成目標                                |    |           |     |           |     |
|--|----|-----------|-----|-----------|-----|
| 指標項目                                   | 区分 | 基準値(年・年度) |     | 目標値(33年度) |     |
| 観光客入込数                                 | OC | 17万人      | H27 | 20万人      | H33 |
| 観光振興に関する取組満足度<br>「満足、やや満足」の割合(住民アンケート) | OP | 21.3%     | H28 | 25.0%     | H33 |

OP:アウトプット、OC:アウトカム

現状と課題

本町は八千穂高原と古谷溪谷の2つの観光エリアを有し、自然を生かした複数の観光施設と史跡が存在する。

しかし、関東圏に近いという立地条件や高速交通網の充実等により、滞在時間の短い通過型の観光地となっており、滞在型の観光地への移行が求められている。

また、魅力ある観光商品の充実も課題となっている。

施策の目指す姿

豊かな自然環境と歴史を認識し、魅力ある滞在型の観光地づくりに向けて計画的な施設整備と心温かいおもてなし力の向上、観光客と住民の交流支援を図り、リピーターの増加、さくほファンの獲得に努める。観光地としてのビジョンを明確にし、観光客の増加に伴う民間サービスの充実、経済効果の拡大を図る。

| 施策の内容 |  | 担当課・係          |
|-------|--|----------------|
|       | ○魅力的な観光をプロモーションする町観光協会の組織強化。                                     | 産業振興課<br>商工観光係 |
|       | ○観光施設の在り方について、随時必要な検討を実施する。                                      | 産業振興課<br>商工観光係 |
|       | ○観光ガイドの養成及びスキルアップ。おもてなし力の向上。                                     | 産業振興課<br>商工観光係 |
|       | ○観光振興イベントの企画・開催。   | 産業振興課<br>商工観光係 |
|       | ○高速道路ICからの観光誘導サインの整備。  | 産業振興課<br>商工観光係 |
| 主要事業  | 観光施設等整備管理、キャンプ場など体験プログラムの充実、<br>観光協会補助金、ディスティネーションキャンペーン※、別荘維持管理 |                |

※ディスティネーションキャンペーン：JRグループ旅客6社と指定された自治体、地元の観光事業者等が共同で実施する大型観光キャンペーンのこと。



## 施策 14-2 観光情報の発信

### 現状と課題

観光客の入込数の増加のためには、マスメディアを活用することが有効であるが、広告宣伝には、多額の費用がかかることと、その費用対効果を検証することが難しいといった課題がある。

また、ホームページ、パンフレット、ブログ、SNS※などその他媒体の情報発信も課題となっている。

### 施策の目指す姿

ホームページにおける観光情報の充実と SNS を活用したタイムリーな情報提供の強化。マスメディアに対して、プレスリリースを積極的に行い、記事としての素材になるよう働きかける。また、他市町村や県と連携した広域的な情報発信、旅行業者と連携した着地型旅行※や周遊観光商品の開発、住民や来訪者等まちのファンによる情報発信を促す。

| 施策の内容                            |               | 担当課・係          |
|----------------------------------|---------------|----------------|
| ○観光ホームページの充実、SNSを活用したタイムリーな情報発信。 |               | 産業振興課<br>商工観光係 |
| ○さくほファンによる SNS 発信の促進             |               | 産業振興課<br>商工観光係 |
| ○広域的な情報発信                        |               | 産業振興課<br>商工観光係 |
| ○民間事業者との連携（観光メニューづくり）。           |               | 産業振興課<br>商工観光係 |
| 主要事業                             | 各種情報発信、観光宣伝事業 |                |

※SNS（Social Networking Service）：人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービス。「Facebook」（フェイスブック）や「Twitter」（ツイッター）、「Instagram」（インスタグラム）などが有名である。

※着地型旅行：旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態する旅行のこと。

## 施策15 地域資源を活かした仕事の創出

ブランド化が積極的に行われてこなかった分野でブランド化を支援する取組や、住民と行政が一体となって地域ブランドを普及する取組に対して支援や事業を行います。例えば近年、町の優れた特産品を使った料理や商品、ギフトセットが開発されブランド化する事業が展開されています。地域資源や町のくらしに根差す様々な分野で、事業者や住民が互いに連携しブランドとして確立、発信し、地域経済を創出する取組を支援します。

### 施策の目的

|               |  |
|---------------|--|
| 対象<br>(ターゲット) | ・住民、町内事業者及び団体、都市住民   |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン・ツーリズムによる都市と農村の交流促進</li> <li>・町内にある物産や固有の文化、歴史を活かした特産品づくりの推進、販売強化を図り、町への愛着心を醸成し、町の活性化を目指す。</li> <li>・「食育」や「地産地消」を推進し、農業振興と健全な食生活の普及を図る。</li> </ul> |

### 施策の達成目標

| 指標項目              | 区分 | 基準値（年・年度） |     | 目標値（33年度） |     |
|-------------------|----|-----------|-----|-----------|-----|
|                   |    |           |     |           |     |
| 都市部との体験交流による来訪者数  | OP | 868人      | H27 | 1,260人    | H33 |
| 農商工連携により生み出された商品数 | OP | 2件        | H27 | 15件       | H33 |
| 年間ふるさと納税額         | OC | 3,482千円   | H27 | 4,000千円   | H33 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

**現状と課題**

国民の生活水準の向上、余暇時間の増加に伴い、「自然」「安らぎ」「憩い」を求めて農村を訪れる都市住民は増加している。

町内にはもぎ取り園や摘み取り園等の「収穫体験型」や果樹の「オーナー制」の観光農園が開設されているが、利用者の大幅な増加は見られていない。

観光客は体験・学習型など質や価値を求める本物志向へシフトしており、多様化したニーズに対応する必要がある。

**施策の目指す姿**

地域資源の魅力を活かしたグリーン・ツーリズムによる都市と農村の共生・対流活動を促進する。

姉妹都市である府中市児童等の農業体験学習などを推進し、都市住民の農業の大切さや農村が有する多面的機能の理解の醸成を図る。

| 施策の内容  |                              | 担当課・係                |
|--|------------------------------|----------------------|
| ○関係団体と連携し、春夏秋それぞれ試験的なグリーンツーリズム事業を実施し、今後の事業展開を検討。       |                              | 産業振興課農政係             |
| ○関係団体等と、都市農村交流を通じた農業・農村への理解、地域農産物の販路拡大を促進。情報発信を継続的に実施。 |                              | 産業振興課農政係             |
| ○農業（森林間伐含む）体験の企画・実施（府中市、府中ロータリークラブ）。                   |                              | 産業振興課農政係             |
| ○ふるさと納税における体験型メニューの充実                                  |                              | 産業振興課農政係<br>住民税務課税務係 |
| 主要事業   | ふるさと納税、広域観光、体験型メニュー開発、都市農村交流 |                      |

## 施策 15-2 特産品づくり・販路開拓支援

### 現状と課題

当町は水と緑に囲まれ、豊かな自然に恵まれているが、旬の食材を使用した食の特産品が少ない。地域の特産品は、観光のみならず地域振興にとって重要な要素である。

特産品づくりを進める上で、農家や女性団体と食品加工・販売業者及び観光施設等との連携が十分でなく、商品の開発や販路開拓の体制が弱い。

### 施策の目指す姿

地域食材を活用した農産加工品の開発及び特産品化の実現。

地元農産物の生産流通体制の確立。

特産品開発に向けた農家、女性団体、食品加工・販売業者及び観光施設との連携強化。

特産品づくりを推進し、農林業情報を佐久地域だけでなく県内外へ発信し、全国的な知名度を高めていく。

| 施策の内容 |   | 担当課・係                  |
|-------|---|------------------------|
|       | ○特産品開発に係る技術的助言・指導。  | 産業振興課農政係               |
|       | ○「農業と観光の町」という優位性を活かした、飲食業者等との連携による地元農産物を使用した特色ある料理メニューやおみやげ品等の商品化を関係団体と連携し推進。 | 産業振興課農政係               |
|       | ○特産品のPR活動の推進。   | 産業振興課農政係               |
|       | ○レストラン、直売、観光情報発信、農業の6次産業化の支援。   | 産業振興課農政係<br>産業振興課商工観光係 |
| 主要事業  | 首都圏での特産品プロモーション、ブランド化支援・ギフトセット開発  |                        |

## 施策 15-3

## 地産地消、食育の推進

### 現状と課題

輸入農産物の急増などによる農産物価格の低迷や消費者ニーズの多様化、食の安全性の確保、「食」の大切さに対する意識の希薄化や食習慣の乱れ、伝統ある食文化の喪失等の問題が生じてきている。

### 施策の目指す姿

農業や地域の食文化について理解を深める。

安心・安全で新鮮な地元農産物を使った学校給食への安定供給の継続。

学校、旅館、食堂における地元農産物の利用促進（地域内経済循環を目指す）。

| 施策の内容  |             | 担当課・係                |
|--|-------------|----------------------|
| ○佐久穂町農産物直売所を中心とした学校給食への地場産農作物の供給強化。                  |             | 産業振興課農政係             |
| ○「佐久地域定住自立圏」構想による地産地消の推進。                            |             | 産業振興課農政係             |
| ○「佐久穂町食育推進計画」と連動した健全な食生活の普及。<br>学校栄養士との情報交換、情報提供の実施。 |             | 産業振興課農政係<br>健康福祉課保健係 |
| 主要事業   | 地産地消推進、食育推進 |                      |

# 基本戦略 安心、安全、快適なまちづくり

## 施策16 社会インフラの維持管理

道路や橋など社会インフラの老朽化が進み、補修や長寿命化が必要となっています。補修が必要な箇所を早期発見し、安全性を確保しながら、維持管理コストを最小限に抑えて計画的に推進します。

人口の減少や住民ニーズ、周辺環境の変化などに対応して、これまでに整備してきた公共施設の用途の見直しや統廃合、新たな利活用の検討を計画的に進めます。住民の利便性の確保と財政の持続可能性の観点から、公共施設等総合管理計画を策定し、計画に基づき推進します。

### 施策の目的

|               |   |
|---------------|---|
| 対象<br>(ターゲット) | ・ 住民、企業   |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1・2級町道の整備、国県道の整備促進及び中部横断自動車道の建設促進</li> <li>・ 生活道路の整備による利便性向上</li> <li>・ 生活維持に必要な活動を担保するための交通手段の確保</li> <li>・ 高速通信環境（ブロードバンド網）の維持とICT※を活用する人材の育成</li> <li>・ 住民の福利厚生、生活環境及び体力の向上</li> <li>・ 水源の保全、供給施設等の整備、上水道の安全安定供給</li> <li>・ 河川の水質保全と快適な生活環境のため、地域の実情に応じた水洗化の促進</li> </ul> |

### 施策の達成目標

| 指標項目         | 区分 | 基準値（年・年度） |     | 目標値（33年度） |     |
|--------------|----|-----------|-----|-----------|-----|
|              |    | 年         | 年度  | 年         | 年度  |
| げんでる号 年間利用者数 | OP | 22,800人   | H27 | 24,000人   | H33 |
| 元気が出る公園 利用者数 | OP | 26,000人   | H27 | 28,000人   | H33 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

※ICT（Information and Communication Technology）：情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

現状と課題

【町道】 町道の整備は、実施計画に基づき実施しており、(仮称)佐久町 IC アクセス道路は平成 29 年度整備完了予定である。

【国県道】 ①国道 141 号清水町の歩道整備、②国道 299 号古谷バイパス整備、十石峠トンネル化、清水町～大石の歩道整備、麦草峠・十石峠の通年通行の促進、③主要地方道川上佐久線バイパスの推進、④県道下仁田佐久穂線余地峠までの整備による通行止め解除、を要望している。

【中部横断自動車道】 ①佐久南 IC～(仮称)八千穂 IC は平成 29 年度開通予定、②(仮称)八千穂 IC～(仮称)長坂 JCT 間は平成 27 年 4 月計画段階評価終了となっている。

施策の目指す姿

中部横断自動車道は、関東大環状連携軸※を形成する路線であり、日本海と太平洋を結ぶ広域高速道路ネットワークを形成する路線として、山間部と臨海部の物流を促進し、沿線市町村の活力ある地域づくりに貢献する。佐久南 IC～(仮称)八千穂 IC 間は平成 29 年度開通予定であり、今後(仮称)八千穂 IC～長坂 JCT 間の整備計画格上げを推進し、首都圏への物流アクセスの利便性を向上させる。

幹線道路については、中部横断自動車道をはじめ、国道 2 路線、県道 4 路線、幹線町道の整備により、安全に安心して通行でき、地域及び住民交流の促進と道路周辺の環境整備を目指す。

| 施策の内容                                      |                 | 担当課・係            |
|--|-----------------|------------------|
| ○町道整備は、実施計画に基づき国県の補助や起債を利用し計画的に実施。         |                 | 建設課整備係           |
| ○中部横断自動車道(仮称)八千穂 IC～(仮称)長坂 JCT の整備促進の要望活動。 |                 | 建設課管理係           |
| ○国県道の整備促進に対する関係自治体及び団体との要望活動。              |                 | 建設課整備係<br>建設課管理係 |
| 主要事業                                       | 高速道路推進事業、女性みちの会 |                  |

※関東大環状連携軸：都心から 100km～150km 圏を環状に連絡する道路構想のこと。北関東 3 県(茨城県、栃木県、群馬県)及び甲信静 3 県(山梨県、長野県、静岡県)の計 6 県を結ぶ。

## 施策 16-2

## 生活道路の長寿命化

### 現状と課題

地域の生活道路及び生活水路の老朽化が進み、補修や長寿命化が必要となっており、区からの要望箇所に対して調査を実施し検討を行い、順次実施計画に計上し実施している。

橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき維持修繕を行っている。

地域の生活道路及び生活水路整備として、住民協働による道水路普請を推進し、原材料等を支給している。

### 施策の目指す姿

補修が必要な箇所を早期発見し、安全性を確保しながら、維持管理コストを最小限に抑えて計画的に修繕を進めることで、生活道路、生活水路、橋梁等の長寿命化を図り、安全に安心して利用できる社会インフラの整備を目指す。

| 施策の内容                                    |  | 担当課・係          |
|--|--|----------------|
| ○国県の補助事業（社会資本整備総合交付金等道路関係補助金）を活用した事業の実施。 |  | 建設課整備係、<br>管理係 |
| ○橋梁の長寿命化修繕計画の見直し、計画に基づく維持修繕。             |  | 建設課整備係、<br>管理係 |
| ○除雪体制の確保、冬季における通行の安全性向上。                 |  | 建設課整備係、<br>管理係 |
| 主要事業                                     | 地区要望箇所付け工事、道水路普請、橋梁維持改良、道路台帳管理、<br>道路ストック総点検事業、除融雪事業 |                |



**現状と課題**

超高齢社会を見据え、住民の生活の足となる公共交通の重要性は高る一方、人口減少や利便性の低下と相まって鉄道や民間バスの利用者数は減少傾向にある。

町が運行するデマンド交通げんでる号は、一定の利用者数は確保しているものの、利用者ニーズの多様化、車両の老朽化対策など改善が求められている。

JR小海線羽黒下駅と八千穂駅は、町の財政支出により駅員を確保している。少子化により通学等の利用者が減少傾向にあるが、鉄道は通学者や高齢者等にとって大切な交通手段である。

民間バス路線（白駒線）の利用者は年々減少しており、町はバス事業者に対して財政支援を行っている。

**施策の目指す姿**

住民ニーズに即したデマンド交通げんでる号の維持・改善と、小海線各駅を町内交通網の重要な施設、また町の観光拠点として維持する。

| 施策の内容                          |   | 担当課・係          |
|--------------------------------|---|----------------|
| ○デマンド交通の運営、利用促進、経費節減。老朽化車両の更新。 |   | 総合政策課<br>政策推進係 |
| ○JR 小海線各駅の利用促進及び切符、定期券等の販売強化。  |   | 総務課庶務係         |
| ○町、JR、千曲バスとの観光連携・情報発信。         |   | 産業振興課<br>商工観光係 |
| 主要事業                           | デマンドタクシー「げんでる号」、JR 駅（羽黒下、八千穂）管理、白駒線バス運行 |                |

現状と課題

防災行政無線のデジタル化、光ファイバー網布設も完了し、町内どこでも高速通信ネットワークを利用できる環境が整っている。

地上波デジタル対応も民間のCATV業者の協力により、全地区対応済みである。しかし、当該業者の撤退の意向により、新たな難視聴地区が生じるおそれがあり、難視聴地区解消対策が課題となっている。

施策の目指す姿

- ・住民が情報通信機器を利活用するノウハウ習得、技術向上。
- ・住民のICTリテラシー※の向上支援。
- ・町ホームページを中心に、携帯電話、スマートフォンを活用した情報発信の促進。
- ・全戸で地上波デジタル放送を受信できること。

| 施策の内容   |   | 担当課・係          |
|---|---|----------------|
| ○公民館パソコン教室開催の継続。  |   | 生涯学習課<br>生涯学習係 |
| ○平成29年度のホームページ全面更新。行政からの情報発信だけでなく、住民からも情報提供できるコンテンツの実現。 |   | 総合政策課<br>情報政策係 |
| ○CATV業者撤退による地上デジタル放送難視聴地区の視聴確保対策。                       |   | 総合政策課<br>情報政策係 |
| ○光ケーブルの保守・維持管理。   |   | 総務課管財係         |
| 主要事業  | 町光ケーブル保守管理・運用、テレワーク（民間事業者への町内の情報通信事業への参入働きかけ） |                |

※ICTリテラシー：情報関連技術を使いこなす能力。

**現状と課題**

「元気が出る公園」は、マレットゴルフ場の整備が整い大勢に利用されているが、テニスコート・水道水を供給する設備の劣化が見られ、今後改修が必要と見込まれる。また、公園下部の噴水広場及び旧管理棟設備は長年使用されない状況であり、急速な荒廃のおそれがある。

花岡遺跡公園、月見公園、桜町児童公園、余地ダム公園にあつては、地元区により良好に管理されているが、愛宕公園、城山公園にあつては、草刈を公民館により行っている。

**施策の目指す姿**

「元気が出る公園」は、開通予定の中部横断自動車道のIC近くという立地を生かし、子どもから大人まで楽しめるアクティブ型、町内外から大勢の人々が集う公園を目指す。

地区公園とその他小規模児童公園にあつては、地元区による管理を推進し、地域が愛着を持つ公園づくりを進める。

| 施策の内容                      |         | 担当課・係          |
|----------------------------|---------|----------------|
| ○「元気が出る公園」の配水系統の改良工事、維持管理。 |         | 生涯学習課<br>生涯学習係 |
| ○テニスコートの計画的な改修。            |         | 生涯学習課<br>生涯学習係 |
| ○地元で愛される公園づくりの推進。          |         | 生涯学習課<br>生涯学習係 |
| 主要事業                       | 元気が出る公園 |                |

## 施策 16-6

## 水源保全、上水道の安全安定供給

### 現状と課題

上水道事業は、平成 21 年度から東地区簡易水道ほか 3 簡易水道が佐久水道へ移管され、佐久穂町の 92%が佐久水道企業団から給水を受けている。佐久水道企業団では水需要の増加に伴い新たな水源確保と計画的な管路整備を行い、水の安定供給に努めている。筆岩飲供、千代里飲供、松井簡給、八千穂高原簡水の 4 地区にあつては、今後も町営水道施設による給水が必要となるため、引き続き給配水施設の維持管理が必要になる。地区によって、降雨時に泥砂の混入が見られることがあり改善を要する。

### 施策の目指す姿

将来にわたり、安全な水を安定的に供給する。

| 施策の内容   |        | 担当課・係    |
|---|--------|----------|
| ○水資源の確保-水源地保全のため、森林の育成や維持を促進。                     |        | 建設課上下水道係 |
| ○町営水道施設の整備-安定した水を供給するため、施設の適正な維持管理を図る。適正利用に関する啓発。 |        | 建設課上下水道係 |
| ○宿岩簡水を運営する北部水道組合との将来的な経営に関する継続協議。                 |        | 建設課上下水道係 |
| ○泥砂混入防止対策を佐久水道企業団に要請する。                           |        | 建設課上下水道係 |
| 主要事業  | 簡易水道事業 |          |

## 施策 16-7

## 下水道などの維持・整備

### 現状と課題

生活排水事業により、農業集落排水（大久保・上野・佐口、上、花岡・崎田、うそのくち）4処理区、公共下水道（南佐久環境衛生組合）1処理区が供用可能区域となっているが、区域内のつながり込み世帯は72%であるため、今後も接続率向上に努め、下水道経営の安定化を図る必要がある。

合併処理浄化槽は家屋が散在する地域において、生活排水対策の有効な手段となっており、農集排、公共下水道区域以外の地域での設置を推進するとともに、維持管理体制の強化が必要とされる。

### 施策の目指す姿

全戸水洗化に向け、地域の実情に応じた排水処理を推進するとともに、適切な維持管理に努め、河川の水質保全と快適な生活環境の創出を図る。

| 施策の内容   |                      | 担当課・係    |
|---|----------------------|----------|
| ○人口減少や厳しい財政状況等を踏まえ、農業集落排水施設の老朽化に伴う維持管理費等の増大を総合的に判断し、公共下水道への統合を計画的に実施するよう検討する。 |                      | 建設課上下水道係 |
| ○公共下水道処理区域内の合併処理浄化槽の利用家庭へ、公共下水道への接続を促す。                                       |                      | 建設課上下水道係 |
|   |                      |          |
|   |                      |          |
| 主要事業  | 農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業 |          |

## 施策17 防災対策の推進

町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護するため、町、関係機関、住民等がお互いに連携し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とした取組を推進します。

また、近年は災害対応だけでなく、平常時から大規模災害に対する事前の対策や被災後のいち早い復興が求められており、その方策の策定と実現に努めます。

| 施策の目的         |   |
|---------------|---|
| 対象<br>(ターゲット) | 住民、消防団  |
| 意図            | 地域防災の要となる消防団の充実・強化を図る。<br>実効性の高いものとするよう防災関連の計画を定期的に見直すとともに、計画に沿った事業の実施を進める。<br>住民の生命や身体を守るための避難体制の構築を目指す。<br>河川の整備を行い、安全安心な環境づくりを進める。 |

| 施策の達成目標         |    |      |        |              |        |
|-----------------|----|------|--------|--------------|--------|
| 指標項目            | 区分 | 基準値  | (年・年度) | 目標値          | (33年度) |
| 佐久穂町強靱化計画       | OP | 新規策定 | H29    | 改訂           | H34    |
| 災害時支え合いマップ作成地区数 | OP | 46地区 | H23    | 維持更新<br>58地区 | H33    |
| 住民主導型避難体制の構築    | OP | 0地区  | H28    | 5地区          | H33    |
| 女性消防団員の加入促進     | OP | 3名   | H28    | 10名          | H33    |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

## 施策 17-1 地域消防活動の充実

### 現状と課題

消防団員は一定数確保できているものの、新入団員数が減少傾向にあり、消防団員の平均年齢が上昇している。また、町外で働く団員が多いことによる昼間の災害対策など課題が慢性化しており、消防団を取り巻く環境は今後一層厳しいものになることが予想される。

その一方、これまでの火災、水害、人命捜索といった活動に加え、地域防災の要として消防団に期待される役割が大きくなっていることから、さらなる強化・充実が求められている。

### 施策の目指す姿

- (1) 消防団活動の充実・強化や消防団員の安全確保のための消防施設、設備及び人員の増強を図る。
- (2) 常備消防と連携を保ち、消防防災活動の充実を図る。
- (3) 発災初期において重要な役割を果たす消防団員の初動体制の整備を図る。
- (4) 若者だけでなく、女性の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。
- (5) 地域の実情にあった消防団体制、分団編成等について検討する。

| 施策の内容                               |                  | 担当課・係  |
|-------------------------------------|------------------|--------|
| ○団員確保や消防団の強化に向けた制度や体制の見直しを検討する。     |                  | 総務課庶務係 |
| ○火災や水防をはじめ、防災力向上につながる訓練等を実施する。      |                  | 総務課庶務係 |
| ○詰所、消防車両、小型ポンプ、防火水槽など消防施設・設備の年次的整備。 |                  | 総務課庶務係 |
|                                     |                  |        |
| 主要事業                                | 消防団活動事業、消防施設整備事業 |        |

## 施策 17-2

## 災害予防対策の強化

### 現状と課題

これまでの予防対策は、過去に発生した災害の規模を基準として実施されてきた。しかしながら、近年は全国各地で過去に経験したことのないような災害が多く発生しており、本町においても例外ではないと思われる。このため、これまでの対策では十分とは言い切れず、予防対策の更なる強化が求められている。

また、災害時に防災拠点となる庁舎において、耐震性の不足により大きな被害が発生するおそれがあり、拠点となる庁舎の耐震性を早急に確保する必要がある。

### 施策の目指す姿

町内における構造物・施設等について、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、国土強靱化計画等に基づき、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保など地震に強いまちづくりを行う。

町は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進など風水害に強い郷土の形成を目指す。

| 施策の内容 |  | 担当課・係            |
|-------|--|------------------|
|       | ○佐久穂町地域防災計画の見直し作業を進める。                 | 総務課庶務係           |
|       | ○佐久穂町強靱化計画の策定。                         | 総務課庶務係           |
|       | ○公共施設等総合管理計画の策定と運用。                    | 総務課管財係           |
|       | ○防災行政無線の維持・管理、気象観測設備の維持。               | 総務課庶務係           |
|       | ○一般住宅の耐震化や家庭における防災対策の啓発。               | 総務課庶務係<br>建設課管理係 |
| 主要事業  | 地域防災計画、強靱化計画、災害時用備蓄物品整備、河川維持改良、一般住宅耐震化 |                  |



**現状と課題**

地域防災計画で定められている災害復旧・復興対策以外にも、流通・経済活動を停滞させないこと、風評被害など二次的な被害を発生させないこと、被災者が元の暮らしに迅速に戻るなど町が取り組むべき役割が増えているが、その対応策がまだ十分であるとはいえない。

役場庁舎をはじめとする公共施設や職員が被災したときであっても行政機能を維持していくことに不安があるため、その対応が早急に求められている。

**施策の目指す姿**

最悪の事態を想定し、被災者の生活再建を支援するための計画を策定するとともに、そのための事業を推進する。

災害時に行政自らも被災し、人物、情報等利用できる資源に制約がある状況下においては、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ業務継続計画（BCP）として定めるとともに、定期的に見直しを行い、実効性の高いものにする。

| 施策の内容 |                          | 担当課・係  |
|-------|--------------------------|--------|
|       | ○佐久穂町地域防災計画の見直し作業を進める。   | 総務課庶務係 |
|       | ○業務継続計画（BCP）の策定、定期的な見直し。 | 総務課庶務係 |
|       | ○佐久穂町強靱化計画の策定。           | 総務課庶務係 |
| 主要事業  | 地域防災計画、業務継続計画（BCP）、強靱化計画 |        |

## 施策 17-4

## 災害避難体制の構築

### 現状と課題

現在は、町が主導して住民が避難する体制であるが、大規模災害が発生し、庁舎や職員が被災したときには、すべての住民の避難を町が主導して行うことに限界がある。また、いつ災害が発生してもおかしくない切迫した状況では、町からの指示を待たずに避難する必要がある。このため、「自らの命は自らで守る」という防災の基本に基づき、住民自らの判断で避難する体制を構築していく必要がある。

また、災害時要配慮者の避難支援のため、平成 23 年度に「災害時支え合いマップ」を作成したが、毎年更新している地区が少なく、情報が古くなっており、早急に更新していく必要がある。

### 施策の目指す姿

「自らの命は自らで守る」の考え方にに基づき、居住する地域の「防災マップ」の作成などを通して地域の危険箇所や避難経路を確認し、住民主導型の避難体制の構築を目指す。

災害時要配慮者を支援するため、「災害時支え合いマップ」を全地区で作成し、有事の際に活用できるようにする。

帰宅困難者、滞留旅客に配慮した避難計画の作成を行い、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

| 施策の内容 |                           | 担当課・係  |
|-------|---------------------------|--------|
|       | ○住民主導型の避難構築のための防災訓練を実施する。 | 総務課庶務係 |
|       | ○「災害時支え合いマップ」を定期的に更新する。   | 総務課庶務係 |
|       | ○避難場所、避難所の環境整備を推進する。      | 総務課庶務係 |
| 主要事業  | 総合防災訓練、災害時支え合いマップ         |        |

## 施策18 土地利用と自然環境、景観形成

社会情勢の変化、人々の価値観が多様化する中、生活の基盤となる都市構造も常に変化を迫られています。佐久穂町では、豊かな自然など、守るべきものは守りながら、新たな変化に対応した誰もが住みよい調和のとれた計画的な土地利用を推進します。そのために、都市計画区域制度の十分な活用、景観を住民が大切に想う風土の醸成に取り組みます。また、IC周辺の計画的土地利用の推進による産業・地域の活性化、八千穂駅周辺など歴史・文化を活かしたまちづくりの推進、開発許可基準や景観形成基準などによる効果的な規制・誘導を図ります。

人口減少に伴う空き家等の増加により、既存集落機能の低下が懸念されることから、住宅地の郊外拡散や優良農地の宅地への転用を抑制し、空き家等の活用による既存住宅ゾーンの維持に努めます。

### 施策の目的

|               |  |
|---------------|--|
| 対象<br>(ターゲット) | 住民、企業、任意団体   |
| 意図            | 計画的な土地利用を進め、魅力と賑わいを創出するとともに、自然と共生した安らぎのある生活環境の形成を目指します。<br>自然環境保全のため、乱開発の防止、緑化促進、景観形成を進め、住民の町に対する愛着を醸成します。 |

### 施策の達成目標

| 指標項目                                 | 区分 | 基準値(年・年度) |     | 目標値(33年度) |     |
|--------------------------------------|----|-----------|-----|-----------|-----|
|                                      |    |           |     |           |     |
| 景観条例の策定                              | OP | 未策定       | H28 | 策定        | H33 |
| 景観住民協定締結数                            | OP | 0地区       | H28 | 1地区       | H33 |
| 景観に関する取組満足度<br>「満足、やや満足」の割合(住民アンケート) | OP | 11.9%     | H28 | 13.0%     | H33 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

## 施策 18-1

# 計画的な土地利用の促進、景観の育成

### 現状と課題

平成 27 年 3 月に都市計画区域の指定が行われ、町としての土地利用は始まったばかりである。中部横断自動車道の開通により、今後、人、物、交通の流れが大きく変化することが予想される。そのため、IC 周辺は無秩序な開発を防ぐ「特定用途制限地域」※等の検討、中心市街地は魅力・賑わいの創出、住宅地は豊かな自然と共存・共生したやすらぎの住環境の確保、農地は優良農地の保全と良好な農村景観の形成、森林・原野は水源や生物多様性の保全など、誰もが快適で豊かな住環境を享受できるまちづくりを進める。

町は現在、県の景観育成計画により景観の保全を図っているが、高速道路開通等による変化への対応が今後求められている。

### 施策の目指す姿

都市計画マスタープランの作成及びプランに基づく都市機能の充実と暮らしやすさの向上を図る。IC 周辺の乱開発を防ぐ「特定用途制限地域」を設定する。また必要に応じて、景観に関する規制を検討する。中心市街地の魅力・賑わい創出、歴史・文化を活かしたまちづくりに対する取組を強化する。

景観の保全により、住民の町に対する愛着を醸成する取組を行う。

| 施策の内容   | 担当課・係                    |
|---|--------------------------|
| ○景観・町並みの育成支援。   | 住民税務課生活環境係<br>総合政策課政策推進係 |
| ○特定用途制限地域の指定、都市計画マスタープランや景観条例等の検討。                                | 住民税務課生活環境係<br>総合政策課政策推進係 |
| ○災害抑制のための森林保全、河川整備。   | 産業振興課林務係<br>建設課整備係       |
| ○緊急時のライフライン確保、誰もが”わかりやすく” ”使いやすく” 利用できるためのユニバーサルデザイン化による施設や道路等の整備 | 総務課庶務係、管財係、建設課整備係        |
| ○まちなみ形成支援、観光や商業における魅力・賑わいの創出                                      | 総合政策課政策推進係<br>産業振興課商工観光係 |
| 主要事業  | 歴史ある町並み景観住民協定、都市計画、地籍調査  |

※特定用途制限地域：用途地域が定められていない区域において、その良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物や工作物の用途に対する制限を定めるもの。

## 施策 18-2

## 自然環境の保全・整備

### 現状と課題

環境保全条例により大規模開発行為を規制しているが住民周知が不足している。規制内容については常に検証し、必要に応じ条例改正で対応している。

また、海外資本による森林買収などから、水資源への不安が高まっており、水資源の保全について対策が求められている。

林道等への不法投棄がまだまだ見られる。

都市計画区域が指定されたことから、景観条例の制定を検討し、魅力的な景観形成を進める必要がある。公共用地・道路沿い等の植栽活動をする団体に花苗を配布している。

### 施策の目指す姿

環境保全条例の規制により乱開発の防止を図る。環境意識の啓発を通じて、不法投棄をしない・させない、乱開発を許さないなど、環境意識の高い町づくりを目指す。

水資源豊富な町として、規制と利用について調和のとれた水資源保全を図る。

景観条例の制定を検討し、まちなみの保全や美観向上の視点からまちづくりを進める。

花のまちづくりが町内に浸透し、集落やコミュニティの自立的活動に広がることを目指す。

| 施策の内容  |           | 担当課・係                    |
|--|-----------|--------------------------|
| ○森林・水源等を含めた自然環境・生活環境の保全。開発行為の規制・指導を的確に実施。住民意識の高揚に向けた周知を行う。 |           | 住民税務課生活環境係               |
| ○地下水保全条例により地下水の適正利用を図る。                                    |           | 住民税務課生活環境係               |
| ○景観行政団体※移行の検討を行う。  |           | 住民税務課生活環境係<br>総合政策課政策推進係 |
| ○大規模開発事業による環境への負荷軽減等の検討                                    |           | 住民税務課生活環境係               |
| ○花苗の無償提供を通じた集落やコミュニティの自立的活動の促進、景観づくりの推進。                   |           | 住民税務課生活環境係               |
| 主要事業   | 花のまちづくり事業 |                          |

※景観行政団体：景観法に基づき良好な景観形成のための景観施策を実施する自治体のこと。

## 施策19 循環型社会の推進

地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が高まる中、住民や事業者と一体となった環境保全に関する取組や、循環を基本とした廃棄物を出さない社会づくりが求められています。

環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を目指します。

### 施策の目的

|               |   |
|---------------|---|
| 対象<br>(ターゲット) | 住民、事業者、任意団体   |
| 意図            | ごみの減量化、リサイクルを推進し、生活環境の保全に努める。<br>環境美化のため、不法投棄の発見、防止に努めるとともに、学習、啓発活動を行う。<br>地球温暖化防止と地域に即した再生可能エネルギーの普及を図る。 |

### 施策の達成目標

| 指標項目            | 区分 | 基準値(年・年度) |     | 目標値(33年度) |     |
|-----------------|----|-----------|-----|-----------|-----|
|                 |    |           |     |           |     |
| 住民1人1日あたりのごみ排出量 | OC | 558g/1人日  | H27 | 549g/1人日  | H33 |
| 小水力発電の推進        | OP | 0カ所       | H28 | 1カ所       | H33 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

## 施策 19-1

## ごみ減量化、リサイクル推進

### 現状と課題

平成 19 年度に清掃センター焼却炉を廃止した後、可燃ごみについては焼却・最終処分を民間委託し、容器包装プラスチック、びんにあつては、容器包装リサイクル協会を通じてリサイクルを行っている。古紙、ペットボトル、空き缶、布類、その他プラスチックは、清掃センターで中間処理をした後、処理を民間委託している。

ごみ処理に係るコスト削減が必要である。処理だけでなく、排出される廃棄物の量をいかに減ずるか(リデュース)が課題となる。

### 施策の目指す姿

これまで以上に分別収集を徹底し、住民の意識を高め、再資源化できる部分を増やす。

リデュース・リユース・リサイクルの 3 R(スリーアール)を進め、幼児へのごみ減量化に係る教育を進める。

| 施策の内容                                       |                        | 担当課・係                  |
|---|------------------------|------------------------|
| ○新ごみ処理施設での廃棄物処理について準備を進める。分別収集の徹底を引き続き推進。   |                        | 住民税務課生活環境係             |
| ○処理費用、3 R、コンポスター使用などに関する情報発信を行い、住民意識の高揚を図る。 |                        | 住民税務課生活環境係             |
| ○ごみの分別作業を障がい者施設で処理し 3 R 推進への参加を図る。          |                        | 住民税務課生活環境係<br>健康福祉課福祉係 |
| ○ごみの減量化について幼児教育を推進。                         |                        | 住民税務課生活環境係<br>こども課保育園係 |
| 主要事業  | 清掃センター、障がい者 3 R 活動応援事業 |                        |

## 施策 19-2 環境美化活動の推進

### 現状と課題

ごみの不法投棄やポイ捨てが後を絶たず、環境を損ねる原因となっている。町では、おおむね大字単位ごとに不法投棄監視員を委嘱し、月2回程度区域内の見回りを実施している。また、年に一度のごみゼロ運動を通じて、自ら環境を保全する意識啓発を実施している。

### 施策の目指す姿

環境に対する住民意識の向上によって、ごみの不法投棄などあらゆる環境悪化を住民一人ひとりが防止していく社会を目指す。

| 施策の内容 |   | 担当課・係      |
|-------|---|------------|
|       | ○ごみ減量化、不法投棄、水質・大気汚染、愛玩動物※の糞害など、環境に対する学習啓発活動を実施し、環境保全意識の向上を図る。 | 住民税務課生活環境係 |
|       | ○不法投棄を未然に防ぎ、また速やかに発見するための監視員による監視活動を継続。                       | 住民税務課生活環境係 |
|       |   |            |
|       |   |            |
| 主要事業  | 不法投棄パトロール、環境美化運動  |            |

※愛玩動物：大切にし、かわいがること。多く、小さな動物についていう。また、いつくしみ楽しむこと。



## 施策 19-3

# 地域資源を活かした新エネルギーの推進

### 現状と課題

平成 24 年 7 月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度※が開始となり、再生可能エネルギーの導入が加速している。平成 26 年度で佐久穂町太陽光発電システム設置補助金は終了となったが、住民や地域の多様な主体に再生可能エネルギーを普及させるためには、今後も推進のための支援ができるかが課題である。

### 施策の目指す姿

地域の特性に即した再生可能エネルギー（太陽光、小水力発電、バイオマス活用など）の普及を図る。

| 施策の内容  |            | 担当課・係                    |
|--|------------|--------------------------|
| ○公共施設への太陽光発電システム設置などに取り組む。   |            | 住民税務課生活環境係<br>総務課管財係     |
| ○小水力発電など再生可能エネルギーの実現可能性の研究を進め、住民や NPO 等が事業主体となり、地域金融機関等と連携して取り組む地域資源を活かした発電事業に対して支援する。 |            | 住民税務課生活環境係<br>総合政策課政策推進係 |
| 主要事業   | 小水力発電の導入推進 |                          |

※再生可能エネルギーの固定価格買取制度：再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者へ調達を義務づけるもの。

## 施策20 交通安全、防犯対策

現在、交通事故件数は全国的に減少傾向にありますが、高齢者が関係する事故の割合が高く、その対策が求められています。中部横断自動車道の(仮称)八千穂ICまでの開通により、交通の流れが大きく変化する中で、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備や通学路等の道路環境の向上を図ります。

防犯対策としては、警察署や防犯協会等の関係機関と連携し、消費者保護も含めた防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めます。

### 施策の目的

|               |  |
|---------------|--|
| 対象<br>(ターゲット) | 住民、交通安全協会、防犯協会、関係各署等   |
| 意図            | 住民の安全で快適な生活環境を実現するため交通安全意識の高揚に努める。<br>防犯灯の適正な整備と、防犯協会への助成を通じて、犯罪抑止環境を整える。<br>消費生活に関する安心安全確保に努める。 |

### 施策の達成目標

| 指標項目       | 区分 | 基準値(年・年度) |        | 目標値(33年度) |        |
|------------|----|-----------|--------|-----------|--------|
|            |    |           |        |           |        |
| 防犯啓発活動     | OP | 10回       | H27    | 15回       | H33    |
| 町内交通死亡事故件数 | OP | 3件        | H23~27 | 0件        | H28~32 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

## 施策 20-1

## 交通安全対策の推進

### 現状と課題

町人口構成の高齢者の占める割合が高まる中で、高齢者への交通事故防止啓発がより一層必要と考えられる。

また、統合小中学校開校により、子どもたちの通学路の安全対策を含めた歩行者の安全確保についても進めていく必要がある。

### 施策の目指す姿

交通安全設備の充実とともに、特に高齢者へ交通安全の意識の向上と知識の普及に努め、佐久穂町の交通事故の防止及び交通死亡事故ゼロを目指す。

| 施策の内容                                    |                              | 担当課・係     |
|--|------------------------------|-----------|
| ○警察・県機関と連携し、高齢者と歩行者を中心とした交通安全啓発の実施に取り組む。 |                              | 総務課庶務係    |
| ○ドライバーの交通ルール徹底、マナーの向上を推進する。              |                              | 総務課庶務係    |
| ○通学路の危険個所の把握と、安全な通学方法の指導啓発について検討を進める。    |                              | こども課学校教育係 |
|  |                              |           |
| 主要事業                                     | 交通安全施設整備、交通安全協会、東北信市町村交通災害共済 |           |

## 施策 20-2 防犯対策の推進

### 現状と課題

防犯協会では、防犯指導員及び防犯女性部による夜間パトロール、清掃活動等を実施している。引き続き指導員、女性部の自主的活動が更に求められる。また、地域住民同士の見守り、危険箇所への防犯灯の整備など、犯罪抑止が求められている。

### 施策の目指す姿

地域や警察との連携による防犯協会活動の浸透による、地域住民の防犯意識の高揚及び地域住民による自主的な防犯活動を推進します。また、防犯灯の適正な整備により犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

| 施策の内容 |  | 担当課・係  |
|-------|--|--------|
|       | ○防犯灯のLED照明機器への交換整備。                            | 総務課管財係 |
|       | ○防犯協会の各種媒体による啓発活動、学校や地域での防犯教育、防犯意識の高揚を図る活動を支援。 | 総務課庶務係 |
|       |  |        |
| 主要事業  | 街灯管理、防犯協会事業（パトロール、清掃活動、啓発活動）                   |        |

## 施策 20-3 消費者の保護

### 現状と課題

平成21年度から消費者行政活性化事業補助金を活用し、啓発事業や相談者のプライバシー保護ができる「相談室」を設置したことにより、身近な相談室として対応できる体制整備が図られた。依然として消費者トラブルが絶えない状況ではあるが、高齢者などにはトラブル被害を身近な役場の相談窓口では相談しにくい可能性もある。また、専門の相談員がいないため、相談が来ても東信消費生活センターへつなげているのが現状であるため、情報提供と家庭や地域での見守りの推進が必要である。

### 施策の目指す姿

特殊詐欺（振り込め詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺等）をはじめ、郵便、電話、携帯電話やパソコンなどを使った詐欺や悪質商法が増加しており、こうした消費者トラブルから住民を保護するため、消費生活情報の周知を図るとともに、関係団体、家庭、地域が連携を取り合い、被害の未然防止に努める。

| 施策の内容 |   | 担当課・係  |
|-------|---|--------|
|       | ○トラブルにつながりかねない情報を、住民、消費生活センター等から常に収集し発信。                  | 総務課庶務係 |
|       | ○家庭、地域（民生児童委員、ヘルパーなど）の見守りや相談活動を通じて、住民、特に高齢者の悪質商法被害を未然に防止。 | 総務課庶務係 |
|       | ○佐久地域の消費生活センター設置の検討。                                      | 総務課庶務係 |
| 主要事業  | 消費者相談、地区出前講座  |        |

## 施策 2 1 持続可能な行財政経営

町財政を取り巻く状況としては、社会保障費（扶助費等）を中心とする義務的経費の増加に加え、小中学校の跡地利用や老朽化した社会インフラ等の更新など財政負担の大きな事業が想定される上に、合併に伴う財政上の支援（普通交付税の合併算定替等）が終了に近づきつつあるなど、厳しい財政状況となっています。

町ではこの厳しい状況を踏まえ、将来にわたって持続的に発展を続ける自立性の高い町政の実現に向けて、平成 26 年度に「第 1 次佐久穂町行財政改革大綱」を策定しました。その大綱の達成に向けて、行財政運営の在り方を常に点検・評価し、組織をあげて取り組みます。

また、行政は積極的に情報を公開し、地域の情報を住民と行政が「共有」し「説明責任を果たす」ことで、住民のまちづくり参画を促し、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進します。

| 施策の目的         |   |
|---------------|---|
| 対象<br>(ターゲット) | 行政、住民   |
| 意図            | <p>行政評価システム※（PDCA サイクル）等を通して効率的な行政運営と住民ニーズに即した質の高い行政サービスの提供に努める。</p> <p>安定した財源の確保を図り、限られた財源を重点的・効果的に配分し、健全な財政運営を行うとともに人財育成に努める。</p> <p>広報紙、インターネット、地区懇談会などを通じて、行政情報を逐次公開する。</p> |

| 施策の達成目標       |    |           |     |            |     |
|---------------|----|-----------|-----|------------|-----|
| 指標項目          | 区分 | 基準値（年・年度） |     | 目標値（33 年度） |     |
| 事務事業シートの公表    | OP | 非公表       | H27 | 公表         | H33 |
| 実質公債費比率       | OC | 7.9%      | H27 | 7.7%未満     | H33 |
| 経常収支比率        | OC | 85.5%     | H27 | 80.0%未満    | H33 |
| 人件費           | OP | 1,199 百万円 | H27 | 1,135 百万円  | H33 |
| 町ホームページアクセス件数 | OP | 50 万件     | H27 | 53.5 万件    | H32 |

OP：アウトプット、OC：アウトカム

※行政評価システム：PDCA サイクル（Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善））を定着させ、行政活動の無駄をなくすことや行政の説明責任を果たすことを目的として、全国の自治体で導入が進められている行政経営のためのツール（道具）のこと。

## 施策 21-1

# 効率的で安定した行財政運営

### 現状と課題

長引く不況を反映し、自主財源である町税収入が落ち込んでいる。この状況がすぐに好転する材料は見当たらず、引き続き職員一人ひとりが厳しい現実を捉え、歳出の抑制はもちろん、歳入についても新たな財源の確保や町税等のさらなる収納率の向上、受益者負担の適正化に努め、創意と工夫で最大の行政効果を生むよう取り組んでいく必要がある。

実質公債費比率等の健全化判断比率は正常な範囲であり、現時点で危機的な財政状況というわけではないが、合併特例債事業、普通交付税の合併算定替の終了による歳入不足に対応できるよう、さらなる歳出削減に努める。

### 施策の目指す姿

- ・行政評価システム（PDCA サイクル）等を通して効率的な行政運営と住民ニーズに即した質の高い行政サービスの提供に努める。
- ・安定した財源の確保を図るとともに、限られた財源を重点的・効果的に配分し健全な財政運営に努める。

| 施策の内容   |                                | 担当課・係    |
|---|--------------------------------|----------|
| ○地方交付税額の確保については、国に求めていく。  |                                | 総合政策課財政係 |
| ○質の高い行政の実現と住民の視点に立った成果重視の行政運営を目指す。行政評価システムの運用・推進を図る。必要に応じて財政運営適正化計画の策定。 |                                | 総合政策課財政係 |
| ○町債の繰上償還や、計画的な町債の借り入れ等により、公債費の削減に努め、後年度負担額の軽減を図る。                       |                                | 総合政策課財政係 |
| ○投資的経費は、事業の緊急度、重要度、有効度などを十分に検証し、コスト削減に努める。                              |                                | 総合政策課財政係 |
| ○公共施設等総合管理計画に基づき、町有施設等の適正配置、維持管理を推進する。                                  |                                | 総務課管財係   |
| 主要事業  | 町税賦課・収納、公有財産管理、資産台帳管理、新地方公会計制度 |          |

## 施策 21-2

## 情報発信・公開の推進

### 現状と課題

現在、住民に情報を伝達する手段としては、防災行政無線の定時及び非常放送、年12回発行の広報紙、回覧板、インターネットのホームページ及びSNS、特定目的の地区説明会、おでかけ町長室などがある。

現在、ホームページは余り閲覧されておらず、掲載内容が分かりづらいため、電話、来庁による情報収集を行っている人が多い。

### 施策の目指す姿

適切な時期に適切な内容を、過不足なく伝達することを目標とし、住民が有効的に使えるコンテンツを導入する。

ホームページ及びSNSによる効率的な情報提供、情報収集を行うことで、住民からの問い合わせ時間を削減する。また、まちづくり懇談会などの広聴機会の充実に努め、住民の意見や要望を町政運営に活かす。

コミュニティの取組を広く発信し、活動の認知度、活性度を高める。

| 施策の内容  |                                  | 担当課・係                |
|--|----------------------------------|----------------------|
| ○防災行政無線の定時及び非常放送、特定目的の地区説明会、おでかけ町長室の継続。まちづくり懇談会など広聴機会の充実。                  |                                  | 総務課庶務係<br>総合政策課政策推進係 |
| ○広報紙（年12回発行）、行政連絡員を通じた回覧配布物のさらなる有効活用を図る。                                   |                                  | 総務課庶務係<br>総合政策課情報政策係 |
| ○ホームページの再構築。住民のニーズに合った内容に改め、役場からの情報発信だけでなく、住民からも情報提供を受け付けられるようなコンテンツを実現する。 |                                  | 総合政策課情報政策係           |
| 主要事業   | 防災行政無線、広報さくほ、メール配信、ホームページ強化、統計調査 |                      |



## 施策 21-3 計画行政の推進

### 現状と課題

地方分権時代にふさわしい自立した自治体の確立とコミュニティ主体のまちづくりの実現に向け、平成28年3月に「コミュニティ創生戦略」を策定した。また、平成28年度に「第2次佐久穂町総合計画（本計画）」が策定される。それらの戦略、計画を推進していく上においては、コミュニティとの協働、住民サービスの向上を基本とし、行財政改革、人材育成、政策立案、広域連携、ICTの活用推進、民間活力の導入など、多くの課題に取り組む必要がある。

### 施策の目指す姿

住民に親しまれる窓口サービスを提供するとともに、マイナンバー※を活用した住民サービスを導入する。

コミュニティ創生戦略の取組を広域的な視点を持った事業としての確立を目指す。

職員の人材育成と人員配置の適正化を図るとともに、政策立案能力の向上を図る。

ICTの活用推進を図るとともに、民間活力を積極的に導入する。

| 施策の内容                             | 担当課・係   |
|-----------------------------------|---|
| ○行財政改革大綱、コミュニティ創生戦略、第2次町総合計画等の推進。 | 総合政策課政策推進係  |
| ○人材育成や政策立案能力向上のための研修の開催。          | 総務課庶務係  |
| ○コンプライアンス※徹底のための研修の開催。            | 総務課庶務係  |
| ○マイナンバーを活用した住民サービスの実施。            | 住民税務課住民係  |
| 主要事業                              | 地方創生交付金推進事業（広域連携）、政策アドバイザー導入、コンビニ交付サービス、人事評価制度、庁内及び外部研修 |

※マイナンバー制度（番号制度）：一般的には「国民総背番号制」と呼ばれ、すべての国民に個別の管理番号を付け、それに基づいて社会保障や個人情報の管理など、行政の処理をすべて行うというもの。

※コンプライアンス：法令遵守。特に、企業活動において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行することをいう。

## 附属資料

---

1 諮問・答申 -----115

2 総合計画審議会 -----117

参考 各論の見方 -----119

# 1 諮問・答申

---

## (1) 諮問

28 佐久穂総政第 81 号  
平成 28 年 9 月 26 日

佐久穂町総合計画審議会  
会長 由井 正隆 様

佐久穂町長 佐々木 定男

第 2 次佐久穂町総合計画（基本構想・基本計画）について（諮問）

佐久穂町総合計画審議会条例第 2 条の規定により、総合計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

## (2) 答申

平成 28 年 11 月 24 日

佐久穂町長 佐々木 定男 様

佐久穂町総合計画審議会会長 由井 正隆

第 2 次佐久穂町総合計画について（答申）

平成 28 年 9 月 26 日付 28 佐久穂総政第 81 号で諮問のあった第 2 次佐久穂町総合計画について、佐久穂町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、本審議会では慎重に審議した結果、その内容を妥当なものと認め答申します。

なお、本総合計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮され、まちの将来像「自律し多様なコミュニティが人々の暮らしを支え、挑戦や行動を支援するまち」の実現に努めることを要望します。

- 1 「行財政経営」の言葉を理解し、行政として佐久穂町に住む人々に向けた細やかな配慮がされた経営に努めること。
- 2 人口流出の要因の一つと考えられる若者の居住満足度を高める施策の展開を図ること。
- 3 充実した教育内容の小中一貫校を早期確立し、移住・定住に繋がるよう取り組むこと。
- 4 今後の観光施設運営検討委員会の答申結果を踏まえ、大きな財政的負担となっている施設については、その負担軽減を図ること。
- 5 伐期を迎えたカラマツ人工林について、その有効活用と資源の循環に配慮した施策を推進すること。
- 6 「雇用・起業支援」は住民の働く場に直結することから、農業、林業、商工業など様々な産業の分野において積極的に取り組まれない。特に後継者の育成を支援すること。
- 7 生活習慣病の重症化を抑える意味においても、歯科保健予防の推進に取り組むこと。
- 8 特産品開発においてはその事業化に主眼を置き、採算性や経済性に配慮した支援を推進すること。
- 9 各施策の展開にあたっては、その主旨を一貫して遂行できるような事業展開を望む。また、そのための職員のスキルアップやキャリア育成を推進し、活かすこと。
- 10 地方創生の事業の推進にあたっては、実現のための財源の確保に努めること。

## 2 総合計画審議会

---

### (1) 条例

#### 佐久穂町総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 20 日条例第 25 号

##### (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 の規定に基づき、佐久穂町総合計画審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、町の計画に関し必要な調査及び審議を行うため、佐久穂町総合計画審議会を置く。

##### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。  
2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。  
(1) 町教育委員会の委員 1 人  
(2) 町農業委員会の委員 1 人  
(3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 5 人以内  
(4) 識見を有する者 10 人以内  
(5) その他町長が認める者 3 人以内

##### (会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。  
2 会長は、会務を総理する。  
3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

##### (任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。  
2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。  
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

##### (庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、町長の定める機関において所掌する。

##### (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

##### 附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 20 日から施行する。

## (2) 委員名簿

| 委員の構成               | 団体・役職名等   | 氏名  | 備考 |
|---------------------|---|---|----|
| 町教育委員会の委員           | 町教育委員会委員  | 高見澤 栄子                                      |    |
| 町農業委員会の委員           | 町農業委員会会長  | 山口 茂弥                                       |    |
| 町内の公共的団体の<br>役員及び職員 | 町商工会会長<br>佐久浅間農協 佐久町中央支所長<br>南佐久北部森林組合 業務課長<br>町観光協会会長<br>町社会福祉協議会 会長 | 由井 正隆<br>岡部 雅史<br>高見澤 哲夫<br>加藤 東鬼破<br>中山 英雄 | 会長 |
| 識見を有する者             | 町区長会会長<br>町手をつなぐ育成会代表<br>町保健推進員会長<br>町環境保全審議会委員<br>佐久穂女性みちの会代表        | 高見澤 敏光<br>石川 武<br>内藤 和子<br>島崎 規子<br>丸山 信代   |    |
| その他町長が認める<br>者      |   | 市川 和歳<br>菊池 元美<br>井出 利松                     |    |

# 参考 各論の見方

(施策)

## 2 各論

まちづくり戦略名

基本構想で示した4つの戦略です。

施策名

4つの戦略を具体化していく施策の項目です。

### 重点戦略 A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり（地域コミュニティ）

#### 施策 1 住民と行政の協働

たとえ高齢者のみの集落となっても、住み続ける意志があるうちはそこに住み続けられる環境を様々な地域コミュニティの力で維持することを目指します。

そのために、今、地域コミュニティが置かれている実態をみんなで把握し、集落運営の支援を行います。小さいコミュニティを繋ぎ、大きな解決力を導くネットワークづくり、地域コミュニティのリーダー育成に係る取組を行います。

##### 施策の目的

|               |  |
|---------------|--|
| 対象<br>(ターゲット) | 住民、行政区、各種団体等、NPO 法人、ボランティア、社協、地域おこし協力隊   |
| 意図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>顔の見える行政を推進し、住民と行政の連携によるまちづくりを目指す。</li> <li>NPO 法人など広く住民のコミュニティ活動の組織化を推進する。</li> <li>支援を必要とする人を地域で助け合い、支える環境を整備する。</li> <li>地域おこし協力隊による地域課題の解決、地域活性化と定住（住まいと仕事）を支援する。</li> </ul> |

##### 施策の達成目標

| 指標項目                              | 区分 | 基準値（年・年度） |     | 目標値（33年度） |         |
|-----------------------------------|----|-----------|-----|-----------|---------|
| 住民の居住満足度<br>「満足、やや満足」の割合（住民アンケート） | OC | 65.1%     | H27 | 67.5%     | H32     |
| おでかけ町長室の開催数                       | OP | 3回        | H27 | 20回（累計）   | H29-H33 |
| 住民の地区活動への参加状況（住民アンケート）            | OC | 66.2%     | H27 | 70.0%     | H32     |
| 集落点検 実施地区数                        | OP | 0地区       | H27 | 12地区（累計）  | H33     |
| 地域お                               |    |           |     |           | H33     |

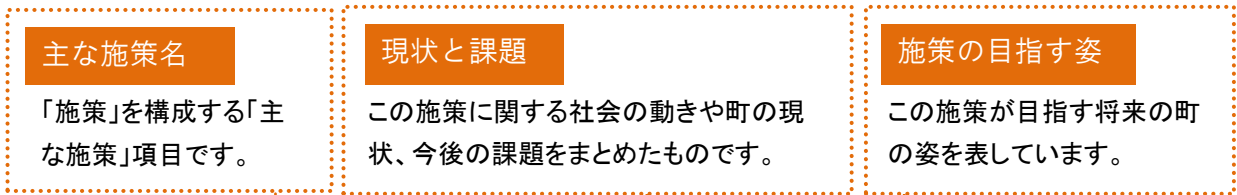
施策の目的

施策の対象(ターゲット)や意図を示します。

施策の達成目標

施策の成果を計るための指標として、最終年度の目標値や目標とする状態を設定しています。

(主な施策)



**施策 1-1 住民のまちづくり参画**

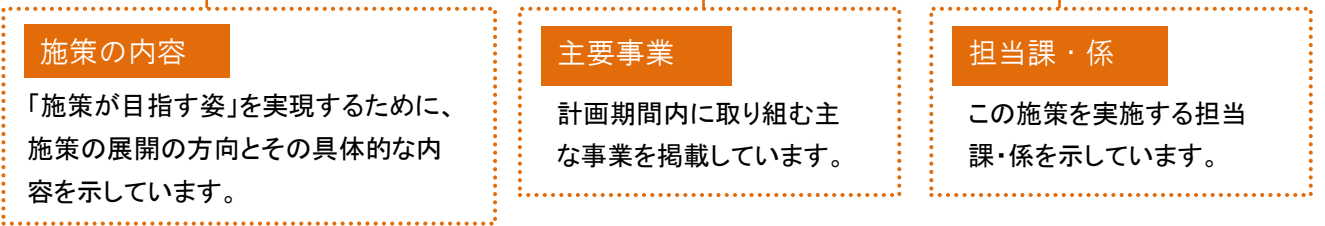
**現状と課題**

現在、住民による行政参画の機会は公募委員等の参加が主で、ほかに行政参画の機会が少ない。住民一人ひとりがまちづくりに参画する機会を増やしていくことが求められており、地域課題への対応やまちづくりの役割分担など、住民の取組と行政の取組が互いに連携しながら相乗効果を生む必要がある。

**施策の目指す姿**

住民への情報公開や情報共有を進めることにより、政策形成の場へ住民の参加を促し、施策への反映に努める。あわせて、NPO やボランティア団体等の活動を支援し、住民の参加を促す。

| 施策の内容                               | 担当課・係  |
|-------------------------------------|--|
| ○自治会活動助成金の交付。                       | 総務課庶務係                                       |
| ○決算、事務事業評価シート等の情報公開を進める。            | 総合政策課財政係                                     |
| ○様々なコミュニティと連携し検討を行う場やネットワークづくりの支援。  | 総合政策課政策推進係                                   |
| ○地域課題への対応やまちづくりの役割分担等を定めた基本的ルールを検討。 | 総合政策課政策推進係                                   |
| <b>主要事業</b>                         | 区長・行政連絡員、事務事業評価シート、お出かけ町長室、コミュニティ提案型まち活性化補助金 |









## 第2次佐久穂町総合計画 基本構想、前期基本計画

本計画書は、佐久穂町ホームページでもご覧いただけます。  
佐久穂町ホームページ TOP > [町の情報](#) > [計画](#) > 総合計画

平成28年12月

発行 **佐久穂町**

編集 総合政策課

〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地